

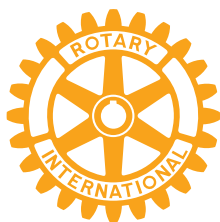
補助金 マニュアル

2024-25 年度用

The
Rotary
Foundation



Rotary
世界を変える行動人



2024 年 1 月
国際ロータリー第 2790 地区
2023-24 年度 ロータリー財団統括委員会 編集

目 次

1) ふたつの補助金	1
1-1) 地区補助金 (DG) とグローバル補助金 (GG) の比較	1
1-2) 補助金の選択	2
1-3) 補助金申請への参加資格 (DG、GG 共通)	3
2) 地区補助金とグローバル補助金について	4
2-1) 地区補助金 (DG)	4
2-1-1) 地区補助金の概要と申請資格について	4
2-1-2) 地区補助金 (DG) 申請要項 (様式 301)	5
2-1-3) 地区補助金 (DG) の申請	12
2-1-4) 地区補助金 (DG) 事業の実績	12
2-2) グローバル補助金の概要	13
2-2-1) グローバル補助金の概要	13
2-2-2) グローバル補助金 (GG) 申請要項	13
2-2-3) グローバル補助金 (GG) の申請	15
2-2-4) グローバル補助金 (GG) の立案から報告完了までの流れ	16
2-2-5) グローバル補助金 (GG) の当地区の実績	17
2-2-6) グローバル補助金 (GG) に関する地区ロータリー財団委員会への事前情報提供	17
2-2-7) グローバル補助金 (GG) 事業への送金方法	18
2-2-8) グローバル補助金 (GG) 事業の、DDF の受け取り方法	18
3) ロータリー財団奨学生	19
3-1) 地区補助金 (DG) 奨学生 申請要項 (様式 601)	19
3-2) 地区補助金 (DG) 奨学生 申請書 (様式 602)	22
3-3) 地区補助金 (DG) 奨学生 申込書 (様式 603)	23
3-4) グローバル補助金 (GG) 奨学生申請要項 (様式 701)	25
3-5) グローバル補助金 (GG) 奨学生 申請書 (様式 702)	29
3-6) グローバル補助金 (GG) 奨学生 申込書 (様式 703)	30
3-7) ロータリー財団奨学生 推薦書	33
3-8) ロータリー財団奨学生申請に関する疑義 (Q & A)	34
4) 補助金プログラムの参加資格	37
4-1) クラブの参加資格認定	37
5) 地区規定・書式	40
5-1) 地区補助金 (DG) 財務管理計画規定 (様式 201)	40
5-2) グローバル補助金 (GG) 財務管理計画規定 (様式 202)	42
5-3) 地区補助金 (DG) 申請書 (様式 311)	44
5-4) 地区補助金 (DG) 報告書	46
5-5) グローバル補助金 (GG) 事業計画書 (様式 501)	47
5-6) グローバル補助金 (GG) DDF 使用申請書 (様式 511)	49
6) 参考資料	50
6-1) 重点分野の基本方針	50
6-2) ロータリー財団 地区補助金 授与と受託の条件	66
6-3) ロータリー財団 グローバル補助金 授与と受託の条件	75
6-4) ロータリー災害救援補助金 授与と受託の条件	90
6-5) 地区補助金実績表	98

1) ふたつの補助金

1-1) 地区補助金 (DG) とグローバル補助金 (GG) の比較

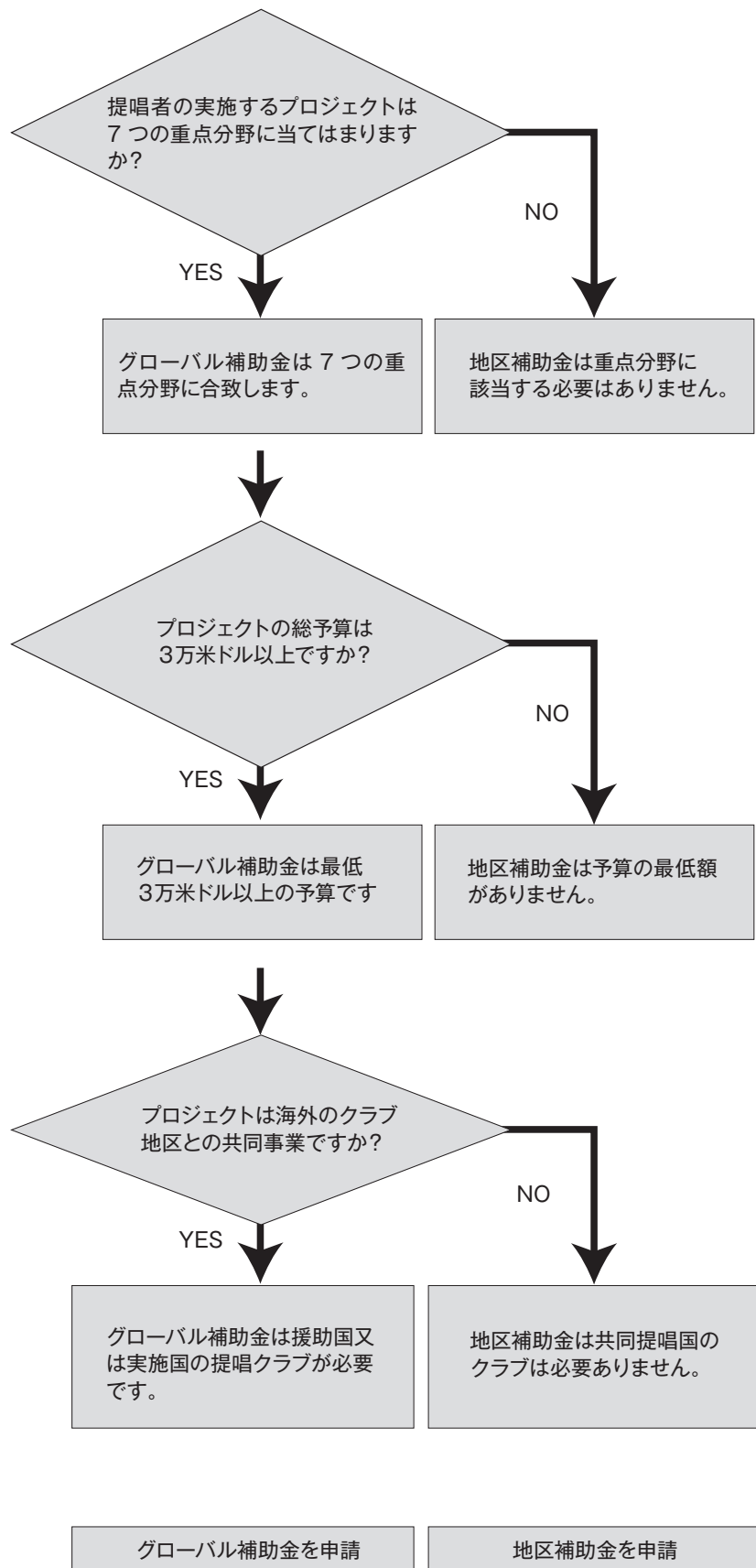
下掲のようにそれぞれの補助金には大きな違いがあります。

※ TRF・・・The Rotary Foundation (国際ロータリーのロータリー財団)

地区補助金 (DG)	グローバル補助金 (GG)
財源は地区財団活動資金 (DDF) です。当地区では、プロジェクト全費用の 50%を目途に補助金を配分しますが、クラブからの申請の総額により補助金額を減額する場合があります。	財源は DDF と国際財団活動資金 (WF)、クラブ拠出金の組み合わせです。DDF に対し 80% の WF が上乘せされます。
DG の総額は 3 年前の年次基金寄付と前年度の恒久基金の運用益の合計の 50% が上限です。	DDF から地区補助金、ポリオプラスや平和センターへの寄贈等を控除した残額を配分します。繰越金は原則としてここに加算されます。
地区財団委員会が一括して TRF に申請し、一括して補助金を受け取る。その後地区からクラブ等に補助金を授与します。	プロジェクト1件ごとにクラブ等が直接 TRF に申請します。個別申請です。地区財団委員会が申請するものではありません。
補助金を受ける年度内で報告書までが完了する比較的短期間のプロジェクトです。	現地調査も含め、プロジェクト完成まで 1 年以上かかるプロジェクトです (例外：職業研修チーム)。
1 回限りの比較的小規模なプロジェクトです。地元地域社会でも海外でも実施可能です。	持続性のある成果を上げ、かつその成果を測ることが出来なければなりません。大規模な国際プロジェクトです。
奨学生の奨学金支給期間は、1 年間です。	奨学生の奨学金支給期間は、最長 4 年間です。
奨学生は国外の大学、大学院を対象とします。	奨学生はロータリーの重点分野を専攻し海外の大学院及び同レベルの研究機関で学ぶ場合に限られます。
2024-25 年度も前年度同様に 2790 地区の補助金は 1 件当たり 60 万円以下と定めます。 (ローターアクトクラブは別途定める) (ロータリーレートにより変動します)。	2790 地区では、1 つのプロジェクトに対して DDF から支出する補助金は、原則 20,000 ドル以下としています。
国内の活動でも、国際レベルの活動でも可能です。	2 ヶ国以上のクラブまたは地区が参加する国際プロジェクトのみです。
実施国にロータリークラブの有無を問いません。また、協力クラブも必須ではありません。 OFAC 指定国は除きます。	ロータリークラブが存在する国または地域のプロジェクトのみを対象とします。
ロータリーの目的に即した事業であればプロジェクトの分野は問いません。平和フェローの専攻科目と重なる場合は不可です。	ロータリーの重点分野の 1 つ以上に該当するプロジェクトでなければなりません。平和フェローの専攻科目と重なる場合は不可です。
クラブと地区が主たる実施者で、申請書を提出し実施と報告の責務を負います。	申請書・報告書は実施国側提唱者と援助国側提唱者の両者が協力しなければいけません。しっかりした相手を選ぶ必要があります。
実施者は事業完了後 1 か月以内に完了報告書を提出し、地区は全部を取り纏めて TRF への完了報告の提出が義務付けつけられています。報告書が提出されないと TRF より次年度の補助金支給が停止されます。	プロジェクト完了後 2 か月以内に TRF へ完了報告書の提出が義務付けられています。プロジェクトが 1 年を超える時は中間報告の提出が必要です。報告書が提出されないと TRF より地区への次年度の補助金支給が停止されます。
補助金の残額を合計して TRF に返却し、DDF として繰り越しされます。	個別のプロジェクトの補助金で残金があった場合、TRF に返却します。
補助金は受給者 (クラブなど) に管理責任があります。地区も最終責任を負います。	TRF がプロジェクトを 1 件 1 件審査し、補助金を個別に授与します。補助金は受給者 (クラブなど) に管理責任があります。地区も最終責任を負います。
2790 地区では、原則としてロータリアンに係る費用は不適格とします。	ロータリアンの旅費は支給出来ません。ただし、職業研修チームのチームリーダーを除きます。

1-2) 補助金の選択

プロジェクトが、グローバル補助金用か地区補助金用かを判断するチャート



1-3) 補助金申請への参加資格 (DG、GG 共通)

地区とクラブに参加資格があります。

■クラブの参加資格 (2022年7月よりローターアクトクラブも含まれます)

地区補助金を申請出来るクラブは、次の要件を満たしていなければなりません。満たさない場合は地区補助金の申請を行うことはできないので注意して下さい。

- クラブの参加資格認定：覚書 (MOU) を、申請年度のクラブ会長、プロジェクト年度のクラブ会長 (会長エレクト) の2名が署名して地区に提出して下さい。
- 財務管理計画規定 (様式 201:DG・様式 202:GG) を作成し、クラブで保管して下さい。
- 最低1名の会員を、第2790地区ロータリー財団委員会が開催する「補助金管理セミナー」に出席して下さい。

※ローターアクトクラブのグローバル補助金の申請は、グローバル補助金を利用したプロジェクトでロータリークラブまたは地区と協力した経験があることが条件となります。

また、ローターアクトクラブは、ロータリー災害救援補助金及び大規模プログラム補助金を申請することはできません。

■クラブ以外の参加者

- IAC、ROTEX、RYLA 参加者、財団奨学生、米山奨学生等及びその経験者である学友会など (以下「ロータリアン以外の参加者」という) が申請を希望する場合は、それらを管轄するクラブか地区委員会が補助金管理セミナーに参加して、有効な MOU を、第2790地区ロータリー財団委員会に提出して参加資格を得る必要があります。
- クラブが窓口になる場合はクラブからの申請となります。地区委員会の傘下にある諸組織からの申請は第2790地区ロータリー財団委員会が申請者となり、TRF へは第2790地区からの申請となります。
- 地区委員会の傘下の組織には、前述の「ロータリアン以外の参加者、及びロータリアンからなるグループ」も含まれます。
- 奨学生は本人ではなく、推薦クラブが参加申請して下さい。

2) 地区補助金とグローバル補助金について

2-1) 地区補助金 (DG)

2-1-1) 地区補助金の概要と申請資格について

地区補助金は、地元や世界各地の地域社会のニーズに取りくむための、比較的規模の小さい、短期的な活動を支援します。これらの活動は、ロータリーの会員が、人びとの健康状態を改善し、質の高い教育を提供し、環境保護に取り組み、貧困をなくすことを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるよう支援するという国際ロータリー財団の使命に沿ったものです。

地域社会と海外において、ロータリー財団の使命に即した幅広いさまざまな人道的・教育的活動を支援するものです。クラブが実施する社会奉仕活動や国際奉仕活動が該当しますが一定の条件があります。

地区補助金の対象となる活動は、次の活動です。

● TRF の使命にあてはまる活動

TRF の使命とは、ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすることです。

● ロータリアンが積極的に関与する活動

ロータリー活動は基本理念である Ideal of Service を具体化するための実践活動です。これを支援する補助するのがロータリー財団補助金です。よって、第 2790 地区では、単純な金銭提供、金銭寄付は不可としています。また、物品を寄付するのみの活動も原則として不可と判断します。

2-1-2) 地区補助金 (DG) 申請要項 (様式 301)



第 2790 地区の地区補助金 (DG) 申請要項

国際ロータリー第 2790 地区

ロータリー財団統括委員会 地区補助金プロジェクト委員会

第 2790 地区では、以下のように 2024-25 年度地区補助金申請要項を、次の通り定めています。

■申請期日等

提案書相談時期	相談期間 2024 年 3 月 31 日まで随時
申請書提出期間	2024 年 3 月 1 日～3 月 31 日締切 (当日消印有効)
審査期間	2024 年 4 月 1 日～4 月 17 日
補助金の交付期間	TRF より地区に補助金が振込まれ次第
プロジェクト実施時期	2024 年 7 月 20 日 (予定)～2025 年 4 月 30 日
最終報告書提出期日	原則プロジェクト終了後 1 ヶ月以内 最終期限は 2025 年 5 月 30 日 ※厳守下さい

補助金の条件	支給条件	人道的なプロジェクトへの支給は、緊急性、受益者の数、人道的重要度等を審査の主眼とします
		大学生・大学院生を派遣する奨学金の支給は、地区に個別で相談して下さい
		事情により、地区ロータリー財団委員会の裁量により補助金の条件を変更する場合があります
	遵守制約	補助金の主たる目的通りに適正に資金を活用すること
		財団の定める諸条件を順守すること
		地区との「報告・連絡・相談」を密接にすること

注1) 2024-25 年度も前年度同様に申請は各クラブ複数件申請 (最大 2 件まで) できます。事業の優先順位を申請書に記載して下さい。

注2) 但し補助金予算に限りがあるため、1 クラブの複数件の申請は、すべてのクラブ申請の承認後、予算に余裕があった場合のみ 2 件目以降の申請承認を行います。

■地区補助金の対象となる事業は、次の事業です。

- 財団の使命にあてはまる活動 (プロジェクトの分野は問いません)。
- ロータリアンが積極的に関与する活動。
- 2790 地区ロータリー財団統括委員会が定めた条件に合致する活動。

■地区補助金の対象となる団体は、以下の通りです。

- 2790 地区のロータリークラブ。

- 2790 地区のローターアクトクラブ。

- 2790 地区の地区委員会。

(委員会の下部組織が申請する場合は、委員会がMOUを締結し、補助金管理セミナーに出席する必要があります。MOUは委員会・委員長名義で提出して下さい。)

- 地区補助金奨学生(地区補助金奨学生のみ)。

■地区補助金の対象となる活動・対象とならない活動の基準を定めています。

- 同一事業(受益者・授与者・内容がすべて同じ事業)は2年継続して補助金の対象とはなりません。

- 受益者が変わる複数年事業については、申請書に記述し、2790地区ロータリー財団統括委員会の承認を得ることが必要となります。但し、複数年事業が5年を超える場合は過度の支援にあたる為、再度計画を見直し承認が必要となります。

【理由:特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援にあてはまるため】
(TRF「授与と受託の条件2-D」)

同じ支援が続いてしまうことで受益者の自立を妨げてしまうことを避けるためです。受益者が、ロータリーの補助金による継続的な支援がないと生活・活動できなくなってしまうというような状況を作りださないようTRFから指導があります。

■地区補助金の対象となる活動

- プロジェクトを遂行するために必要な講師や出演者に提供する飲食の費用を補助金から支出することは適格です。

- 人道的な活動で、調査の上本当に困っている人々を支援する活動は適格です。
(物品を贈呈する活動は、単に贈呈するだけではなく、ロータリアンが直接参加するような活動であり、且つ、不特定多数の人々のために利用されるものは適格です)。

- 建物の新築と増築は適格です。既存の建造物の改装・修理も認められます。

- 地域社会のニーズが高い子供達の研究・学習・放課後のプログラム支援事業も可能ですが、補助金の対象にならない場合もありますので、事前に地区ロータリー財団委員会にご相談ください。

- 地域の障害者や高齢者のための支援活動は適格です(単なる娯楽的なものは不適格です)。

- 主にロータリー以外の団体によって実施される活動に協賛して一緒に活動したり物品等を寄贈したりする活動は、TRFの使命に関連している活動でロータリアンが積極的に参加するものについては適格です。

- 植樹や環境保全、環境美化活動、公園の遊具やベンチ、これらの維持管理道具類の寄

贈は、地域社会全般に役立つものであれば適格です。

- 障害者をサポートして美術館等へ招待する活動は、障害者のチケット代は適格です。
- プロジェクト実施のための傷害保険料は適格です。
- 競技会等に提供する物品（副賞・トロフィーなど）は、常識的な金額の範囲とします。

■地区補助金の対象とならない活動

- ロータリアンに対する飲食費、プロジェクト主催側のスタッフ等に提供する飲食費、単純な宴会の開催は不適格です。
- 物品を贈呈する活動は、特定の人に贈る場合は不適格です。
- 史跡の標識やモニュメントに類したものは不適格です。
- ロータリアンのための費用は、不適格です。（但し、一部適格になる部分があります）
- ホームページの作成費用は不適格です。
- 単なる文化的な体験学習やイベントは不適格です。
- コンサートや単なる文化講演会は不適格です。
- お祭りや行事への協賛金、他団体が実施する活動への協賛金の贈呈は、不適格です。
- 海外で奉仕活動をする、またはプロジェクトの調査をするロータリアンの旅費は第2790地区では不適格としています。
- 財団の使命にあてはまらない内容の事業に、ポリオ根絶の広報等を付け加えただけの事業は、減額の対象になる可能性があります。
- 各クラブが毎年行っている奉仕活動が、TRFの使命と一致するとは限りません。社会的に意義のある奉仕活動であっても、TRFの定める「授与と受託の条件」に適合しなければ、財団の補助金の対象にならない場合もあります。

■「地区補助金(DG)財務管理計画規定(様式201)」の作成

「地区補助金財務管理計画規定」を作成し、各クラブにて管理をしてください。

■申請書作成の手順

- ①クラブ・委員会は、地区補助金の活動を立案します。
- ②地区補助金を受領する銀行口座を開設します。
口座名は任意です（昨年以前の担当者の名前が使われていても問題ありません）。

- ③ 2024年2月3日に開催される補助金管理セミナーに参加し、第2790地区とMOU（覚書）を交わします。
- ④ 第2790地区のホームページから、Excelファイル形式の「ロータリー財団地区補助金申請書（様式311）」をダウンロードし、記入します。
- ⑤ 記入したExcelファイル(拡張子は.xls、または.xlsx)を地区補助金プロジェクト委員会にメールで提出します。送付先のメールアドレスは地区補助金申請書内で指定します。送信する際は.pdfファイルに変換せず、xls(.xlsx)ファイルのままとしてください。
- ⑥ Ward ファイルを印刷し、「14. クラブ会長及び会長エレクトの署名」を直筆で行います。クラブの場合は「申請年度のクラブ会長」「次年度のクラブ会長」の2名が署名を行います。地区委員会等の場合は「申請年度の委員長(責任者)」「次年度の委員長(責任者)」2名が署名を行います。
- ⑦ 署名をした申請書の原本を、地区補助金プロジェクト委員会宛に郵送して下さい。申請書を複写したものではなく原本の提出が必須になります。締切日の消印有効です。
- ⑧ 事業の審査前に問題点が判明した場合、書き直しや訂正を行って頂く場合があります。(その場合、地区補助金プロジェクト委員会へのExcelファイルのメール送信と、申請書原本の郵送の両方を行って下さい。)

■申請書作成の留意点

- プロジェクト名は、プロジェクトの内容を短い文章で表現してください。
- プロジェクトの説明については、地域社会のニーズが高いこと、人道的に必要なものであること、本当に困っている人々のためのものであるか等が十分理解されるように記述してください。
- ロータリアンの参加については、具体的に記述してください。
- 予算は、地区補助金の対象となるものについて記載してください。金額は日本円で記載してください。可能な限りの見積書（写し）の添付もお願いいたします。（必須）
- 署名人は、①申請年度のクラブ会長、②クラブ会長エレクトの名前を記入して下さい。

■申請内容の審査と承認について

- 提出された申請書は、2790地区ロータリー財団統括委員会と奉仕プロジェクト統括委員会による補助金審査会において審査がされます。補助金審査会にて承認後、第2790地区ロータリー財団委員会が各クラブの申請事業を一括してTRFに申請を行います。申請額はTRFへの申請月のロータリーレートによってドル換算されます。
- 事業実施に先立ってTRFの承認を得ることが補助金受領の条件となります（TRFの承認前に事業を開始することはできません）。

■地区補助金の支給について

- TRF からの承認後、地区補助金が支給されます。補助金額は TRF より支払われる月のロータリーレートに従って支給となります。申請時と支給時とのロータリーレートの変動によって、日本円換算時の補助金支給額が増減することがあります。
- TRF の承認後であれば、地区補助金が TRF から地区の口座へ支払われる前でもプロジェクトの実施は可能です。(資金を立て替えて実施いただくこととなります)
- 地区補助金は申請書に記載の銀行口座に振り込まれます。年度代わりに伴う役職交代で名義人等の口座情報が変更になった場合は地区補助金プロジェクト委員会まで速やかにご連絡をお願いいたします。

■ 報告書の作成・提出・余剰金の処理について

- プロジェクト終了後 1 ヶ月以内、または 2025 年 5 月末までに報告書の提出が必須になります。全クラブの報告書が提出されない場合、次年度の補助金が TRF から振り込まれないので報告書は必ず、迅速に提出して下さい。
- プロジェクト実施が年度を超える場合は、中間報告書の提出が必須となります。
- 報告書のフォーマットは、2790 地区ガバナー事務所ホームページの地区委員会から、ダウンロードし、記入します。
- 提出先、問い合わせ先はダウンロードしたフォーマットに掲載しています。
- 報告書には領収書のコピー、活動風景の写真を添付して提出をしてください。
- 余剰金は返還していただくこととなります。2790 地区では事業支出の 50% を補助金として支給しているという考え方になっております。例えば、地区補助金から 10 万円、クラブ拠出から 10 万円の総額 20 万円を収入予算とし、支出総額が 16 万円となった事業の場合は 4 万円が余剰となりますが、支出額の 50% の 8 万円が地区補助金からの支出とされます。補助金支給額 10 万円から支出額 8 万円を差し引いた 2 万円を余剰金として返還いただくこととなります。(返還先口座情報は報告書に記載)

■ 補助金の上限額

2790 地区の地区補助金支給額は各クラブ 1 プロジェクトあたり、2024-25 年度も前年度同様に地区補助金の上限額を 60 万円とします。クラブ拠出金は事業支出の 50% 以上になります。

ローターアクトクラブの地区補助金については、地区補助金上限額は 30 万円とします。クラブ拠出金は事業支出の 10% 以上になります。

■ 地区の審査基準

● 審査の基準

第 2790 地区ロータリー財団委員会は、クラブから提出された申請書を審査する際には、前頁に記載した「地区補助金の対象となる活動・対象とならない活動」に記載された基準で審査します。

●除外された予算のクラブ負担

この場合、クラブからの申請書の予算項目を基準に照らし合わせます。この予算項目の中に基準にあてはまらない項目があった場合には、その項目を除外して計算します。除外された項目に要する資金は、全額クラブで拠出して頂くことになります。

●寄付ゼロクラブの除外

前年度、年次基金寄付ゼロクラブはロータリー補助金授与の対象から除外されます。

●予算超過時の減額措置

申請が地区補助金の限度額を上回った場合、補助金を削減する場合があります。

① 前年度の寄付の実績に応じた削減

前年度年次基金への寄付実績1人当たり99ドル以下は0.8倍、100～149ドルは0.9倍、150ドル以上は削減なし。

② 事業内容の適切さに対する減額。

①の減額を行っても申請額が超過する場合、事業内容を財団委員会で審査し、さらに減額の措置を講じます。減額の方法は、事業を個別に審査し、ロータリー財団の補助金として適切と思われない事業に対して個別に減額します。

③ ①と②を実施しても地区補助金の限度額を超えた場合。

②の減額を行っても申請額が超過する場合、一般事業を対象に一律に減額を行います。

【予想される減額対象内容】

- ・駅前等の公共スペースに物品を寄贈し、セレモニーやコロナ啓発を行うだけの事業。
- ・公演等、毎年同一の事業内容で、対象者が異なるだけの事業。

■財団委員会・クラブ間の連絡に関する注意事項

現在、第2790地区ロータリー財団委員会（委員を含む）とクラブ間の連絡は主に電子メールを使用して行われています。その際、メールが諸事情（うっかり未読、迷惑メールフォルダに送られた等）により見落とされた際の責任は、受信側が負います。重要な連絡を行うとき、または連絡に不安がある場合は、面倒であっても電話、FAX等で確認をして下さい。

■事業内容を変更、または事業を延期、中止する場合

諸事情により、事業内容の変更、実施時期の延期、もしくは事業中止を検討される場合は地区補助金プロジェクト委員会までご相談ください。

①事業内容を変更する場合

・TRFの承認後、事業内容に変更を加える場合は申請書の再提出が必要になります。（TRFの承認を得る前の事業内容変更はできません。）

②実施時期を延期する場合

・当初予定していた日程から実施時期を延期する場合、原則として定められた期間内（2025年4月30日まで）に事業を完了させてください。期限を跨いでの実施となる場合でも2025年5月30日までに中間報告書を提出していただくことになります。

なお、延期期間の上限は地区補助金受領後24カ月以内と定められております。

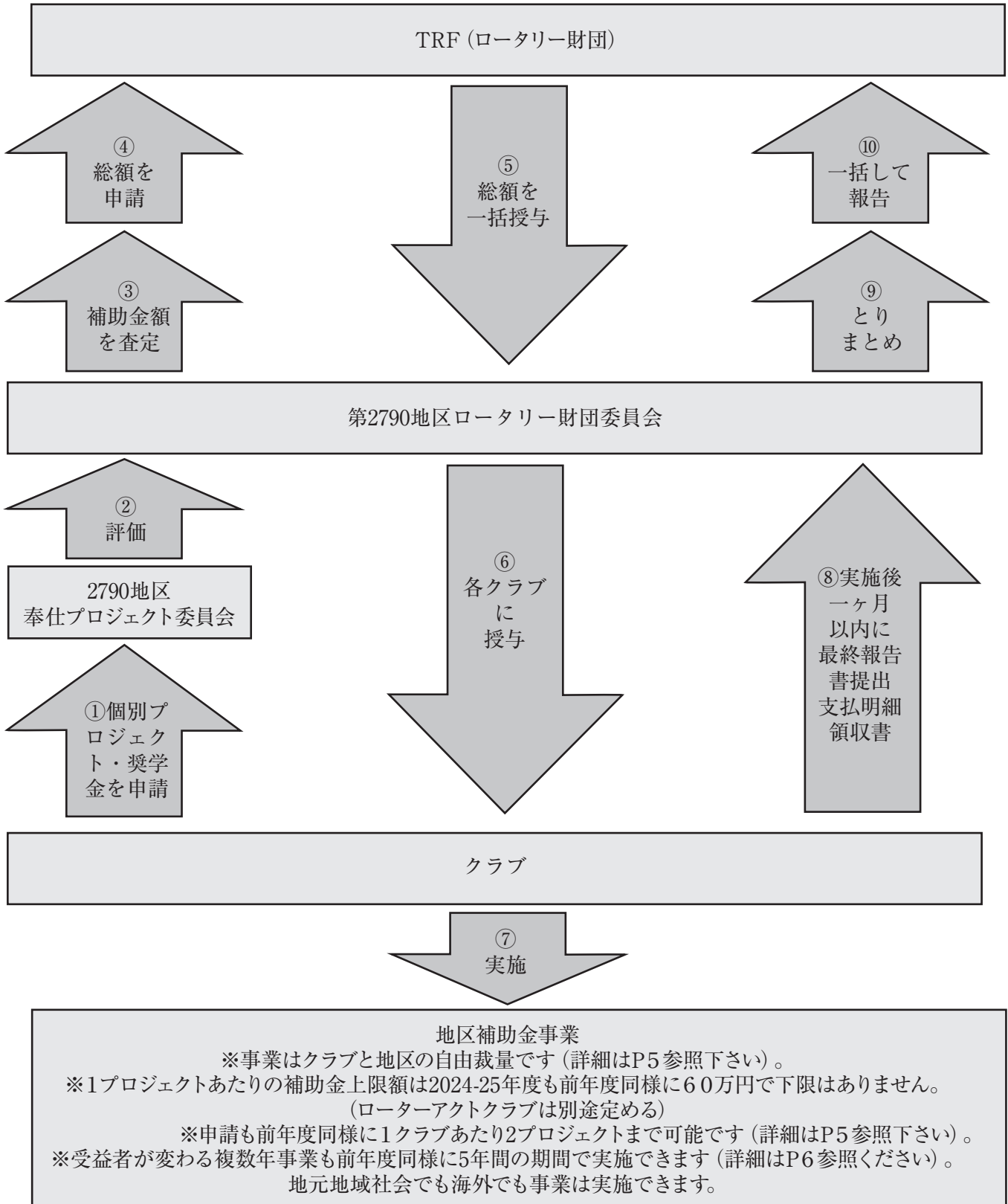
③事業を中止する場合

- ・事業を中止される場合であっても報告書の提出が必要となります。
- ・準備費で既に支出が行われていた場合、地区補助金を充当することができます。

2-1-3) 地区補助金 (DG) の申請

地区補助金の申請から報告の流れについて TRF、第 2790 地区ロータリー財団委員会、クラブ・ローターアクトクラブ・地区委員会の役割を図式で示しました。

地区補助金奨学金もこれに含まれます。



2-1-4) 地区補助金 (DG) 事業の実績

6-5) 地区補助金実績表を参照して下さい。

2-2) グローバル補助金の概要

2-2-1) グローバル補助金の概要

目的

グローバル補助金は、ロータリーの7つの重点分野に該当し、持続可能かつ測定可能な成果をもたらす大規模な国際的活動を支援します。

グローバル補助金は、以下のロータリーの重点分野に該当する国際的活動を対象としています。

- ・人道的プロジェクト：地域社会のニーズに取り組み、持続可能かつ測定可能な成果をもたらすもの。
- ・職業研修：職業研修を通じた地域の発展と能力向上を支援するもの。専門職業人のグループを海外に派遣し、現地の人々への指導や研修への参加等を実施します。
- ・奨学金：重点分野におけるキャリア構築を目指す人に海外の大学院への留学費用を提供する。8月、9月、10月のいずれかに留学を開始する奨学生の申請書の提出期日は6月30日です。(グローバル補助金ガイドから抜粋)

2-2-2) グローバル補助金 (GG) 申請要項

グローバル補助金の要件

グローバル補助金プロジェクトにはロータリークラブ会員が積極的に関わる必要があります。またプロジェクトはグローバル補助金の授与と受託の条件を満たす必要があります。

(1) プロジェクトの要件

- ①長期的で持続可能な影響をもたらす
- ②ロータリーの重点分野の少なくとも一つに一致する活動を含む
- ③予算が30,000ドル以上である
- ④地元地域の人々が特定した重要なニーズに取り組む
- ⑤地域社会がニーズに自力で取り組む力を向上させる

(2) 実行項目・留意事項

- ①毎年、クラブまたは地区がグローバル補助金を申請する為の資格認定を行う
- ②現地の人々にプロジェクトに積極的に参加してもらう
- ③海外のクラブと協力をする
- ④クラブまたは1地区がグローバル補助金の代表提唱者となれるのは、一度に10件までに限られる
- ⑤プロジェクトの計画を立てる (予算と財務管理計画を含む)
- ⑥補助金センターを通じて補助金を申請する
- ⑦期日までに報告書を提出する

☆人道的プロジェクト及び職業研修チームを含むプロジェクトの場合

- ⑧申請前に地域社会の調査を実施し、その結果を申請書に添える必要がある
- ⑨成果に向けた進捗を測定する (グローバル補助金ガイドから抜粋)

クラブの資格認定

グローバル補助金の参加資格認定プロセスを通じて、クラブは、ロータリーが定める財務と補助金管理の手続きに従うことに同意する必要があります。グローバル補助金の参加資格認定には以下の三つのステップがあります。参加資格を維持するには、毎年このステップを完了する必要があります。

- ① 補助金管理セミナーに参加する：補助金資金が提供されるプロジェクトに参加するロータリー会員が地区の補助金管理セミナーに出席する必要があります。プロジェクトに直接関わる会員が出席できない場合は、会長エレクトまたは他の会員が出席する事もできます。クラブの代表1名以上が補助金管理セミナーに出席する必要があります。
- ② クラブの覚書 (MOU) への同意と署名：「クラブの覚書 (MOU) とはクラブと地区の間で交わされる同意書で、補助金管理に関する財団の最低要件が記載されています。クラブ会長と会長エレクトが MOU に署名し、地区に提出する必要があります。
- ③ 地区が独自に設けている要件への同意：ロータリーの方針には全クラブに共通の標準要件が盛り込まれています。地区がこれに独自の要件を加えている場合もあります。

まとめ

クラブが参加資格を満たし、グローバル補助金を申請する場合は、プロジェクトがグローバル補助金の要件を満たしているかどうかを十分ご確認ください。グローバル補助金の活動(奨学金を除く)は、(1) 受益社会の人々がサポートしていること、(2) ロータリー会員が主導すること、(3) 測定可能な結果を残すこと、(4) 補助金を使い尽くされた後も地域社会が自力で持続していけるもの、であることが条件です。(グローバル補助金ガイドから抜粋)

支給額と支給の条件、方法

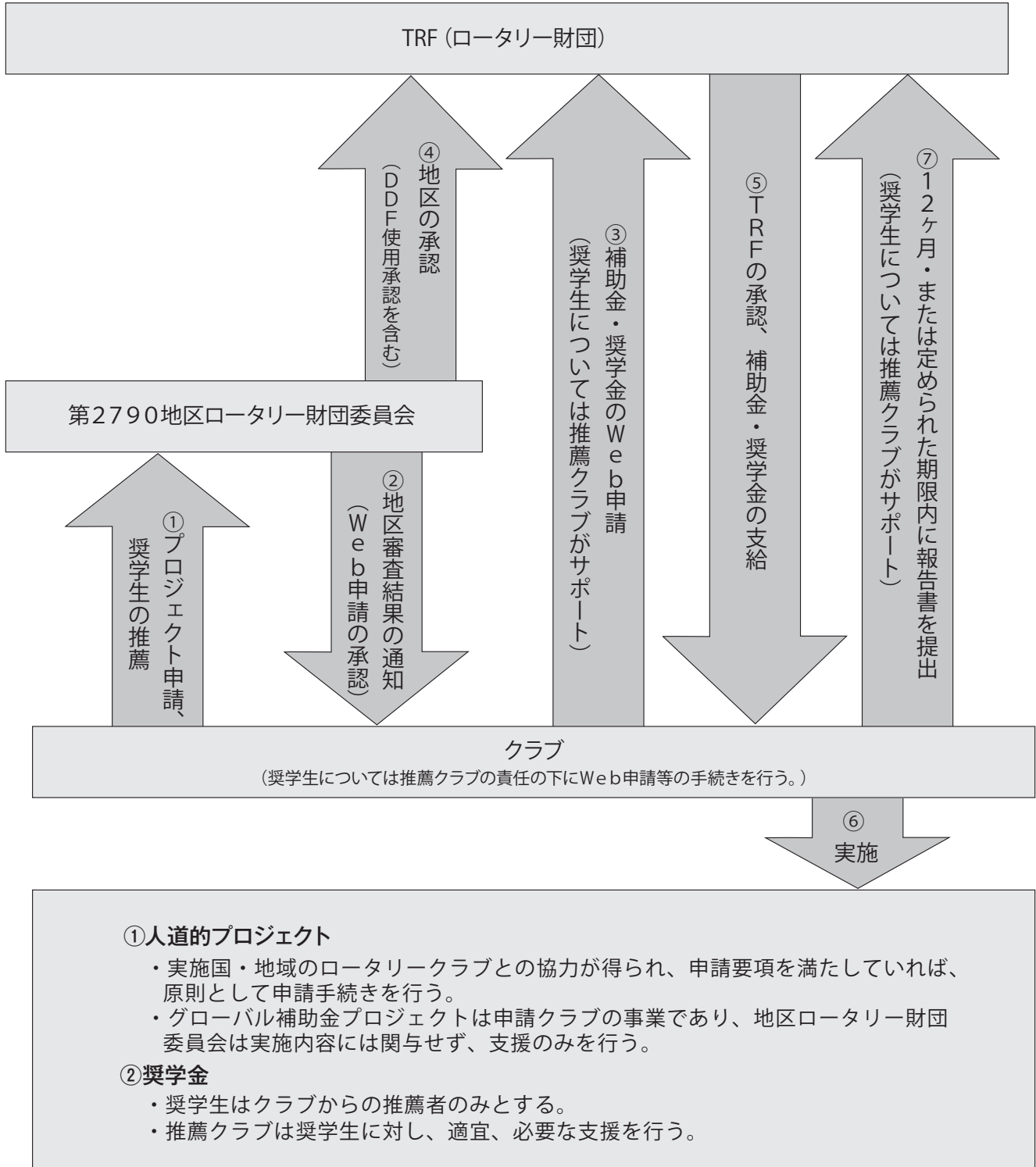
- ・ TRF の定める「授与と受諾の条件」に記載された要件を遵守すること。
- ・ 最低予算は 3 万ドルですが、地区財団活動資金 (DDF)、現金等を組み合わせてグローバル補助金に充てることができます。DDF 寄贈に対して 80% の国際財団活動資金 (WF) が上乗せされます。WF の最高授与額は 40 万ドルです。
- ・ 当地区では DDF から 1 プロジェクトに原則 20,000 ドル以下を支給します。2021-22 年度までの支給金額は 15,000 ドルでしたが、TRF による上乗せ金額の減少や、グローバル補助金事業の活性化のため、2022-23 年度より増額を行うことに決定しました。・ 地区ロータリー財団委員会は、クラブのプロジェクトへの貢献度(注)を総合的に評価し、DDF 使用の承認をします。

(注) 援助国側の提唱者、報告書の提出者など主体的にプロジェクトに関与すること。

尚、補助金を申請できる資格については「(1-3) 補助金申請の参加資格 (DG、GG 共通)」を参照してください。

2-2-3) グローバル補助金 (GG) の申請

地区補助金の申請から報告の流れについて財団、地区、クラブの役割を図式で示しました。グローバル補助金奨学金もこれに含まれます。



2-2-4) グローバル補助金 (GG) の立案から報告完了までの流れ

グローバル補助金は、年度を通じて随時申請することができ(奨学生については別途)、申請が受理された順に TRF 審査が行われます。
プロジェクトの立案から完了までの流れを示します。

調査 提案

- 代表提唱者は現地調査を実施し、実施国・地域代表提唱者と協働して、『地域社会調査の結果フォーム』(※) 事業計画書等を作成する。
- クラブは、地区ロータリー財団委員会に**地区審査のための書類を提出**する。

※地域社会調査に係る費用を賄うために、地区補助金の資金を活用することができる。

- 地区審査のための書類**：1) グローバル補助金事業計画書(様式 501)
2) DDF 使用申請書(様式 511)
3) 『地域社会調査の結果フォーム』

地区審査

- 地区ロータリー財団委員会は、補助金申請要件に合致しているか確認する。
- 地区ロータリー財団委員会は、確認の後、DDF の使用を承認し、クラブ(代表提唱者)の Web 申請を承認する。**(必要に応じ Web 申請等を支援)

Web 申請 TRF 審査

- クラブは、申請書記入後、地区ロータリー財団委員会及び地区ガバナーの承認をもらい、**TRF に Web 申請**する。

※TRF への申請後、不足事項等がある場合は、TRF から照会があり、クラブは回答を含め適切に対応する。

※TRF からメールにより承認・不承認が通知される。(奨学生については、承認により奨学生として決定される。)

※補助金を受領し資金管理を行う場合は、申請書の審査段階で銀行口座情報を補助金センターから提出する。署名人 2 人が必要。署名人は口座の所有者でなければならない。

事業開始

- TRF 承認後、クラブは、グローバル補助金財務管理計画規定を作成し、補助金管理委員会を設置する。
- クラブが法令遵守の承認を行うと、指定口座に入金される。**
(奨学生の場合、約 4 週間後に奨学生が指定するクラブ又は地区口座に入金予定)

記録 報告

- クラブは、事業活動の写真、記録等を随時作成する。
- クラブは、MyROTARY の画面から、プロジェクト期間中 12 ヶ月以内毎に「**中間報告書**」を提出し、プロジェクト完了後 2 ヶ月以内に「**最終報告書**」を提出する。

完了

- TRF は「最終報告書」を受理し、現地の地域社会が持続可能な手段を備えたことを確認し、**補助金を修了**とする。
- クラブは、プロジェクトに関する**書類を 5 年間保管**する。(MOU「6. 書類の保管」による)

※ TRF 審査を受ける為、WEB 申請時の言語は二か国語(日本語・英語)での記載が望ましいです。申請書の入力方法については第 2790 地区ロータリー財団へ、申請内容については国際ロータリー日本事務局財団室へ問い合わせして下さい。

公益財団法人ロータリー日本財団 (TEL) 03-5439-5806 (FAX) 03-5439-0405
(Email) RotaryFoundation.Japan@rotary.org

2-2-5) グローバル補助金 (GG) の当地区の実績

第 2790 地区におけるグローバル補助金事業が始まった 2013-14 年度から、人道的プロジェクト 8 件、奨学生 15 人が下記の通り完了・進行中（審査中を含む）です。

■人道的プロジェクトの例

クラブ名	実施国	活動名	主な重点分野
茂原 RC	台湾	山間部医療バスプロジェクト	疾病予防と治療
市原中央 RC	インドネシア	きれいな水プロジェクト	水と衛生
第 2790 地区	モンゴル	感染予防プロジェクト	疾病予防と治療
千葉南 RC	韓国	障害者・IT 専門教育プロジェクト	経済と地域社会の発展
勝浦 RC	スリランカ	清潔な水プロジェクト	水と衛生
市原中央 RC	台湾	障害者自立教育プロジェクト	地域社会の経済発展
柏南 RC	ケニア	カグンドゥイニ診療施設の設備	母子の健康
柏西 RC	タイ	大腸内視鏡検査機の提供	疾病予防と治療
木更津東 RC	タイ	バンクンティアン病院に医療機器の提供	疾病予防と治療

■奨学生の例

クラブ名	実施国	大学	主な重点分野
柏 RC	オーストラリア	The University of Queensland Master of Applied Linguistic(TESOL)	基本的教育と識字率向上
銚子 RC	スイス	The Graduate of International and Development Studies	平和構築と紛争予防
松戸 RC	イギリス	University of Oxford Diplomacy	平和構築と紛争予防
千葉 RC	イギリス	University College London MSc Women's Health	母子の健康
柏東 RC	イギリス	Glasgow Caledonian University Physiotherapy, MSc	疾病予防と治療
野田 RC	イギリス	University of Bristol	平和構築と紛争予防
浦安 RC	イギリス	University of Sussex	基本的教育と識字率向上
習志野 RC	イギリス	University College London (UCL)	平和構築と紛争予防
佐倉 RC	イギリス	School of Oriental and African Studies, University of London	平和構築と紛争予防
市原 RC	アメリカ	ワシントン大学 The Master of Human-Computer Interaction and Design	基本的教育と識字率向上
八千代 RC	アメリカ	ミシガン大学 Ross ビジネススクール MBA 取得	地域社会の経済発展
船橋南 RC	イギリス	英国 University of Sussex の MA Migration and Global Development	平和構築と紛争予防
柏南 RC	アメリカ	Educational Leadership, Organization, and Entrepreneurship Harvard University Graduate School	基本的教育と識字率向上
松戸北 RC	ドイツ	Environmental Protection & Agricultural Food Production University of Hohenheim	環境
市川 RC	オランダ	MSc programme in Urban Management and Development (UMD) Erasmus University Rotterdam	地域社会の経済発展

2-2-6) グローバル補助金 (GG) に関する地区ロータリー財団委員会への事前情報提供

クラブは、グローバル補助金に関与しようとする場合、DDF（地区財団活動資金）の使用の有無、代表提唱者となるか否かにかかわらず、財団セミナーへの出席と、MOU の締結が必須となります。グローバル補助金に係る活動をする場合は、事前に地区ロータリー財団委員会に情報提供して下さい。

2-2-7) グローバル補助金 (GG) 事業への送金方法

グローバル補助金事業は、事業の自クラブ供出金を海外に送金するに当たり送金する方法は2つあります。

①ロータリー財団を通じて送金する

金額：拠出金額に5%を上乗せした金額を TRF に送金します。着金時の RI レートが適用されます。

寄付者：公益財団法人ロータリー日本財団に振り込みます。寄付送金明細書の寄付分類欄に GG で始まる補助金番号を記載してお送りください。My Rotary からのオンライン寄付も可能です。

②プロジェクトの現地口座に直接送金する

プロジェクトの口座に直接入金することもできます。日本のクラブの拠出金が多く、5%の送金でも数十万円を超える手数料になる場合、直接送金を考えて下さい。自クラブ、または近隣クラブに在籍する銀行員の方に相談するといいでしょう。

2-2-8) グローバル補助金 (GG) 事業の、DDF の受け取り方法

グローバル補助金事業の、DDF 利用分を TRF から受け取る方法は2つあります。資料の調達先等の事業内容に応じて申請して下さい。

①日本のロータリークラブが日本円で受け取る

②現地のロータリークラブが現地の通貨で受け取る

上記の方法がありますが、原則として実施国ロータリークラブが直接受け取る事が望ましい。

※実施国ロータリークラブへ直接送金しない場合は一度財団委員会にご相談下さい。

①の場合、補助金を日本側の口座で受け取った場合、最終的な経費報告責任、資金の流れを証明できない場合の返済、新たな補助金への参加資格等のペナルティ、地区の補助金参加資格の停止まで全て引き受ける事になる可能性があります

(ペナルティの詳細は『国際ロータリー日本事務局 | 財団室』へお問い合わせ下さい)

3) ロータリー財団奨学生

3-1) 地区補助金 (DG) 奨学生 申請要項 (様式 601)



国際ロータリー第 2790 地区 地区補助金 (DG) 奨学生 申請要項

第 2790 地区では、2024-25 年度に派遣する地区補助金奨学生募集要項を、次の通り定めています。

■目的

ロータリーの理念と TRF の使命に即した修学と奉仕を志す「地区補助金奨学生」を選抜し、奨学金の給付等を通じて国際理解と世界平和の促進を支援します。

■奨学金の種類と内容

分野	研究分野は問わない
奨学金の種類	海外の大学または大学院で 1 年間学ぶための奨学金
支給金額	20,000 U S ドル (旅費を含む)
派遣国	世界のロータリークラブ所在国
派遣年度	2024 年 9 月 1 日～ 2025 年 6 月 30 日の間に就学していただきます。
募集人数	1 名

■申請資格

1. 地区への申請締切 (2024 年 3 月 15 日) までに留学先の教育機関に既に合格しており、入学許可を証明する書類を有していること。
2. 希望する留学国での修学に必要なとされる語学レベルを有し、学業継続と国際親善の任務を全うしうる者であること。
 - ・英語・・・TOEFL-IBT94、CBT240、あるいは PBT587 以上
 - ・フランス語・・・フランス語検定 2 級程度
 - ・ドイツ語・・・ドイツ語検定 2 級程度
 - ・上記以外の言語の場合は、地区ロータリー財団委員会へメールにてお問い合わせください。
3. 相手国を理解すると共に、郷土日本の歴史、地理、文化、時事問題等に関し比較説明を行い得る者であること。
4. 上述知識のほか、ロータリーの目的、理想、組織等についての認識と理解が必須です。また、出発前オリエンテーション (数回を予定) や行事に出席する義務が課されます。
5. 健康で独創性と順応性を持ち、ロータリーの目的に対して誠実であること。
6. ロータリーへの寄与を約束する人。
7. 応募者の居住地、職場、大学、本籍のいずれかが千葉県内にあること。
8. 2024 年 3 月末までに大学課程を修了している者、または、修了が見込まれる者。
9. ロータリークラブの会員 (退会後 3 年未満の者を含む) 及び関係組織の職員、並びにこれらの配偶者及び直系親族 (養子を含む) は申請できません。

■奨学金の条件

1. 奨学生は、留学中及び帰国後ロータリーの求めに応じ、少なくとも 10 回以上の講演・卓話等各種の国際親善のための奉仕のほか、留学中に定期報告を行う義務を負います。

2. 出発前のオリエンテーションの無断欠席や、語学力不足、学業成績不良、不良行為、報告不提出、無断課程変更、中途退学、国際親善の任務不履行等、奨学金目的の達成困難が明らかになった場合、奨学金は打ち切られます。修学中断の理由によっては、返金を求める場合があります。
3. 支給された奨学金の支給に当たり、75米ドル以上の経費は、領収書を受領し、後日、第2790地区ロータリー財団委員会に提出していただきます。
4. 留学前、留学中、帰国後を通して推薦クラブ、第2790地区、及び学友会（奨学生同窓会）との連絡を維持すること。
5. 奨学金支給期間の終了後は、たとえ外国に滞在していても、第2790地区の活動に協力するとともに、地区財団学友会に加入し、留学で得た知識や体験をもとに後輩を指導するなど、その他学友会の活動に積極的に参加して頂きます。この地区財団学友会活動への参加意思が申請の前提となります。
6. 国際ロータリーやTRFは奨学金支給以外にいかなる責任も負いません。
7. マケレレ大学（ウガンダ・カンパラ）クイーンズランド大学（オーストラリア）、ブラッドフォード大学（英国）、デューク大学（米国）、ノースカロライナ大学チャペルヒル校（米国）、ウプサラ大学（スウェーデン）チュラロンコン大学（タイ）を留学先の教育機関としている場合、ロータリー平和センタープログラムと一部でも重なりがある場合、奨学金は認められません。

■推薦クラブ

申込者は本籍、居住地、職場、大学等のいずれかの所在地に所在するロータリークラブに推薦を申請してください。最寄りのロータリークラブへの連絡先等は、第2790地区ガバナー事務所ホームページのクラブ情報で確認下さい。電話等によるお問い合わせにはお答え出来ません。

財団補助金奨学生の事業は推薦クラブが申請する財団補助金事業であり、第2790地区ロータリー財団委員会の事業ではありません。

■申請手順

1. 下記の提出物一覧に掲げる申請書類に漏れなくかつ正確に記入後、推薦クラブへ2024年2月28日までに提出して下さい。ガバナー事務所や地区に直送しても無効です。また、申込に関する書類は返還いたしません。
2. 申込書及び申請書は第2790地区ガバナー事務所の当該年度HPからダウンロードして下さい。
3. 推薦は原則として1クラブにつき地区補助金奨学生、グローバル補助金奨学生、いずれか1名のため、クラブが指定する日にクラブ選考がある場合がありますので期間に余裕を持ってください。クラブによる推薦のない申請書は受理されません。
4. 選考日程は次の通りです。
 - a. 募集開始：2024年1月15日
※申請要領は第2790地区のホームページからダウンロードして下さい。
 - b. クラブへの申込締切：2024年2月28日
 - c. クラブから地区への申請締切：2024年3月15日
 - d. 地区奨学生選考会：2024年4月21日
 ※選考結果は推薦クラブと本人宛にメールで連絡します。
5. 地区奨学生選考会の合格者に対して2024年5月～8月の期間に複数回、出発前オリエンテーションを実施予定です。奨学候補者は、出発前オリエンテーション等に出

席し、手続きをすべて完了した段階で初めて奨学生となります。この出発前オリエンテーションへの欠席者は失格となる場合があります。また、スポンサークラブの代表連絡者もご同席をお願いします。

■提出書類

	書 類	記入言語	部数	備 考
1	地区補助金奨学生 申請書（様式602）	日本語	1部	推薦先クラブの承認が必要となりますので 早めに作成されることをお勧めします。
2	地区補助金奨学生 申込書 （申込者⇒ロータリー クラブ） （様式603）	日本語	1部	要写真添付。
3	留学先教育機関での 入学許可証	日本語 又は 留学先言語	1部	無条件の入学許可証 ※期日までに提出が無理な場合は応相談
4	公的な語学試験の スコア	日本語 又は英語	1部	英語は TOEFL または IELTS とする。 （最新年度） コピー可
5	推薦状	日本語	1部	教師（2名）又は適切な雇用主 / 上司 2 名からの推薦が必要。要厳封。
6	成績証明書	日本語 （英語も可）	1部	最終教育機関の成績表 提出 ※コピー可（選考会時に原本持参）

※ロータリーの使命や理念については、国際ロータリーの HP (<http://www.rotary.org/ja>) を
ご参考下さい。

※申請、手続きに対する疑義解釈を Q & A 形式で第 2790 地区のホームページ
(<https://www.rid2790.jp/2023>) に掲載しております。ご参照下さい。

■選考会後の流れ

1. 地区ロータリー財団委員会は選考試験を行い、地区補助金奨学生を最大1名まで派遣選抜します。
2. 申込者は、ロータリークラブと協力して、留学先の地区又はクラブを選定します。
3. 地区ロータリー財団委員会は、出発までに数回のオリエンテーションを実施します。奨学生候補者は、オリエンテーションを受講しなければなりません。
4. ロータリー財団の承認が得られると地区補助金奨学生に決定します。8月上旬頃、ロータリー財団より地区に奨学金が入金されます。
5. 奨学生は、資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後12カ月以内、または最後の支払を受領してから2カ月以内に提出しなければならない。また留学期間が2025年6月を超える場合は、2025年4月30日までに中間報告書を提出しなければならない。

3-2) 地区補助金 (DG) 奨学生 申請書 (様式 602)



国際ロータリー第 2790 地区
地区補助金 (DG) 奨学生申請書
(クラブ→第 2790 地区ロータリー財団委員会)

3-2) 地区補助金 (DG) 奨学生 申請書 (様式 602)



国際ロータリー第 2790 地区
地区補助金 (DG) 奨学生
申請書 (クラブ→地区財団)

■推薦ロータリークラブ

ロータリークラブは、年 月 日開催の理事会において、下記の者を推薦することを議決したことを証明します。

年 月 日

会長名 _____

幹事名 _____

■申込者の情報

姓	名	
パスポートの性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
住所	〒	
本籍		
E-mail		
連絡先電話		
国籍		

■緊急連絡先

姓	名	
申込者との続柄		
住所		
E-mail		
連絡先電話		
旅行保険会社	(留学が決定してからで結構です)	
会社名		
電話番号		
保険証券番号		

代表連絡者

氏名		クラブでの役職	
自宅住所			
電話番号	FAX		携帯
e-mail			

銀行振込口座

銀行名		支店名	
預金種類		口座番号	
口座名			

署名人の氏名 (2名必要です)

署名人		
-----	--	--

クラブの参加資格

地区ロータリー財団委員会にMOUを提出した日	年 月 日
ロータリー財団補助金管理セミナーに出席した会員の氏名	

クラブ会長及び会長エレクトの署名

ロータリークラブ会長及び会長エレクトとして、上記の通りロータリー財団地区補助金奨学金の申請を致します。

	提出者	承認者
	本年度クラブ会長	次年度クラブ会長
年度	2023-24	2024-25
氏名		
直筆署名 (Excelは空欄で結構です)		
日付	2024年 月 日	2024年 月 日
適用	申請書提出時のクラブ代表権者	事業実施年度の代表権者

小論文

テーマ：履修予定のコースの説明と留学終了後のキャリアプラン
(当用紙一枚に収まるようにお書きください)

[Blank area for writing the essay]

申込者氏名 _____

■同意

私は、本奨学金を受領するにあたり、以下を確認し、これに同意します。

- 1. この申請書に含まれる情報はすべて、私を知る範囲において真実かつ正確です。
2. 私は、「地区補助金およびグローバル補助金の授与と受諾の条件」(授与と受諾の条件)を読み、そこに記載された全方針を順守します。
3. 私は、次のカテゴリーに該当しないことを証します。1) ロータリアン、2) クラブ、地区、他のロータリー関連組織、または国際ロータリーの職員、3) 前記2項の配偶者、直系親族(血縁による子または孫、入籍または未入籍の養子)、直系親族の配偶者、直系尊属(血縁による両親または祖父母)。
4. 私の奨学金は、承認された教育機関に入学するために授与されるものであり、ロータリー財団により承認された通り、奨学金支給期間中にのみ発生した費用を賄うためのものです。他のいかなる人の費用も、直接あるいは間接を問わず、私の受ける奨学金により賄われることはありません。
5. 奨学金期間中、奨学金の受領者ではない配偶者、家族、個人的知り合いが私に同行する場合、その同行者の行動、また同行することから生じる一切の賠償責任も各自が負うことを認めます。
6. 本国と受入国の税法によっては、支給される奨学金の一部または全額に課税される場合があり、私は、すべて私だけの責任において奨学金に対する課税と母国における課税について調査し、また支払うことを確約します。
7. 私は、受入地区内のロータリークラブや地区の活動に参加できるよう、承認された教育機関の近隣かつ受入地区内に住みます。
8. 奨学金支給期間が既に始まった後に入学を延期することは考慮されず、また承認されません。
9. 本奨学金は、承認された奨学金支給期間内の連続した期間に支給されます。また、この奨学金は、ロータリー財団により承認された大学・大学院レベル(またはこれと同等レベル)のプログラムのみに支給されるもので、いかなる状況であれ、承認された期間を超えて奨学金の支給が延長されることはありません。
10. 私は、留学期間前後と留学期間中、派遣国と受入国の提唱者、ならびにロータリー財団に、現住所、電話番号、Eメールアドレスを常時知らせます。
11. 私は、ロータリー財団から提供されるオンラインの出発前オリエンテーションを完了し、派遣ロータリークラブまたは地区から提供され、出席が義務付けられている出発前オリエンテーションに出席します。また奨学金支給期間中に、提唱者から要請された場合、クラブと地区の活動にも参加します。
12. 私は、資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後12カ月以内、または最後の支払を受領してから2カ月以内に、提出します。また留学期間が2025年6月を超える場合は、2025年4月30日までに中間報告書を提出します。私は、75米ドル以上の経費の領収書を派遣クラブまたは地区に提出します(派遣クラブまたは地区が要請した場合は、75米ドル以下の経費の領収書も含める)。
13. 私は、奨学金支給期間中、ロータリー、派遣クラブと地区、母国を好ましく反映するような言動と振るまいを基準として保ちます。他の人の気分を害さないよう、論争的となる問題や政治的、人種的、宗教的な問題について個人的意見を述べるにあたっては良識を働かせます。さらに私は、受入国の地元の法律に従い行動します。
14. 私は、留学中、あるいは留学国への往復旅行中の自分の行動と所有物に対し、単独で責任を負います。
15. 私は、奨学金支給期間中に、多少の危険を伴う活動に関与する可能性があることを認識しています。こうした活動には、病気、けが、不十分かつ危険なインフラ、安全性の低い交通手段、危険を伴う労働条件、激しい肉体的労働、厳しい天候、政治的不安、文化的な誤解、地元の法律への違反から生じる問題、肉体的な危害、犯罪、詐欺行為などが含まれます。私は、こうしたリスクがあることを理解し、奨学金に伴うすべてのリスクを受け入れます。
16. 私は、奨学金支給期間中、私自身またはほかの人の健康、安全、福利を不必要に危うくする、または脅かす危険な活動への参加を拒むことに同意します。そのような活動には、スカイダイビング、バンジージャンプ、極限スポーツ、重機の操作が含まれます(ただしこれらに限らない)。
17. 留学中、または奨学金に関連するいかなる時点においても、私が負った、または患っ

- た病気、けが、その他の損失(情緒障害を含む)とそれに伴って生じる全費用は、私自身が一切の責任を負います。
18. 通常の医療措置、外科的処置、歯科治療、感染症との接触を含む(ただしこれらに限られない)あらゆる種類の医療行為や医療活動にかかわった場合、そのような活動に参加したことから生じた損害に対し、私が単独で全責任(適切な保険に加入することを除く)を負うことをここに確認します。要請があれば、私は、十分な保険の加入証明書をロータリー財団に提供します。
19. 私は、奨学金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、国際ロータリー(RI)とロータリー財団(理事、管理委員、役員、委員、職員、代理人、協力財団、代表者を含む、総称して「RI/ロータリー財団」)に負わせることはありません。また、奨学金によって賄われないすべての費用を自己負担することを了解しています。私は、自分の行為、行状、怠慢、不注意、不当行為、不法行為(または該当する政府の要件と規定に反する行為)、本奨学金に適用される規定および条件の違反に基づき、RI/ロータリー財団に申し立てをしたり、あるいはRI/ロータリー財団に弁済させたりするような請求(肉体的損傷あるいは物的損害に対する請求を含むが、これらに限られない)、要求、行為、損傷、損失、出費、負債、罰金、出費(妥当な弁護士費用およびその他の訴訟費用を含む)、裁定から、RI/ロータリー財団を守り、補償し、損害を及ぼさないことに同意します。上述には、RI/ロータリー財団または第三者団体の人員の負傷もしくは所有物への損傷が含まれ(ただしこれに限られるものではない)、これはいかなる保険契約が存在しようともかわりなく適用されます。
20. 重篤な病気あるいは負傷により、私が本同意書の条件を全うできず、自国に帰還しなければならない場合、ロータリー財団は自国への移送費用を支払いません。ロータリー財団は、現在も将来においても、追加の費用(医療費、治療費など)を負担することはありません。
21. 旅行、語学研修、保険(留学する大学により加入が義務づけられる保険を含む)、宿泊料、旅券、ビザ、予防接種、資金準備などの手配はすべて、私の責任であり、いかなるロータリアン、ロータリークラブ、地区、RI、あるいはロータリー財団の責任ではないことに同意します。
22. 私は、旅行中の安全に関してロータリー財団が下した決定にすべて従います。従って、奨学金支給期間中のいかなる時点においても、留学国で私の安全が脅かされている、またはその危険性があるとロータリー財団がその裁量において判断した場合、ロータリー財団は、私に直ちに帰国するよう要請することができます。さらにこのような事態となった場合、私は、その結果に伴う奨学金の変更に関するロータリー財団の決定に従うことに同意します。
23. 次のような結果を招く私の行動は、奨学金取り消しの十分な理由と当然にみなされます。(a) 出発前の準備を期日通りに行っていない場合、(b) 私の最新の住所、電話番号、Eメールアドレスを常に派遣クラブ、地区およびロータリー財団に知らせておくことを怠った場合、(c) 奨学金支給期間を通じて、大学で標準的とされる学業成績を維持できなかった場合、(d) 違法行為が明らかになった場合、(e) 期日通りに報告書を提出しなかった場合、(f) ロータリー財団からの承諾書なしに科目あるいは課程を変更した場合、(g) 奨学金支給期間の終了前に、当該教育機関から退学したり、研究コースあるいはプログラムから離脱した場合、(h) 奨学金支給期間中を通じて、承認された受入地区にとどまらなかった場合、(i) 本同意書に記載されている授与と受諾の条件、あるいはロータリー財団のその他の方針に適切に従わなかった場合、(j) 奨学金に関する義務が遂行できなくなるような不慮の事態が私に起こった場合、また、私が上記の事項のいずれかに該当した場合、派遣側または受入側のクラブまたは地区は、奨学金を取り消すよう要請することができます。
24. 私が自主的に奨学金を終了した場合、ロータリー財団からその後受け取る予定であった資金に対する一切の権利を放棄し、また奨学金の未使用分をロータリー財団に返還します。ロータリー財団が私の奨学金を終了した場合、私が受領する権利を失った奨学金の未使用分(発生した利子を含む)をロータリー財団に返還します。さらに、上記規定への違反によって、ロータリー財団が私の奨学金を打ち切った場合、私は受け取った奨学金全額をロータリー財団に返還しなければならない可能性があります。
25. 未使用の奨学金が最終的にロータリー財団に返還されるよう、私は、未使用の奨学金を派遣クラブまたは地区に速やかに返還します。

- 26. 特に書面で明記していない場合、私は、いかなる報告において写真を提出することで、ロータリーの出版物、広告、ウェブサイト、ソーシャルメディア(ただし、これらに限らない)を含む現存または今後使用される媒体で、それらの写真を使用、修正、適用、発行、配布する恒久的かつ世界的な無制限の権利を国際ロータリーとロータリー財団に認めます。私は、a) 写真に写っている各成人が、その肖像を使用し、また第三者にその写真の使用権を与える権利を私に与えることを制限を付けて書面で行ったこと、b) 写真中の法的能力を有さない18歳未満の各子ども親または保護者が、子どもまたは個人の写真を撮影し、その肖像を使用し、また第三者にその写真の使用権を与える権利を私に与えることを制限を付けて書面で行ったこと、c) 私が写真の著作権の所有者であること、または著作権の保有者がその肖像を使用し、私からロータリーに使用権を認めることの権利を私に与えていることを、ここに示しかつ保証します。
27. ロータリーはプライバシーを重視します。ロータリーと共有される個人データは、ロータリーの公式業務においてのみ使用されます。つまり、あなたがロータリーと共有する個人データは、あなたがこの奨学金プロセスに参加することを可能にし、奨学金を通じた経験と報告手続きを促進するために使用されます。奨学金の申請時にあなたが提出する個人データは、奨学金関連の活動計画においてロータリーを援助する目的で、ロータリーの業務を行う業者(関連団体など)に譲渡される場合があります。奨学金を申請することにより、あなたは、奨学金に関する情報と補足的サービスをEメールで受領できます。ロータリーにおける個人データの使用方法については詳しくは、privacy@rotary.orgに問い合わせることができます。本書式で収集される個人データは、ロータリーのプライバシーの方針に準拠して使用されます。上記にかかわらず、私は、ロータリーが私の氏名と連絡先情報を、要請に応じて私を支援するクラブと地区、およびほかの奨学生と共有することを認めます。
28. 本同意書の規定のいずれかが違法または法的に無効であるか、法的強制力がない場合でも、本同意書の残りの規定は存続し、かつ効力を有するものとします。
29. 本同意書に起因あるいは関連するいかなる訴訟も、米国イリノイ州のクック郡巡回裁判所(Circuit Court of Cook County)、あるいはイリノイ州北部地区連邦地方裁判所(Federal District Court for the Northern District of Illinois)で行われる必要があります。私は、訴訟において、

これらの裁判所と、これらの裁判所それぞれの控訴裁判所の専属管轄権に従うものとします。本同意書は、上記のいずれかの裁判所から判決を受けた一方の関係者が、その判決の適用をほかの裁判所において主張することを禁じるものではありません。前述の記載に加え、ロータリー財団は、地区の所在地域を管轄する裁判所において、地区に対する訴訟を起こすことができます。

下記の項目を確認し、をにしてください。

私は、上記全項目を承諾して、国際ロータリー第 2790 地区 地区補助金奨学生の参加を申請します。

Table with 2 columns: 氏名 (アルファベット活字字体)、署名(必須)、日付



国際ロータリー第 2790 地区 グローバル補助金 (GG) 奨学生 申請要項

第 2790 地区では、2024-25 年度に派遣するグローバル補助金奨学生申請要項を次の通り定めています。

■目的

ロータリー財団が定めた7つの重点分野のいずれかに合ったキャリアを目指し、自分の研究と活動をロータリーの最終目的である「国際理解と世界平和」に生かす意欲がある方を支援します。

■奨学金の種類と内容

分 野	下記の分野を海外の大学院または大学院レベルの研究機関で学ぶことが条件です (Q & A 参照) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平和構築と紛争予防 ・ 疾病予防と治療 ・ 水と衛生 ・ 母子の健康 ・ 基本的教育と識字率向上 ・ 経済と地域社会の発展 ・ 環境
奨学金の給付	1 年から最長 4 年まで
支給金額	40,000 U S ドル (旅費を含む)
派遣国	世界のロータリークラブ所在国
派遣開始日	2024 年 7 月 1 日 ~ 2025 年 6 月 30 日の新学期から開始しなければならない
募集人数	2 名

■申請資格

1. 地区への申請締切 (2024 年 3 月 15 日) までに留学先の教育機関並びに研究機関に既に合格しており、入学許可を証明する書類を有していること。
2. 希望する留学国での修学に必要なとされる語学レベルを有し、学業継続と国際親善の任務を全うしうる者であること。
 - ・ 英語・・・TOEFL-IBT94、CBT240、あるいは PBT587 以上
 - ・ フランス語・・・フランス語検定 2 級程度
 - ・ ドイツ語・・・ドイツ語検定 2 級程度
 - ・ 上記以外の言語の場合は、地区ロータリー財団委員会へメールにてお問い合わせください。

3. 相手国を理解すると共に、郷土日本の歴史、地理、文化、時事問題等に関し比較説明を行い得る者であること。
4. 上述知識のほか、ロータリーの目的、理想、組織等についての認識と理解が必須です。また、出発前オリエンテーション(数回を予定)や行事に出席する義務が課されます。
5. 健康で独創性と順応性を持ち、ロータリーの目的に対して誠実であること。
6. ロータリーへの寄与を約束する人。
7. 応募者の居住地、職場、大学、本籍のいずれかが千葉県内にあること。
8. 2024年3月末までに大学課程を修了している者、または、修了が見込まれる者。
9. ロータリークラブの会員(退会後3年未満の者を含む)及び関係組織の職員、並びにこれらの配偶者及び直系親族(養子を含む)は申請できません。

■奨学金の条件

1. 奨学生は、留学中及び帰国後ロータリーの求めに応じ、少なくとも10回以上の講演・卓話等各種の国際親善のための奉仕のほか、留学中に定期報告を行う義務を負います。
2. 出発前のオリエンテーションの無断欠席や、語学力不足、学業成績不良、不良行為、報告不提出、無断課程変更、中途退学、国際親善の任務不履行等、奨学金目的の達成困難が明らかになった場合、奨学金は打ち切られます。修学中断の理由によっては、返金を求める場合があります。
3. 支給された奨学金の支給に当たり、75米ドル以上の経費は、領収書を受領し、後日地区ロータリー財団委員会に提出していただきます。
4. 留学前、留学中、帰国後を通して推薦クラブ、第2790地区、及び学友会(奨学生同窓会)との連絡を維持すること。
5. 奨学金支給期間の終了後は、たとえ外国に滞在していても、第2790地区の活動に協力するとともに、地区財団学友会に加入し、留学で得た知識や体験をもとに後輩を指導するなど、その他学友会の活動に積極的に参加して頂きます。この地区財団学友会活動への参加意思が申請の前提となります。
6. 奨学期間中、実施国側提唱者(留学先の地区またはロータリークラブ)の求めによって、卓話(クラブの例会において30分程度のスピーチをする)を行ったり、各種行事に招かれた場合には、それに参加しなければなりません。
7. 国際ロータリーやロータリー財団は奨学金支給以外にいかなる責任も負いません。
8. マケレレ大学(ウガンダ・カンパラ)クイーンズランド大学(オーストラリア)、ブラッドフォード大学(英国)、デューク大学(米国)、ノースカロライナ大学チャペルヒル校(米国)、ウプサラ大学(スウェーデン)チュラロンコン大学(タイ)を留学先の教育機関としている場合、ロータリー平和センタープログラムと一部でも重なりがある場合、奨学金は認められません。

■推薦クラブ

申込者は本籍、居住地、職場、大学等のいずれかの所在地に所在するロータリークラブに推薦を申請してください。最寄りのロータリークラブへの連絡先等は、国際ロータリー第2790地区ガバナー事務所ホームページのクラブ情報で確認下さい。電話等によるお問い合わせにはお答え出来ません。

財団補助金奨学生の事業は推薦クラブが申請する財団補助金事業であり、地区ロータリー財団委員会の事業ではありません。

■申請手順

1. 下記の提出物一覧に掲げる申請書類に漏れなくかつ正確に記入後、推薦クラブへ2024年2月28日までに提出して下さい。ガバナー事務所や地区に直送しても無効です。また、申込に関する書類は返還いたしません。
2. 申込書及び申請書はRI第2790地区ガバナー事務所の当該年度HPからダウンロードして下さい。
3. 推薦は原則として1クラブにつき地区補助金奨学生、グローバル補助金奨学生のいずれか1名のため、クラブが指定する日にクラブ選考がある場合がありますので期間に余裕を持ってください。クラブによる推薦のない申請書は受理されません。
4. 選考日程は次の通りです。
 - a. 申請開始：2024年1月15日
※申請要領は地区のホームページからダウンロードして下さい。
 - b. クラブへの申込締切：2024年2月28日
 - c. クラブから地区への申請締切：2024年3月15日
 - d. 地区奨学生選考会：2024年4月21日※選考結果は推薦クラブと本人宛にメールで連絡します。
5. 地区奨学生選考会の合格者に対して2024年5月～8月の期間に複数回、出発前オリエンテーションを実施予定です。奨学候補者は、出発前オリエンテーション等に出席し、手続きをすべて完了した段階で初めて奨学生となります。この出発前オリエンテーションへの欠席者は失格となる場合があります。また、スポンサークラブの代表連絡者もご同席をお願いします。

■提出書類

	書 類	記入言語	部数	備 考
1	グローバル補助金奨学生申請書(様式702)	日本語	1部	推薦先クラブの承認が必要となりますので早めに作成されることをお勧めします。
2	グローバル補助金奨学生申込書(申込者→クラブ)(様式703)	日本語	1部	要写真添付。
3	無条件(または条件付き)の大学院の入学許可証、または大学院レベルの研究を行うための招待状	日本語 又は 留学先言語	1部	※期日までに提出が無理な場合は応相談
4	公的な語学試験のスコア	日本語 又は英語	1部	英語はTOEFLまたはIELTSとする。(最新年度)コピー可
5	推薦状	日本語	1部	教師(2名)又は適切な雇用主/上司2名からの推薦が必要。要厳封。
6	成績証明書	日本語 (英語も可)	1部	最終教育機関の成績表提出 ※コピー可(選考会時に原本持参)

※ロータリーの使命や理念については、国際ロータリーのHP(<http://www.rotary.org/ja>)をご参考下さい。

※各種申請書及び、手続きに対する疑義解釈をQ & A形式で第2790地区のホームページに(<https://www.rid2790.jp/2023>)掲載されております。ご参照下さい。

■選考会後の流れ

1. 地区ロータリー財団委員会は選考試験を行い、グローバル補助金奨学生を最大3名まで

派遣選抜します。

2. 申込者は、ロータリークラブと協力して、実施国側提唱者（留学先の地区又はクラブ）を選定します。
3. 申込者は、ロータリークラブと協力して、オンラインで、ロータリー財団に申請書を提出します。
4. 地区ロータリー財団委員会は、出発までに数回のオリエンテーションを実施します。奨学生候補者は、オリエンテーションを受講しなければなりません。
5. ロータリー財団の承認が得られるとグローバル補助金奨学生に決定します。決定後4週間程で、ロータリー財団より奨学金が入金されます。
奨学生は、留学中、12ヵ月ごとに中間報告書をオンラインでロータリー財団に提出し、留学期間終了後は、2ヵ月以内に最終報告書を提出しなければなりません。

3-5) グローバル補助金 (GG) 奨学生 申請書 (様式 702)



国際ロータリー第 2790 地区
 グローバル補助金 (GG) 奨学生
 申請書 (クラブ→第 2790 地区ロータリー財団委員会)

3-5) グローバル補助金 (GG) 奨学生 申請書 (様式702)



国際ロータリー第 2790 地区
 グローバル補助金 (GG) 奨学生
 申請書 (クラブ→地区財団委員会)

■推薦ロータリークラブ

ロータリークラブは、 年 月 日開催の理事会において、
 下記の者を
 推薦することを議決したことを証明します。

年 月 日 会長名 _____
 幹事名 _____

■申込者の情報

姓	名
パスポートの性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
住 所	〒
本 籍	
E-mail	
連絡先電話	
国 籍	

■緊急連絡先

姓	名
申込者との続柄	
住所	
E-mail	
連絡先電話	
旅行保険会社	(留学が決定してからで結構です)
会社名	
電話番号	
保険証券番号	

■重点分野と目標

重点分野 (該当するものの前の□を☑または■にして下さい。)

<input type="checkbox"/> 平和と紛争予防/紛争解決	<input type="checkbox"/> 疾病予防と治療	<input type="checkbox"/> 水と衛生
<input type="checkbox"/> 母子の健康	<input type="checkbox"/> 基本的教育と識字率向上	<input type="checkbox"/> 経済と地域社会の発展
<input type="checkbox"/> 環境		

代表連絡者

氏名	クラブでの役職
自宅住所	
電話番号	FAX 携帯
e-mail	

銀行振込口座

銀行名	支店名
預金種類	口座番号
口座名	

署名人の氏名 (2名必要です)

署名人	
-----	--

クラブの参加資格

地区ロータリー財団委員会にMOUを提出した日	年 月 日
ロータリー財団補助金管理セミナーに出席した会員の氏名	

クラブ会長及び会長エレクトの署名

ロータリークラブ会長及び会長エレクトとして、上記の通り
 ロータリー財団グローバル補助金奨学金の申請を致します。

	提出者	承認者
	本年度クラブ会長	次年度クラブ会長
年度	23-24	24-25
氏名		
直筆署名 (Excelは空欄で結構です)		
日付	2024年 月 日	2024年 月 日
適用	申請書提出時のクラブ代表権者	事業実施年度の代表権者

3-6) グローバル補助金 (GG) 奨学生 申込書 (様式 703)



国際ロータリー第 2790 地区
ロータリー財団グローバル補助金奨学生
申込書 (申込者→クラブ)

3-6) グローバル補助金 (GG) 奨学生 申込書 (様式703)



国際ロータリー第 2790 地区
ロータリー財団グローバル補助金奨学生
申込書(申込者→クラブ)

氏名	ふりがな:			写真貼付
生年月日	西暦	年	月 日 (歳)	
パスポートの性別				
住所	〒			
本籍				
携帯電話				
E-mail				
学歴	高等学校	立	高等学校	卒業
	大学	大学	学部	学科 卒業 年在学中
勤務先	大学院	大学	卒業 年在学中	
	名称		部署	
	住所		TEL	
地区内に 住所 本籍地 通学先 勤務先 がある(該当するものを四角で囲む)				
留学予定期間	年 月 ~ 年 月 (約 年間)			
留学を志望する教育機関	教育機関名			
	第一志望			
以前に留学した教育機関	留学国	言語	教育機関名	留学期間
		語		年 月 月
家族状況	氏名	続柄	職業(勤務先・通学先等)	同居・別居

・他地区のロータリー財団補助金奨学金へ申請する予定はありますか？
はい (地区) いいえ

・あなたは、ロータリークラブ会員並びにロータリー職員、またはその実子、継子、孫、兄弟姉妹、配偶者およびその他扶養者ですか？ はい いいえ
 ・ご親戚にロータリークラブの会員はいらっしゃいますか？ はい いいえ

※ 全ページ、手書きでもパソコン入力でも構いません。

留学に際し、現在の職場は退職(学生の場合には退学)しますか？それとも、休職や休学のように籍を残したまま留学しますか？

留学後は元の会社や研究室に復職や復学する予定ですか？

第一志望校の学校名・履修課程・国名・授業が行われる言語・留学期間・出願時期・結果判明時期を教えてください。

第二志望校の学校名・履修課程・国名・授業が行われる言語・留学期間・出願時期・結果判明時期を教えてください。

費用(概算)を記入してください。

学費(概算):
 その他(概算):

資金計画を教えてください。奨学金の授与額を、グローバル補助金奨学金に応募する方は米貨4万ドルと仮定し、これを超える留学費用をどのように調達するのか、あなたが利用できる財源を挙げてください。

過去にロータリークラブの活動に参加したことはありますか？

申込者氏名 _____

小論文

テーマ：履修予定のコースの説明と留学終了後のキャリアプラン
(当用紙1枚に収まるようにお書きください)

[Large empty box for writing the essay]

申込者氏名 _____

あなたの専攻課程は、どの重点分野に最も関連していますか。(複数チェック不可)

- 平和構築と紛争予防
- 母子の健康
- 疾病予防と治療
- 基本的教育と識字率向上
- 水と衛生
- 地域社会の経済発展
- 環境

留学先の専攻課程について説明してください。どのようなカリキュラムが用意され、どのようなクラスを選択する予定なのか等わかりやすくお書きください。

[Empty box for explaining the major course]

あなたの専攻課程が、上の重点分野とどのように関連するものであるかを説明してください。

[Empty box for explaining the connection to focus areas]

あなたが受けた今まで受けた教育は、選ばれた重点分野とどのように関連していますか？

[Empty box for describing previous education]

あなたのご職業は、選ばれた重点分野とどのように関連していますか？

[Empty box for describing current profession]

申込者氏名 _____

あなたのボランティアの経験は、選ばれた重点分野とどのように関連していますか？

[Empty box for describing volunteer experience]

留学終了後のあなたのプランはどのようなものですか？

[Empty box for describing post-graduation plans]

あなたの将来の仕事の長期的目標は、選ばれたロータリーの重点分野とどのように関連していますか？

[Empty box for describing long-term career goals]

他団体の奨学金へ応募する予定はありますか？検討している奨学金があればお書きください。

[Empty box for describing other scholarship applications]

申込者氏名 _____

■同意

私は、本奨学金を受領するにあたり、以下を確認し、これに同意します。

1. この申請書に含まれる情報はすべて、私を知る範囲において真実かつ正確です。
2. 私は、「地区補助金およびグローバル補助金の授与と受諾の条件」(授与と受諾の条件)を読みそこに記載された全方針を順守します。
3. 私は、次のカテゴリーに該当しないことを証します。1) ロータリアン、2) クラブ、地区、他のロータリー関連組織、または国際ロータリーの職員、3) 前記2項の配偶者、直系親族(血縁による子または孫、入籍または未入籍の養子)、直系親族の配偶者、直系尊属(血縁による両親または祖父母)。
4. 私の奨学金は、承認された教育機関に入学するために授与されるものであり、ロータリー財団により承認された通り、奨学金支給期間中にのみ発生した費用を賄うためのものです。他のいかなる人の費用も、直接あるいは間接を問わず、私の受ける奨学金により賄われることはありません。
5. 奨学金期間中、奨学金を受領者ではない配偶者、家族、個人的知合いが私に同行する場合、その同行者の行動、また同行することから生じる一切の賠償責任も各自が負うことを認めます。
6. 本国と受入国の税法によっては、支給される奨学金の一部または全額に課税される場合があり、私は、すべて私だけの責任において奨学金に対する課税と母国における課税について調査し、また支払うことを確約します。
7. 私は、受入地区内のロータリークラブや地区の活動に参加できるよう、承認された教育機関の近隣かつ受入地区内に住みます。
8. 奨学金支給期間が既に始まった後に入学を延期することは考慮されず、また承認されません。
9. 本奨学金は、承認された奨学金支給期間内の連続した期間に支給されます。また、この奨学金は、ロータリー財団により承認された大学院レベル(またはこれと同等レベル)のプログラムのみには支給されるもので、いかなる状況であれ、承認された期間を超えて奨学金の支給が延長されることはありません。
10. 私は、留学期間前後と留学期間中、派遣国と受入国の提唱者、ならびにロータリー財団に、現住所、電話番号、Eメールアドレスを常時知らせます。
11. 私は、ロータリー財団から提供されるオンラインの出発前オリエンテーションを完了し、派遣ロータリークラブまたは地区から提供され、出席が義務付けられている出発前オリエンテーションに出席します。また奨学金支給期間中に、提唱者から要請された場合、クラブと地区の活動にも参加します。
12. 私は、奨学金支給期間中、12カ月毎に中間報告書を提出します。また、奨学金支給期間の終了から2カ月以内に最終報告書を提出します。私は、75米ドル以上の経費の領収書を派遣クラブまたは地区に提出します(派遣クラブまたは地区が要請した場合は、75米ドル以下の経費の領収書も含める)。
13. 私は、奨学金支給期間中、ロータリー、派遣クラブと地区、母国を好ましく反映するような言動と振るまいを基準として保ちます。他の人の気分を害さないよう、論争的となる問題や政治的、人種的、宗教的な問題について個人的意見を述べるにあたっては良識を働かせます。さらに私は、受入国の地元の法律に従い行動します。
14. 私は、留学中、あるいは留学国への往復旅行中の自分の行動と所有物に対し、単独で責任を負います。
15. 私は、奨学金支給期間中に、多少の危険を伴う活動に関与する可能性があることを認識しています。こうした活動には、病氣、けが、不十分かつ危険なインフラ、安全性の低い交通手段、危険を伴う労働条件、激しい肉体的労働、厳しい天候、政治的不安、文化的な誤解、地元の法律への違反から生じる問題、肉体的な危害、犯罪、詐欺行為などがあります。私は、こうしたリスクがあることを理解し、奨学金に伴うすべてのリスクを受け入れます。
16. 私は、奨学金支給期間中、私自身またはほかの人の健康、安全、福利を不必要に危うくする、または脅かす危険な活動への参加を慎むことに同意します。そのような活動には、スカイダイビング、バンジージャンプ、極限スポーツ、重機の操作が含まれます(ただしこれらに限らない)。
17. 留学中、または奨学金に関連するいかなる時点においても、私が負った、または患った病氣、けが、その他の損失(情緒障害を含む)とそれに伴って生じる全費用は、私自身が一切の責任を負います。
18. 通常の医療措置、外科的処置、歯科治療、感染症との接触を含む(ただしこれらに限られない)あ

らゆる種類の医療行為や医療活動に私が関わった場合、そのような活動に参加したことから生じた損害に対し、私が単独で全責任（適切な保険に加入することを含む）を負うことをここに確認します。要請があれば、私は、十分な保険の加入証明書をロータリー財団に提供します。

19. 私は、奨学金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、国際ロータリー（RI）とロータリー財団（理事、管理委員、役員、委員、職員、代理人、協力財団、代表者を含め、総称して「RI/ロータリー財団」）に負わせることはありません。また、奨学金によって賄われなはずの費用を自己負担することを了解しています。私は、自分の行為、行状、怠慢、不注意、不当行為、不法行為（または該当する政府の要件や規定に反する行為）、本奨学金に適用される規定および条件の遵守に基づき、RI/ロータリー財団に申し立てをし、あるいはRI/ロータリー財団に弁済させたりするような請求（肉体的損傷あるいは物的損害に対する請求を含むが、これらに限られない）、要求、行為、損害、損失、出費、負債、罰金、出費（適切な弁護士費用およびその他の訴訟費用を含む）、裁定から、RI/ロータリー財団を守り、補償し、損害を及ぼさないことに同意します。上述には、RI/ロータリー財団または第三者団体の人員の負傷もしくは所有物への損傷が含まれ（ただしこれに限られるものではない）、これはいかなる保険契約が存在しようともかわりなく適用されます。
20. 重篤な病気あるいは負傷により、私が本同意書の条件を全うできず、自国に帰還しなければならない場合、ロータリー財団は自国への移送費用を支払いません。ロータリー財団は、現在も将来においても、追加の費用（医療費、治療費など）を負担することはありません。
21. 旅行、語学研修、保険（留学する大学により加入が義務づけられる保険を含む）、宿泊先、旅券、ビザ、予防接種、資金準備などの手配はすべて、私の責任であり、いかなるロータリアン、ロータリークラブ、地区、RI、あるいはロータリー財団の責任ではないことに同意します。
22. 私は、旅行中の安全に関してロータリー財団が下した決定にすべて従います。従って、奨学金支給期間中のいかなる時点においても、留学国で私の安全が脅かされている、またはその危険性があるとロータリー財団がその裁量において判断した場合、ロータリー財団は、私に直ちに帰国するよう要請することができます。さらにこのような事態となった場合、私は、その結果に伴う奨学金の変更に関するロータリー財団の決定に従うことに同意します。
23. 次のような結果を招く私の行動は、奨学金取り消しの十分な理由と当然にみなされます。(a) 出発前の準備を期日通りに行っていない場合、(b) 私の最新の住所、電話番号、Eメールアドレスを常に派遣クラブ、地区およびロータリー財団に知らせておくことを怠った場合、(c) 奨学金支給期間を通じて、大学で標準的とされる学業成績を維持できなかった場合、(d) 違法行為が明らかになった場合、(e) 期日通りに報告書を提出しなかった場合、(f) ロータリー財団からの承諾書なしに科目あるいは課程を変更した場合、(g) 奨学金支給期間の終了前、当該教育機関から退学したり、研究コースあるいはプログラムから離脱した場合、(h) 奨学金支給期間中を通じて、承認された受入地区にとどまらなかった場合、(i) 本同意書に記載されている授与と受諾の条件、あるいはロータリー財団の他の方針に適切に従わなかった場合、(j) 奨学金に関する義務が遂行できなくなるような不慮の事態が私に起こった場合。また、私が上記の事項のいずれかに該当した場合、派遣側または受入側のクラブまたは地区は、奨学金を取り消すよう要請することができます。
24. 私が自主的に奨学金を終了した場合、ロータリー財団からその後受け取る予定であった資金に対する一切の権利を放棄し、また奨学金の未使用分をロータリー財団に返還します。ロータリー財団が私の奨学金を終了した場合、私が受領する権利を失った奨学金の未使用分（発生した利子を含む）をロータリー財団に返還します。さらに、上記規定への違反によって、ロータリー財団が私の奨学金を打ち切った場合、私は受け取った奨学金全額をロータリー財団に返還しなければならない可能性があります。
25. 未使用の奨学金が最終的にロータリー財団に返還されるよう、私は、未使用の奨学金を派遣クラブまたは地区に速やかに返還します。
26. 特に書面で明記していない場合、私は、いかなる報告において写真を提出することで、ロータリーの出版物、広告、ウェブサイト、ソーシャルメディア（ただし、これらに限らない）を含む現存または今後使用されうる媒体で、それらの写真を使用、修正、適用、発行、配布する恒久的かつ世界的な無制限の権利を国際ロータリーとロータリー財団に認めます。私は、a) 写真に写っている各成人が、その肖像を使用し、また第三者にその写真の使用権を与える権利を私に与えることを制限を付けずに書面で行ったこと、b) 写真中の法的能力を有しない18歳未満の各子どもの親または保護者が、その子どもまたは個人の写真を撮影し、その肖像を使用し、また第三者にその写真の使用権を与える権利を私に与えることを制限を付けずに書面で行ったこと、c) 私が写真の著作権の所有者であ

ること、または著作権の保有者がその肖像を使用し、私からロータリーに使用権を認めることの権利を私に与えていることを、ここに示しかつ保証します。

27. ロータリーはプライバシーを重視します。ロータリーと共有される個人データは、ロータリーの公式業務においてのみ使用されます。つまり、あなたがロータリーと共有する個人データは、あなたがこの奨学金プロセスに参加することを可能にし、奨学金を通じた経験と報告手続きを促進するために使用されます。奨学金の申請時にあなたが提出する個人データは、奨学金関連の活動計画においてロータリーを援助する目的で、ロータリーの業務を行う業者（関連団体など）に譲渡される場合があります。奨学金を申請することにより、あなたは、奨学金に関する情報と補足的サービスをEメールで受取ります。ロータリーにおける個人データの使用方法について詳しくは、privacy@rotary.orgに問い合わせることができます。本書式で収集される個人データは、ロータリーのプライバシーの方針に準拠して使用されます。上記にかかわらず、私は、ロータリーが私の氏名と連絡先情報を、要請に応じて私を支援するクラブと地区、およびほかの奨学生と共有することを認めます。
28. 本同意書の規定のいずれかが違法または法的に無効であるか、法的強制力がない場合でも、本同意書の残りの規定は存続し、かつ効力を有するものとします。
29. 本同意書に起因あるいは関連するいかなる訴訟も、米国イリノイ州のクック郡巡回裁判所（Circuit Court of Cook County）、あるいはイリノイ州北部地区連邦地方裁判所（Federal District Court for the Northern District of Illinois）で行われる必要があります。私は、訴訟において、これらの裁判所と、これらの裁判所それぞれの控訴裁判所の専属管轄権に従うものとします。本同意書は、上記のいずれかの裁判所から判決を受けた一方の関係者が、その判決の適用をほかの裁判所において主張することを禁じるものではありません。前述の記載に加え、ロータリー財団は、地区の所在地域を管轄する裁判所において、地区に対する訴訟を起こすことができます。

下記の項目を確認し、をにしてください。

私は、上記全項目を承諾して、国際ロータリー第2790地区グローバル補助金奨学生の参加を申請します。

氏名（アルファベット活字体で）	
署名（必須）	
目付	

3-7) ローターリー財団奨学生 推薦書



**国際ロータリー第 2790 地区
ロータリー財団奨学生
推薦書**

3-7) ローターリー財団奨学生 推薦書



**国際ロータリー第 2790 地区
ロータリー財団奨学生
推薦書**

本推薦書は、国際ロータリー第2790地区財団奨学生申込者の教育者あるいは雇用主/上司が記入してください。

(2024-25)年度 申込者氏名: _____

1. どのような立場で、いつから申込者をご存知ですか。

2. 希望する研究分野に対する申込者の熱意はどの程度のものでしょうか。

3. 海外への留学が、申込者の学問あるいは職業的發展にどのように寄与すると思われますか。

4. 次の各項目において、申込者を評価してください。評価不可能と思われる項目に関しては、空白のままにしてください。

	非常に優秀	優秀	平均的	平均以下
リーダーシップ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
率先力	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
目的に対する真剣さ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
熱意	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適応能力	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
成熟度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
情緒安定性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
人前で話す能力	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域社会奉仕	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

5. その他のご意見

推薦者氏名			
組織・機関名	役職または肩書		
TEL	E-mail		

上記の通り、申込者を国際ロータリー第2790地区財団奨学生に推薦します。

年 月 日

推薦者署名: _____

3-8) ロータリー財団奨学生申請に関する疑義 (Q&A)

昨年度までの質問を参考に作成しました。

申請者は、不明点がある場合は、疑義解釈を参照してからご質問ください。質問内容が、選考結果に反映されることがありますので、ご注意ください。

用語の説明 (地)：地区補助金奨学生関係

(グ)：グローバル補助金奨学生関係

特に指定がない場合は、記載内容は地区補助金奨学生、グローバル補助金奨学生共通です。

Q 1：大学院からの合格通知は、条件付き／無条件のどちらでもよいか。また、合格通知は3月31日までに取得しなければならないか。

回答：無条件の入学許可書が3月15日までに必要です。事情により選考試験の4月中旬まで待つことも可能です。

Q 2：推薦を受けるクラブは、居住地の近くにすべきか。

回答：居住地の近くが理想ですが、推薦してくれない場合は近隣の他クラブ、あるいは他の要素（スクールの近くなど）のクラブに推薦を申し込んで下さい。

Q 3：必要な推薦状は「一部」とありますが、備考欄に「教師又は適切な雇用主／上司2名からの推薦が必要」とあります。これは教師2名または雇用主・上司2名、または教師と上司・雇用主2名ずつからの推薦状を一部用意するということでしょうか。

回答：学生の場合教師2名、社会人の場合は雇用主・上司の各1名で合わせて2名です。

Q 4：千葉市中央区**町に在住しており、千葉市**区の大学に通っております。この場合はどちらの区のロータリークラブに申請書を提出すればよいのでしょうか。また、一度に複数のクラブに申請書を提出することはできますか。

回答：家から近いクラブに、まずご連絡ください。受け付けていない場合は、地区内の近隣のクラブの推薦を受けてください。(Q3を参照してください) 一度に複数のクラブに申請する事はできません。

Q 5：私は**国の大学院に進学を考えております。**国の公用語は〇〇語(英語以外)ですが、大学院での使用言語は英語です。また、大学院出願の際も英語の語学スコアの提出のみを求められました。さらに〇〇語が公用語ですが英語でも生活することはできます。この場合は英語の語学スコアを提出すればよいのでしょうか。

回答：英語のスコアを提出してください。

Q 6：私は**国(進学希望国)の大学に10か月間交換留学をしていました。その際の成績証明書の提出は必要でしょうか。(もし必要だったとしても、交換留学先では成績証明書の原本を交換留学終了後1通しか発行してもらえないため、成績証明書のコピーを提出することになります。)

回答：規定されていません。ただし、10か月の交換留学の成果、また再度留学する理由が合格のポイントになりますので、PRポイントとしてコピーを提出したほうが有利になることがあります。

Q 7：現在2校の大学院に出願しており、結果がわかるのが3月中旬ごろなのですが、その場合は参加申込書及び小論文に2校分の内容のことを記載してよいのでしょうか。

回答：2校分の内容が含まれても問題はありません。

Q 8：成績証明書について、交換留学生の時の大学の成績書は原本1通しかないので、コピーの提出でよいか。

回答：提出はコピーで差し支えありません。選考試験で提示を求められた場合は原本の提示をお願いいたします。(選考試験当日は持参をお願いします。)

Q 9：重点分野と目標の記載につきましてご教示ください。

回答：「7つの重点分野」から一つを選んで留学先の専攻科目、経験が重点項目に一致していることを記述ください。

Q 10：「重点分野と目標」の2問目(受講予定のコースのリストや、プログラムに関してウェブサイト上に記載されている詳細情報へのリンクなど、専攻科目の内容について記述して下さい)につき、大学院で学ぶ内容を具体的に記載する箇所との理解ですが、受講希望のクラス名なども記載した方が宜しいでしょうか。詳細情報としてどこまで記述すべきかご教示ください。

回答：重点項目と一致することがわかる受講クラスまで必要です。

Q 11：最寄りのロータリークラブから推薦をいただく必要があるということですが、必要書類を提出する前に内諾等(電話などで問い合わせしておくなど)は必要でしょうか。申請にあたり、ロータリークラブから推薦を頂くまでのプロセスについて、教えていただけますと幸いです。

回答：近隣のロータリークラブ事務局の連絡先を、第2790地区のホームページ等から調べてください。ロータリークラブによってはHPを持っていて、問い合わせができる場所もあります。事務局に電話すれば進展すると思います。連絡が取れたら申請書を持って例会日等にクラブの推薦審査を受ける必要があります。

Q 12：IELTSのスコアしか持っていませんが。

回答：TOEFL換算表によるスコアの提出で結構です。

Q 13：奨学金のお金の流れを教えてください。また、振り込まれる時期について教えてください。

回答：(地) 第2790地区の前年度(23-24)の事業報告がTRFに承認された後、奨学金を含む、24-25年度の事業に対し、TRFより一括で第2790地区ロータリー財団委員会に補助金が支給されます。その後、第2790地区ロータリー財団委員会より申請クラブに振込を行い、クラブより奨学生の口座へ振込をお願い致します。例年8月上旬を予定しております。申請クラブは奨学生決定後、地区補助金奨学生専用のクラブ名義の銀行口座の開設をお願い致します。

(グ) 第2790地区の選抜試験に合格後、申込者は申請クラブと協力してMy Rotaryにログインし、TRFに申請書を提出します。TRFの承認が得られるとグローバル補助金奨学生に決定します。決定後、4週間ほどでTRFより奨学金が入金されます。申請クラブは奨学生決定後、グローバル補助金奨学生専用のクラブ名義の銀行口座の開設をお願いいたします。My Rotary等奨学生応募の際に使用するメールアドレスは、gmailを使用すると手続きがスムーズに進みます。

Q 14：(グ) 奨学金の種類と内容の分野の説明の中に、「下記の分野を海外の大学院または大学院レベルの研究機関で学ぶことが条件です」とありますが、大学院レベルの研究機関とは何かを教えてください。

回答：日本でいう理化学研究所、医療の特殊な研究機関（外国も同じ）、外国では南極など極寒地でなければできない研究機関、宇宙に関する研究機関、アフリカなど熱帯地域でなければできない研究機関、その他特殊な研究機関、また大学院ではない大学の付属の研究機関のことをいいます。

Q 15：(グ) 2021-22年度よりグローバル補助金の TRF の上乗せ金額が100% から80% になりましたが、これによるグローバル補助金奨学生の支給金額に変更はありますか？

回答：グローバル補助金奨学生の支給金額は、今後 TRF の上乗せ金額に変更があっても総額に変更はありません。（支給金額の増減は別途検討されます）

4) 補助金プログラムの参加資格

4-1) クラブの参加資格認定

クラブの参加資格認定：覚書 (MOU)

ロータリー財団

1. クラブの参加資格
2. クラブ役員の責務
3. 財務管理計画
4. 銀行口座に関する要件
5. 補助金資金の使用に関する報告
6. 書類の保管
7. 補助金資金の不正使用に関する報告

1. クラブの参加資格

クラブは、ロータリー財団の補助金の活用にあたって、ロータリー財団（以下「財団」）から提供されるこの覚書（MOU）に記載された財務と資金管理の要件を遂行すること、および、毎年最低1名のクラブ会員を地区主催の補助金管理セミナーに出席させることに同意しなければならない。地区は、クラブの参加資格として追加の要件を定めたり、地区補助金の活用についてもクラブの参加資格認定を義務づけることができる。これらの条件をすべて満たすことにより、クラブの参加資格が認定され、ロータリー財団補助金プログラムにクラブが参加することが認められる。

- A. 参加資格条件がすべて満たされた場合には、1 ロータリー年度にわたり、クラブの補助金への参加資格が認められる。
- B. クラブが認定状況を維持するには、この覚書（MOU）、地区が定めた追加要件、その他該当するすべてのロータリー財団方針を遵守しなければならない。
- C. 資金の管理を誰が行うとしても、クラブが提唱した補助金資金の使用に対しては、クラブが責任を負う。
- D. 以下のような補助金資金の不正使用ならびに不適切な管理（ただし、これらに限られない）が確認された場合、クラブの参加資格が保留、あるいは取り消しとなる場合がある：不正、偽造、会員情報の改ざん、重大な過失、また受益者の健康、福利、安全を脅かす行為、不適切な寄付、私益のための資金使用、利害対立の未開示、個人による補助金資金の独占、報告書の偽造、水増し行為、受益者からの金銭の受領、不法行為、認められていない目的での補助金資金使用。
- E. クラブは、いかなる財務監査、補助金監査、業務監査にも協力しなければならない。

2. クラブ役員の責務

クラブ役員は、クラブの参加資格認定およびロータリー財団補助金の適切な使用について主要な責任を有する。

クラブ役員の責務には以下が含まれる。

- A. クラブの資格認定手続きの遂行と管理、認定状況の維持を担当するクラブ会員を最低1名任命する。
- B. すべてのロータリー財団補助金が、資金管理の方策と適切な補助金管理の慣行に従って管理されるよう確認する。
- C. 補助金に関与するすべての人が、実際の利害の対立や、利害の対立であると認識される事態を避けるように活動するよう確認する。

3. 財務管理計画

クラブは、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。

財務管理計画には、以下の手続きが含まれていなければならない。

- A. すべての領収書と補助金資金の支払いの記録を含め、標準的な会計基準に則って会計を維持する。
- B. 必要に応じて、補助金の資金を支払う。
- C. 資金の取り扱いは、複数の人で分担する。
- D. 補助金で購入した備品・設備やその他の財産の目録システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付ける。
- E. 資金の換金等を含む全補助金活動が、現地の法律や規制を順守したものであることを確認する。

4. 銀行口座に関する要件

補助金資金を受け取るには、ロータリー財団の補助金資金の受領と支払いのみを目的とする口座をクラブが設けなければならない。

- A. クラブの銀行口座は以下を満たしていなければならない。
 - 1. 資金の支払いには、クラブの少なくとも2名のロータリー会員が署名人となること。
 - 2. 低金利、または無金利の口座であること。
- B. 利子が生じた場合には、すべて書類に記録し、承認された補助金活動に使用するか、ロータリー財団に返還しなければならない。
- C. クラブが提唱する各補助金につき、別個の口座を開設し、口座名は、補助金用であることが明らかに分かるものとするべきである。
- D. 補助金は、投資用口座に預金してはならない。これには、投資信託、譲渡性預金、債権、株の口座が含まれる（ただし、これらに限られない）。
- E. ロータリー財団補助金資金の受領および使用を裏付ける銀行明細書をいつでも提示できるようにしておかなければならない。
- F. クラブは、署名人の交代に備えて、銀行口座の管理責任の引継ぎ計画書を作成し、保管しなければならない。

5. 補助金資金の使用に関する報告

クラブは、ロータリー財団のすべての報告要件に従わなければならない。補助金に関する報告を通じて、ロータリー財団は補助金の使用状況を知ることができる。このため、この報告は補助金の資金管理の重要な部分である。

6. 書類の保管

クラブは、参加資格認定とロータリー財団補助金に関連する重要書類を保存するための、適切な記録管理システムをつくり、これを維持しなければならない。これらの書類を保管することにより、補助金管理の透明性が保たれるとともに、監査や財務評価の準備に役立つ。

- A. 保管する必要のある書類には、以下が含まれる（ただし、これらに限られない）。
 - 1. 銀行口座に関する情報（過去の銀行明細書を含む）。
 - 2. 署名入りのクラブの覚書（MOU）を含む、クラブの参加資格認定に関する書類。

3. 計画や手続きを記載した書類。これには以下が含まれる。
 - a. 財務管理計画書
 - b. 書類保管の手続き
 - c. 銀行口座署名人の引継ぎ計画書、および銀行口座の情報と書類の保管
4. 購入したすべてのものの領収書と請求書を含む、補助金に関連する情報
- B. クラブの記録は、クラブのロータリー会員が、または地区が要請した場合は地区が、閲覧、入手できるようにしなければならない。
- C. 書類は、少なくとも 5 年間、もしくは国や地域の法律によってはそれ以上の期間、保管しなければならない（日本の場合、グローバル補助金奨学金に関する書類は 10 年間保管しなければならない）。

7. 補助金資金の不正使用に関する報告

補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合、またはそう疑われる場合には、クラブはこれを地区に報告しなければならない。このような報告により、補助金資金の不正使用が絶対に許されないという環境をクラブ内に作り出すことができる。

承認と同意

この覚書（MOU）は、クラブと地区の間に交わされる同意書であり、補助金活動の適切な管理と財団補助金資金の適切な管理を行うための措置をクラブが取ることを認めるものである。この文書を承認することにより、クラブは、この覚書（MOU）に記載されたすべての条件と要件に従うことに同意する。

_____ ロータリークラブ／ローターアクトクラブを代表し、下記署名人は、
 _____ ロータリー年度、この覚書（MOU）に記載されたすべての条件と要件に従い、これらの要件に関してクラブの方針や手続に変更や修正があった場合には、国際ロータリー第 _____ 地区に通知することに同意する。

クラブ会長	
就任年度	2023-24
氏名	
署名	
日付	2024年 月 日

クラブ会長エレクト	
就任年度	2024-25
氏名	
署名	
日付	2024年 月 日

クラブ会長とクラブ会長エレクトは、プロジェクト実施年度の役職です。

このクラブの参加資格認定：覚書（MOU）の「1. クラブの参加資格」には、地区補助金を活用する場合には、クラブの参加資格認定を求めています。国際ロータリー第 2790 地区では、クラブが地区補助金を申請する場合にはこの覚書（MOU）を提出し、最低 1 名のクラブ会員を地区主催のロータリー財団補助金管理セミナーに出席させるなどの条件を満たしたクラブでなければならないという追加条件を定めています。

5) 地区規定・書式

5-1) 地区補助金 (DG) 財務管理計画規定 (様式 201)

〇〇 ロータリークラブ 地区補助金財務管理計画規程

(目的)

第1条 この規程は、〇〇ロータリークラブ(以下「当クラブ」という)がロータリー財団(TRF)の地区補助金に関する国際ロータリー第2790地区(以下「地区」という)に提出したクラブの参加資格認定:覚書(以下「MOU」という)に記載された規定に基づき、当クラブが地区から受領した地区補助金の一貫した管理を行うために、制定するものとする。

(会計の維持)

第2条 地区から受領した地区補助金に関しては、すべての領収書と補助金資金の支払記録を含め、標準的な会計基準に沿って会計を維持するものとする。

(銀行口座の開設)

第3条 当クラブは地区から地区補助金を受領するために、当該事業専用の銀行預金口座を設けるものとする。この銀行預金口座の名義は、〇〇ロータリークラブ 会計担当□□とする。(会長名又はロータリー財団委員長名でも可⇒クラブ理事会で決定する)

2 前項の銀行預金口座は普通預金口座とし、地区の振込手数料を節約するために、極力千葉銀行の普通預金口座とする。

(署名人)

第4条 当クラブは、理事会の決議により地区補助金の支払いに際して、当クラブ会員のうちから署名人2名を指名するものとする。

2 前項の署名人が都合により交替する場合には、後任者を理事会で決定し、退任する署名人は、後任の署名人に管理責任の引き継ぎをしなければならない。

(補助金の支払い)

第5条 補助金の支払いは、別表1に定める支払承諾書に支払先の住所及び名称、支払金額、振込先銀行名、支店名、預金の種類、口座番号、口座名義、その他必要な項目を記載して、前条の署名人に署名を求めなければならない。

2 前項の支払承諾書を受け取った署名人は、それぞれ内容を検討して、承諾するために、当該支払承諾書に署名するものとする。

3 署名された支払承諾書はプロジェクトの会計担当者に送付され、会計担当者が支払いの手続きをするものとする。

4 前項の支払いは、原則として振り込みの方法によるものとする。やむを得ず現金支払いの場合には、確実に領収書を取り寄せ、当該支払承諾書に添付するものとする。

(書類の保管)

第6条 当クラブは、MOUの「6.書類の保管」に規定されている書類を保存するために、当該事業に関係する全ての書類を整然と整理し、少なくとも5年間保管するものとする。

(米国財務省外国資産管理局規制対象国に対する申請)

第7条 地区補助金を使用して海外の国に援助する場合、次に掲げる各国は米国財務省外国資産管理局(OFAC)規制対象国のため、OFAC専門職員が活動の詳細を検討し、確認をする必要がある。地区補助金は、地区ロータリー財団委員会が、地区内クラブの全申請を1つのプロジェクトとして申請するため、万一下記の国に対するプロジェクトが承認されなかった場合には、地区内クラブから申請されたプロジェクト全体が承認されなくなる。このため当クラブは、次に掲げる各国に対するプロジェクトについては、地区補助金の申請はしないものとする。

●バルカン諸国(アルバニア、ボスニアヘルツェゴビナ、ユーゴスラビア連邦共和国:セルビアおよびモンテネグロコソボ、セルビア南部、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国) ●ベラルーシ ●ミャンマー ●中央アフリカ共和国 ●キューバ ●コンゴ民主共和国 ●エチオピア ●イラン ●イラク ●レバノン ●リビア ●マリ ●ニカラグア ●北朝鮮 ●ロシア ●ソマリア ●スーダン ●南スーダン ●シリア ●ウクライナ ●ベネズエラ ●イエメン ●ジンバブエ

付則1 この規程は、2024年1月1日から施行する。

別表 1

支払承諾書		
支払い先	住 所	
	支払先名	
支払金額		
振込先銀行	銀行・信金	支店
口座番号	普通預金	当座預金 No
口座名義		
摘 要		

_____ロータリークラブの_____プロジェクトの資金として、
上記の通り承認頂きたく、署名人の署名をお願いします。

20 年 月 日

_____ ロータリークラブ
_____ プロジェクト
会計担当

上記の支払は、署名人において承認します。

20 年 月 日

_____ ロータリークラブ
_____ プロジェクト
署名人
署名人

署名人がこの支払いを承認しない場合には、その旨別紙に記載して連絡すること。

(注) 請求書、振込依頼書写し、領収書、その他の関係書類は、この用紙に添付して下さい。

5-2) グローバル補助金 (GG) 財務管理計画規定 (様式 202)

〇〇 ロータリークラブ グローバル補助金財務管理計画規程

(目的)

第1条 第1条 この規程は、〇〇ロータリークラブ(以下「当クラブ」という)がロータリー財団のグローバル補助金に関する国際ロータリー第 2790 地区(以下「地区」という)に提出したクラブの参加資格認定:覚書(以下「MOU」という)に記載された規程に基づき、当クラブがロータリー財団から受領したグローバル補助金を、当クラブと実施国側提唱クラブの両者(以下「両クラブ」という)が、一貫した管理を行うために制定するものとする。

(会計の維持)

第2条 地区から受領したグローバル補助金に関しては、両クラブ共すべての領収書と補助金資金の支払記録を含め、標準的な会計基準に沿って会計を維持するものとする。

2 両クラブが提唱者となったプロジェクトに関しての支払いの内、財団に申請した予算書に基づいて実施国側提唱クラブが行う部分は、実施国側提唱クラブに前項の規程の通り会計を維持するよう要請し、一定期間ごとにすべての領収書と補助金資金の支払記録の報告をEメール等で受け取り、両クラブで協同して管理するものとする。

3 財団に申請した予算書に計上していない項目については、原則的に支出してはならない。ただし、実施国側提唱クラブから予算外の支出の必要性があり、当クラブに援助の要請があった場合には、財団から受領した資金以外のクラブの資金やクラブ会員からの拠出によって賄えると当クラブの理事会が判断して決議した部分は、別に支出できるものとする。

(銀行口座の開設)

第3条 当クラブは、ロータリー財団からグローバル補助金を受領するために、当該事業専用の銀行預金口座を設けるものとする。この銀行預金口座の名義は、〇〇ロータリークラブ 会計担当□□とする。(会長名又はロータリー財団委員長名でも可⇒クラブで決定する)

(署名人)

第4条 両クラブは、それぞれのクラブ理事会の決議により、グローバル補助金の支払いに際して、両クラブ会員の内からそれぞれ署名人2名を指名するものとする。

2 前項の署名人が都合により交替する場合には、後任者を理事会で決定し、退任する署名人は、後任の署名人に管理責任の引き継ぎをしなければならない。

3 前各項の規定は、両クラブに当然にあてはまるものであり、同クラブの2名の署名人の氏名等を両クラブ共に確認しなければならない。更に、署名人の責務についても両クラブが確実に把握しているかを確認するものとする。

(補助金の支払い)

第5条 グローバル補助金の支払いは、実施国側提唱者のクラブで行うが、その支払の際には、支払承諾書を作成し、この支払承諾書に支払先の住所及び名称、支払金額、振込先銀行名、支店名、預金の種類、口座番号、口座名義、その他必要な項目を記載して、そのクラブの署名人に署名を求めなければならないことの要件、その他の要件を確実に順守するように徹底しなければならない。

2 両クラブ共、前項の支払承諾書に2名の署名人が署名した後、相手側クラブにその写しをEメール等で報告するものとする。

(書類の保管)

第6条 両クラブは、MOUの「6. 書類の保管」に規定されている書類を保存するために、当該事業に関係する全ての書類を整然と整理し、少なくとも5年間保管するものとする。この書類には、実施国側提唱クラブが支出したものの写しを含むものとする。

2 書類の正本を地区に提出する必要がある場合には、その写しを保管するものとする。

付則1 この規程は、2024年1月1日から施行する。

別表 1

支払承諾書		
支払い先	住 所	
	支払先名	
支払金額		
振込先銀行	銀行・信金	支店
口座番号	普通預金	当座預金 No
口座名義		
摘 要		

_____ロータリークラブの_____プロジェクトの資金として、
上記の通り承認頂きたく、署名人の署名をお願いします。

20 年 月 日

_____ ロータリークラブ
_____ プロジェクト
会計担当

上記の支払は、署名人において承認します。

20 年 月 日

_____ ロータリークラブ
_____ プロジェクト
署名人
署名人

署名人がこの支払いを承認しない場合には、その旨別紙に記載して連絡すること。

(注) 請求書、振込依頼書写し、領収書、その他の関係書類は、この用紙に添付して下さい。

10. 地区補助金長期計画書 ※上段は記入参考例

プロジェクト名	受益者	核中者	協力団体	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
○○教育 △△スクール □□職業体験プロジェクト ○△フードバンク	千葉小学校	○○ RC	○△教育 ボランティア	24-25 年度				
	千葉東小学校		□△教育 ボランティア		25-26 年度			
	千葉西小学校		○○教育 ボランティア			26-27 年度		
	千葉南小学校		○△教育 ボランティア				27-28 年度	
	千葉北小学校		○○教育 ボランティア					28-29 年度

11. プロジェクト担当者

担当者氏名	クラブでの役職		
自宅住所			
電話番号	FAX	携帯	
E-mail			

12. 銀行振込口座(補助金受領のための専用口座が必要です)

銀行名	支店名
預金種類	口座番号
口座名	

13. 署名人の氏名(2名必要です)

署名人	
-----	--

14. クラブの参加資格

地区ロータリー財団委員会にMOUを提出した日	
ロータリー財団補助金管理セミナーに出席した会員の氏名	

15. クラブ会長及び会長エレクトの署名

ロータリークラブ会長及び会長エレクトとして、上記の通りロータリー財団地区補助金の配分をうけたく、申請します。

	提出者	承認者
	本年度クラブ会長	次年度クラブ会長
年度	2023-24	2024-25
氏名		
直筆署名		
日付	2024年 月 日	2024年 月 日
摘要	申請書提出時のクラブの代表権者	事業実施年度の代表権者

署名は紙提出のみ、直筆で記入してください。Excelは空欄で結構です。

本章の申請は紙だけでなく、Excelファイルをメールで提出します。
書式は第2790地区ホームページからダウンロードしてください。

申請書原本提出先 (ガバナー事務所ではなく下記宛にお願いいたします。)
〒289-1747 千葉県山武郡横芝光町曾根合77 丸源起業(株) 富一美 宛
(※封筒表面に「地区補助金申請書在中」と記して下さい。)

お問い合わせ先

2023-24年度 地区補助金プロジェクト委員会 委員長 富一美
E-mail : k_tomi312@gmail.com 携帯 : 090-2754-0100

5-4) 地区補助金 (DG) 報告書

地区補助金報告書は地区補助金事業の終了一カ月以内に、第 2790 地区ロータリー財団統括委員会地区補助金プロジェクト委員長宛に書面にて提出する必要がある。
書式は第 2790 地区のホームページからダウンロードする。

個別プロジェクト報告書

本書式に漏れなく記入の上、地区ロータリー財団委員会にご返送ください（直接ロータリー財団に送らないでください）。

ロータリー・クラブ: _____

プロジェクト名: _____

中間報告書

最終報告書

1. このプロジェクトで何が

プロジェクトの概要

1. このプロジェクトで何が

- このプロジェクトで何が、いつ、どこで実施されたかを簡潔に説明してください。これが中間報告書である場合には、今後実行すべき活動内容も説明してください。
- このプロジェクトの恩恵を受けた人々の数はどのくらいですか。 _____ 名
- プロジェクトの受益者は誰ですか、またどのような恩恵を受けましたか。プロジェクトはどのような人道的ニーズに応えましたか。
- このプロジェクトに何名のロータリアンが参加しましたか。 _____ 名
- これらのロータリアンは何を行いましたか。プロジェクトへの財政的支援を除き、その具体例を少なくとも2つ挙げてください。
- 協力団体が関与している場合、その団体の役割は何でしたか。

財務報告（地区はすべての支出の領収書を少なくとも5年間保管しなければなりません）

使用通貨 _____

為替レート _____

= 1 米ドル

7. 収入

収入源	通貨	金額
1. 地区から受領した地区補助金の資金		
2. 自クラブから拠出した資金		
3. その他の資金（具体的に記入）		
プロジェクトのための収入合計額		

8. 支出（具体的にお書きください。必要に応じて行を追加してください。）

予算項目	業者名	通貨	金額
1.			
2.			
3.			
4.			
5.			
余剰金を入れてください。（TRFへの返金額）			
プロジェクト支出合計額			

証明の署名

本報告書に署名することで、私の知る限りにおいて、地区補助金の資金が管理委員会の指針に準拠し認められた項目にのみ使用され、ここに記されたすべての情報が事実であり、かつ正確であることを認めます。補助金資金のすべての支出の領収書を、地区に提出しました。また、私は、本報告書に関連して提出した写真はすべて、RIの所有物となり、返送されないことも理解しています。私は著作権を含めこの写真のすべての権利を所有することを認め、時と場所を問わず、いかなる方法、また現在知られている媒体または後に作成される媒体において、使用料なしで写真を使用する取消不能な許可をRIとロータリー財団に与えます。これには、必要であれば、RIの独自の裁量により写真に修正を加える権利が含まれます。また、RIおよびロータリー財団が、ウェブサイト、雑誌、冊子、パンフレット、展示、その他の推進資料において写真を制限なく使用できる権利も含まれます。

証明の署名 _____

日付 _____

氏名、ロータリーの役職、ロータリー・クラブ名 _____

この欄は地区ロータリー財団委員長がご記入ください。

地区補助金番号 _____

個別プロジェクト報告書番号 _____

5-5) グローバル補助金 (GG) 事業計画書 (様式 501)



グローバル補助金 (GG) 事業計画書申請書のテンプレート (2023年7月)

国際ロータリー 2790 地区
ロータリー財団委員会
2024-25 年度実施プロジェクト用

本書は、地区財団委員会に提出するための様式です。ロータリー財団 (TRF) への申請は www.rotary.org/ja/grants から入力します。オンラインのグローバル補助金申請書の入力項目と質問をまとめたものは、<https://my.rotary.org/ja/document/global-grant-application-template> からダウンロードできます。

B-5) グローバル補助金 (GG) 事業計画書 (様式 501)

グローバル補助金 (GG) 事業計画書申請書のテンプレート
(2023年7月)
国際ロータリー第 2790 地区 ロータリー財団委員会
2024-25 年度実施プロジェクト用

本書は、地区財団委員会に提出するための様式です。ロータリー財団 (TRF) への申請は www.rotary.org/ja/grants から入力します。オンラインのグローバル補助金申請書の入力項目と質問をまとめたものは、<https://my.rotary.org/ja/document/global-grant-application-template> からダウンロードできます。

ステップ 1: 基本情報
プロジェクト名をご入力ください。

計画しているプロジェクトの種類 (人道的プロジェクト、職業研修、奨学金のいずれか)
グローバル補助金で支援する活動は、ロータリー重点分野に該当するものである必要があります。

このプロジェクトの代表連絡担当者 (実施国側担当者と援助国側担当者の両方) をお選びください。
実施国側の代表連絡担当者は、プロジェクト、研修、留学が行われる国に居住している人となります。援助国側の代表連絡担当者は、実施国以外に居住する人となります。双方の連絡担当者は、本補助金と関連するすべての連絡とロータリー財団への報告の責任を負います。

ステップ 2: 委員会メンバー
この委員会に、少なくとも実施国側提唱者から 2 名のメンバー、援助国側提唱者から 2 名のメンバーをお選びください。
本補助金の委員会メンバーに関する情報をご入力ください (実施国側提唱者からのメンバー)

本補助金の委員会メンバーに関する情報をご入力ください (援助国側提唱者からのメンバー)

これらの委員会メンバーのうち、利害の対立が生じる可能性のある人はいますか。可能性がある場合、簡潔にご説明ください。
「利害の対立」は、補助金や奨学金にかかわる人とその家族、知り合い、事業上の利害関係者、またはその人が管理委員、理事、役員を務める組織が、本プロジェクトまたは補助金から利益や恩恵を得ると思われる場合に生じる可能性があります。

ステップ 3: プロジェクトの概要
本プロジェクトの主な目的と受益者について情報をご入力ください。
以下の欄には、プロジェクトの概要のみをできるだけ簡潔に入力してください。詳細は申請書の後のほうでご入力いただきます。詳細は申請書の後のほうでご入力いただきます。

ステップ 4: 重点分野
本プロジェクトはどの重点分野を支援しますか。
少なくとも 1 つの分野をお選びください。選択された各分野について目標を設定し、質問にお答えいただけます。
 平和構築と紛争予防
 疾病予防と治療
 水と衛生
 母子の健康
 基本的教育と識字率向上
 地域社会の経済発展
 環境 (2021年7月より)

ステップ 5: 成果の測定
(該当する重点分野の) どの目標を支援するものですか。
該当する目標をすべてお選びください。選ばれた目標について質問にお答えいただけます。また、プロジェクトの終わりに、各目標に向けた成果をご報告いただくこととなります。各重点分野には一連の目標が定められています。このプロジェクトが支援する目標のみをお選びください。

プロジェクトの成果をどのように測りますか。
プロジェクトの目標と明らかに関連し、プロジェクトが受益者の生活/知識/健康に与えた成果を裏付けるような評価基準のみを使うください。成果測定のヒントと情報は、「グローバル補助金 モニタリングと評価の指針」についてを参照ください。申請書のトップダウンメニューにある標準的な評価基準を少なくとも一つ含める必要があります (必要に応じて行を追加してください)。

評価基準	情報収集方法	頻度	受益者

モニタリングと評価のために誰が情報を収集するかお分かりですか。
分る場合、その担当者または組織の名前と連絡先を記入し、その人または組織が情報収集を行うに選んでいる理由を簡単に説明してください。分らない場合、情報収集を担当する人または組織をどのように探す予定かを説明してください。

ステップ 6: 実施地と実施時期
人道的プロジェクト
プロジェクトの実施地と実施期間をご入力ください。

ステップ 7: 参加者
協力団体 (任意)
協力団体の名前、ウェブサイト、所在地をご記入ください。
このプロジェクトの実施に直接関与する非政府組織、地元市民団体、政府機関を「協力団体」とすることができます。ロータリーと各協力団体の代表者による署名が入った「覚書」を添付してください (必要に応じて行を追加してください)。

団体名	ウェブサイト	所在地

この団体と協力する理由、およびこの団体が担う役割をご説明ください。
協力パートナー (任意)
パートナーには、ほかのロータリークラブ、ローターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、個人を含めることができます。
このプロジェクトに参加するそのほかのパートナーを挙げてください。

ボランティアの旅行者 (任意)
人道的プロジェクトのための補助金で、現地で研修を提供する、またはプロジェクト実施を支援する 2 名までの旅費を補助することができます (ただし、これらの人が持つパスポートが現地で得られない場合に限り)。
この旅行者の氏名と E メールアドレスをご入力ください。

この人がプロジェクトで担う役割をご説明ください。

5-6) グローバル補助金 (GG)DDF 使用申請書 (様式 511)



グローバル補助金 (GG)
DDF 使用申請書

国際ロータリー 2790 地区
国際ロータリー第 2790 地区 ロータリー財団委員会
2023-24 年度実施プロジェクト用

第2790地区財団活動資金(DDF)申請額

米ドル	ドル
日本円	円

申請額は、原則として1件 20,000ドル以内でお願いします。RI為替レートは、申請時のレートで記載してください。

I プロジェクトの概要(グローバル補助金事業計画書の通り)

II プロジェクト収支予算書

収入予算(必要に応じて行を追加して下さい)

	クラブ名・地区名	現金	DDF	WF	合計
援助国側提唱者					
実施国側提唱者					
合計					

支出予算(必要に応じて行を追加して下さい)

項目	業者名	金額
	合計	

ロータリークラブ会長及び会長エレクトとして、上記の通り第 2790 地区DDFの配分を受けたく、申請します。

	提出者	承認者
	本年度クラブ会長	次年度クラブ会長
年度	2023-24	2024-25
氏名		
直筆署名 (Excel は空欄で結構です)		
日付	2024年 月 日	2024年 月 日
適用	申請書提出時のクラブ代表権者	事業実施年度の代表権者

6) 参考資料

6-1) 重点分野の基本方針

重点分野の基本方針

ロータリー財団は、補助金の手続きを効率的に行い、補助金プロジェクトの質を高めることに力を入れています。本文書は、特定の活動における受領資格の有無や、クラブや地区によって大きな成果があげられたプロジェクトの種類を例示しています。補助金を申請する際は、該当する重点分野の方針に沿ったものであることをご確認ください。プロジェクトの計画は、実施国側のクラブまたは地区の責務となります。

■平和構築と紛争予防

ロータリーは、地元や海外の地域社会における紛争転換を促す活動を通じた、平和構築と紛争予防に関連する研修、教育、実践を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような活動によって平和構築と紛争解決を助長するのを支援します。

1. 紛争を転換し、平和を築くための個人および地域社会の能力の向上。
2. 平和教育、平和のためのリーダーシップ、および争いの予防と解決に関する地域社会の人びとへの研修
3. 影響を受けやすい人びとの社会統合を支援する奉仕活動の実施
4. 天然資源を管理する最善の方法を特定するための対話および地域関係の改善
5. 平和構築と紛争解決に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「平和構築と紛争予防」の範囲内にある活動とみなします。

1. 平和のためのリーダーシップと教育、積極的平和 1、弱い立場にある人びとの地域社会への統合、対話の促進、コミュニケーション、紛争の予防と転換を支援するワークショップ、研修、その他のプログラムを含むグループ活動。
2. 紛争を予防、管理、転換するための建設的方法に関する青少年を対象とした教育。これには、充実した平和構築と紛争転換の活動を伴う、放課後または地域社会を基盤とするプログラムを含む。
3. 天然資源の使用と管理に関連する紛争または紛争のリスクに取り組む研修プログラムまたはキャンペーン。
4. 弱い立場にある人びと（リスク下にある青少年、難民、人身売買被害者、紛争や暴力の影響を受けたその他の人びとを含む）の社会への統合を支援する法的、心理的、社会的、リハビリ的な奉仕。

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「平和構築と紛争予防」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. ロータリアンが主な参加者となる平和会議。
2. 音楽、スポーツ、または課外活動に唯一の主眼を置くプログラム。グローバル補助金の受領資格を得るには、充実した平和構築と紛争転換の側面をもつプログラムでなければならない。
3. ロータリー平和センター提携大学における、ロータリー平和フェローが取り組むのと同様または類似した履修課程への入学。

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

重点分野「平和構築と紛争予防」のグローバル補助金：

1. 持続可能性：ロータリークラブまたは地区が活動を終了した後も、地域社会が平和構築と紛争予防の活動を継続できること。
2. 測定可能性：提唱者は、目標を設定し、プロジェクトの成果を記録するための方法を特定すること。標準的な測定方法は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」を参照のこと。
3. 地域社会が主導：実施地となる地域社会によって特定されたニーズに取り組むプロジェクトであること。

(※ 1) ロータリーは、紛争の根源的な原因に取り組み、平和を育むための土台を築くことを目的に、経済平和研究所との戦略的パートナーシップを結んでいます。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、平和構築と紛争予防の分野における仕事で活躍していくことに関心がある専門職業人のための大学院レベルの奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 平和構築と紛争予防の分野における申請者のそれまでの職歴・活動歴。これには、非政府組織、政府機関、または国際的組織における仕事または研究が含まれる。
2. 平和構築と紛争予防に沿った履修課程。
 - a. 望ましくは、紛争予防と解決、平和・司法研究、平和関連の社会起業、安全保障研究、国際関係を含む履修課程、および、人権法など平和と紛争を専門とするその他の学位。
 - b. 平和と紛争の課題および成果に直接の主眼を置く履修課程は、優先的に考慮される。
 - c. 優先的に考慮されない履修課程には、平和構築、紛争転換、または紛争予防と解決に重点が置かれていない一般的な国際関係に関連するもの、ならびにその他の一般的な社会的発展に関連する学位が含まれる。
3. 平和と紛争転換、予防、解決に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

■ 疾病予防と治療

ロータリーは、疾病の原因と影響を減らすための活動を支援します。この分野のプロジェクトは、医療サービスへのアクセスの改善および拡充、医療機器の提供、または医療従事者の研修によって医療システムを強化します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような活動によって疾病を予防し、治療するのを支援します。

1. 地元の医療従事者の能力向上。
2. 伝染病の伝播を食い止め、非伝染病の発生と影響を減らすための、疾病予防・治療プログラムの推進。
3. 医療システムの強化。
4. 臨床治療および身体障がいのためのリハビリの提供。
5. 疾病予防と治療に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「疾病予防と治療」の範囲内にある活動とみなします。

■伝染病の予防と管理

1. 医療フェアなどのプロジェクトを通じた疾病検査（ただし、カウンセリングと紹介を含む、または治療のための患者の入院を支援することが条件）。
2. 感染予防のための介入戦略に関する、地域社会の人びとと医療従事者への教育。
3. 地元で初期診療システム（プライマリ・ケア）を利用することができない遠隔地の人びとに医療サービスを提供することを明確な目的とする医療機器の提供。
4. 医療施設への医療機器の供給。これらの機器は、現在のテクノロジー基準と環境基準（電気、水、大気の状態）を満たすものでなければならない。また、補助金提唱者は、所有権証明書および管理・維持の計画を提出しなければならない。これには、機器の管理・維持に関する研修が当該従事者に提供されたことを示す文書、または、これらの要件へのコンプライアンスを確保する研修計画が含まれる。
5. 疾病の診察と治療を記録およびモニタリングするための、サーベイランス（監視）システムと研修の提供。

（※2）医療システムには、医療サービスの提供に従事する公共および民間のセクターが含まれます。

6. 地域社会の長期的な福祉の推進を目的とした疾病予防、医療従事者研修の改善、または公共保健教育の向上も支援するアプローチを通じた伝染病の治療。
7. 蚊やその他の生物を介する疾患の予防と管理。生物媒介の疾病に特化した環境リスクと治療戦略の特定が含まれるプロジェクトには、高い優先度が与えられる。
8. 医療施設から出た医療廃棄物の処理など、感染と感染症の封じ込めに関連する環境的危険性への取り組み。

非伝染病の予防と管理

1. 身体障がいに関連する身体的・精神的疾患のための予防・治療サービスの提供。
2. 慢性疾患の発生と流行を減少させることを目的とした、地域社会での教育、および早期スクリーニング・治療の発展。
3. 地元で初期診療システム（プライマリ・ケア）を利用することができない遠隔地の

- 人びとに医療サービスを提供することを明確な目的とする医療機器の提供。
4. 医療施設への医療機器の供給。これらの機器は、現在のテクノロジー基準と環境基準（電気、水、大気の質）を満たすものでなければならない。また、補助金提唱者は、所有権証明書および管理・維持の計画を提出しなければならない。これには、機器管理・維持に関する研修が当該従事者に提供されたことを示す文書、または、これらの要件へのコンプライアンスを確保する研修計画が含まれる。
 5. 救命手術および先天的疾患の手術の提供（ただし、受益者の評価とフォローアップ治療の確保を含むことが条件となる）。
 6. 地域社会の長期的な福祉の推進を目的とした疾病予防、医療従事者研修の改善、または公共保健教育の向上も支援するアプローチを通じた非伝染病（精神疾患も含む）の治療。
 7. 交通／車両に関連するけがの予防（ただし、そのようなけがの数が減少したことを示す測定可能なプロジェクトが条件となる）。
 8. 緊急医療サービスを提供する車両、人員、および機器の供給。救急車は地元で購入した新車でなければならない、車両所有権、管理、維持、修理、適切な医療施設によるセキュリティシステムに関する文書を含めなければならない。

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「疾病予防と治療」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 調度品、供給品、消耗品、または太陽光パネルなどの非医療機器の購入のみを含むプロジェクト。
2. 教育的な支援プログラムを提供しない、またはプロジェクト実施国の能力を大きく向上させる活動を提供しない医療任務／手術チーム（ただし、救命手術および先天的疾患に取り組む手術は例外とする）。
3. エコストープまたは屋内調理台の設置プロジェクト。
4. 身体・精神障がい治療のための非従来のまたは別の方法によるセラピー（ただし、医療従事者が監督する臨床手続きを含む場合は除く）。
5. 蔓延した発達障がい、および、自閉症を含むその他のスペクトラム障がいの治療（障がいへの長期的影響による改善を示す持続可能な臨床的介入がある場合を除く）。
6. 栄養プログラム（ただし、臨床的栄養失調、または妊娠からその子どもが2歳の誕生日を迎えるまでの期間の最初の1000日間おける介入である場合を除く）。
7. プロジェクト分野における成功使用例と適切な管理、維持、および修理システムが整っていることを示す文書がない新しいテクノロジーの導入。
8. 一般的な保健教育および公共安全プログラム。

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

重点分野「疾病予防と治療」のグローバル補助金：

1. 持続可能性：ロータリークラブまたは地区が活動を終了した後も、地域社会が疾病予防と治療の活動を継続できること。
2. 測定可能性：提唱者は、目標を設定し、プロジェクトの成果を記録するための方法を特定すること。標準的な測定方法は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」を参照のこと。
3. 地域社会が主導：実施地となる地域社会によって特定されたニーズに取り組むプロジェクトであること。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、疾病予防と治療の分野における仕事で活躍していくことに関心がある専門職業人のための大学院レベルの奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 疾病予防と治療の分野における申請者のそれまでの職歴・活動歴。
2. 公共保健や看護・医学の上級学位など、疾病予防と治療に沿った履修課程。
3. 疾病予防と治療に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

■水と衛生

ロータリーは、安全な水源の管理と保護を促し、安全な飲み水と衛生（衛生設備や衛生教育など）への普遍的かつ公平な利用を実現する活動を支援します。ロータリー財団は、環境的に健全で、測定可能かつ持続可能な介入を通じて、政府、諸機関、地域社会が水と衛生の分野における事業を管理できるようエンパワメントを図ることに力を入れています。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、地域社会が水と衛生への持続可能なアクセスを確保できるようにするための、ロータリアンによる以下のような活動を支援します。

1. 安全で手頃な価格の飲み水をすべての人が公平に利用できるように促進。
2. 地上および地下の水源の保護と維持、汚染および汚染物質の削減、廃水再利用の推進による水質の改善。
3. 衛生的な方法で排便が処理される地域社会を達成することを目的とする、改善された衛生と水管理の公共サービスのすべての人による公平な利用の促進。
4. 疾病の蔓延を防ぐ、地域社会の人びとの衛生に関する知識、行動様式、習慣の改善。
5. 持続可能な水・衛生サービスの開発、財務、管理、維持ができるようにするための、政府、諸機関、地域社会の能力強化。
6. 水と衛生に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「水と衛生」の範囲内にある活動とみなします。

1. 水供給、貯水、浄水、水処理、および水源保護に焦点を置いたプロジェクトを含む、安全な飲み水へのアクセス確保。
2. 改善された衛生設備へのアクセス確保。これは、衛生設備を通じた人の糞尿の処理、処分、および糞便堆積物の管理、処理、処分として定義される。
3. 手洗い、排せつ物の安全処理、安全な水の貯蔵、月経時の適切な衛生など、健全な習慣を推進する衛生教育の提供。このようなプログラムでは、好ましい習慣を妨げる要因や促進する要因を特定し、課題に取り組むための方法を説明する必要がある。
4. 固形廃棄物の管理システムの提供。これは、固形廃棄物質の回収、処理、処分として定義される。
5. 源水を守り、地上と地下の資源を補充するための流域管理方法の活用。
6. 作物、家畜、養魚のための水の供給。
7. 地域社会のガバナンス、ファイナンスとプランニング、システム管理、配給を含む、水と衛生サービスを支える持続可能な管理方法の開発。

8. 水と衛生への持続可能なアクセスを支援する方針の施行を国家や自治体当局に奨励するための戦略的アドボカシーの実施。これには、関連サービスへの資金配分、基準とガイドラインの作成、適切な方法での排便処理を行っている地域社会の認定が含まれる。

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「水と衛生」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 行動様式を変えることなく、知識を向上させ、標準的な情報を提供することに焦点を置く衛生プログラム。一度限りの講習や授業は受領資格を満たさない。
2. 流域管理プロジェクトの一環ではない、単独の河川・沿岸の清掃活動。
3. 水と衛生システムを構築するだけのプロジェクト。

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

重点分野「水と衛生」のグローバル補助金：

1. 持続可能性：ロータリークラブまたは地区が活動を終了した後も、地域社会が水と衛生の活動を継続できること。
2. 測定可能性：提唱者は、目標を設定し、水と衛生および水資源管理のプロジェクトの成果を記録するための方法を特定すること。標準的な測定方法は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」を参照のこと。
3. 地域社会が主導：実施地となる地域社会によって特定されたニーズに取り組むプロジェクトであること。このようなプロジェクトでは、政府、地域社会、企業が協力して、水と衛生の持続可能なシステムを構築、所有、運営する。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、水と衛生の分野における仕事で活躍していくことに興味がある専門職業人のための大学院レベルの奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 水と衛生、または水源管理の分野における申請者のそれまでの職歴・活動歴。
2. 水と衛生、または水源管理に沿った履修課程。例として、水と衛生のエンジニアリング、環境エンジニアリング、水源システムの総合管理、水文学、公共保健が含まれる。
3. 水と衛生に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

■母子の健康

ロータリーは、母子の健康を改善し、5歳未満の幼児の死亡率を減らすための活動と研修を支援します。この分野のプロジェクトは、医療サービスへのアクセスの改善および拡充、医療機器の提供、および医療従事者の研修によって、医療システム3を強化します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような活動によって母子の健康を改善するのを支援します。

1. 新生児や赤ちゃんの死亡率の削減。
2. 5歳未満の幼児の死亡率と罹患率の削減。
3. 妊婦の死亡率と罹患率の削減。

4. 基本的な医療サービス、研修を受けた地域社会の医療従事者、および医療提供者へのアクセスの改善。
5. 母子の健康に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「母子の健康」の範囲内にある活動とみなします。

1. 産前産後、および出産時におけるケア。
2. 地域社会における母子のヘルスケアの従事者および医療従事者を対象とする研修、または研修者を養成するための研修。
3. 医療施設に医療機器を提供するプロジェクト。これらの機器は、現在のテクノロジー基準と環境基準（電気、水、大気の状態）を満たすものでなければならない。また、補助金提唱者は、所有権証明書および管理・維持の計画を提出しなければならない。これには、機器管理・維持に関する研修が当該従事者に提供されたことを示す文書、または、これらの要件へのコンプライアンスを確保する研修計画が含まれる。機器を提供するプロジェクトには、安全な妊娠、出産、新生児医療に関連する女性のための啓蒙活動を含めなければならない。
4. 医療システムを通じて得られる家族計画とその他の性と生殖に関する健康における介入や公共サービスに関する教育、およびアクセス向上。
5. 女性、思春期の女子、5歳未満の子どものため予防接種。
6. 女性と5歳未満の子どもの対象に、肺炎、下痢、マラリア、はしか、その他の主な病気の原因を予防、治療するための介入。

(※3) 医療システムには、医療サービスの提供に従事する公共および民間のセクターが含まれます。

7. 思春期の人および女性を対象に、性行為による病気の感染を削減し、その影響を緩和するための介入。
8. HIVの母子感染の予防。
9. 母乳を奨励し、栄養失調を予防、緩和、また治療するための行動を奨励するプロジェクト。
10. 救命手術および先天性疾患の手術の提供（ただし、受益者の査定と術後ケアを含むことが条件となる）。
11. 医療施設における医療廃棄物の処理など、感染と病気伝播の封じ込めに関連する環境リスクに取り組むプロジェクト。

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「母子の健康」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. プロジェクト実施国の現地の能力を大きく向上させる活動を含んでいない医療任務団／手術チームの派遣。ただし、救命手術、先天性疾患の手術は除く。
2. ガーデンプロジェクト、食物補給、学校をベースとする栄養プログラム。
3. エコストーブまたは屋内調理台の設置プロジェクト。
4. 校庭および一般的な子どもの運動と健康に関するプロジェクト。
5. 身体・精神障がい治療のための非従来のまたは別の方法によるセラピー（ただし、

- 医療従事者が監督する臨床手続きを含む場合は除く)。
6. 思春期の人を対象とする性と生殖の健康に関するプロジェクト（資格のある医療従事者による監督の下に、医療システムの範囲内で実施される場合を除く）。
 7. 調度品、供給品、消耗品の提供（グローバル補助金の受領資格を満たしている母子の健康プロジェクトの一環として行う場合を除く）
 8. 一般的な保健教育および公共安全プログラム。

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

重点分野「母子の健康」のグローバル補助金：

1. 持続可能性：ロータリークラブまたは地区が活動を終了した後も、地域社会が母子の健康の活動を継続できること。
2. 測定可能性：提唱者は、目標を設定し、プロジェクトの成果を記録するための方法を特定すること。標準的な測定方法は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」を参照のこと。
3. 地域社会が主導：実施地となる地域社会によって特定されたニーズに取り組むプロジェクトであること。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、母子の健康の分野における仕事で活躍していくことに関心がある専門職業人のための大学院レベルの奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 母子の健康の分野における申請者のそれまでの職歴・活動歴。
2. 母子の健康に沿った履修課程（例：疫学、栄養学、グローバルヘルス、公共保健、保健推進、看護学・医学の上級学位）。
3. 母子の健康と関連した、申請者の将来のキャリア計画。

■基本的教育と識字率向上

ロータリーは、すべての子どものための教育を改善し、子どもと成人の識字率を高めるための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような活動によって、すべての人が基本的教育を受け、識字力を得られるようにするための、ロータリアンによる以下のような活動を支援します。

1. 基本的教育と識字能力をすべての人びとに与える地域社会の力を高めるプログラムの支援。
2. 成人の識字率の向上。
3. 教育における男女格差を減らすための活動。
4. 基本的教育と識字率向上に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「基本的教育と識字率向上」の範囲内にある活動とみなします。

1. 地元の学校関係者との協力による、幼少期および初等・中等教育における成績の向上。
2. 成人のための読み書きと計算の教育。
3. 有資格の研修者による、カリキュラム導入、効果的な教授法、生徒評価に関する教師研修の提供。
4. 教師向けの改良されたカリキュラムと専門能力開発によって補完された学習資料および学習施設の提供による、基本的教育における成果の向上。
5. 個別指導者・教師向けの研修、生徒評価の実施、および必要に応じた学用品提供による、課外プログラムのための学習支援の改善。
6. 教師・職員向けの専門能力開発の機会の提供、また必要に応じて基本的な教材の提供と施設の改善によって、身体・発達障がいのある生徒がより高い学業成果を出せるよう支援する教育者の能力向上支援。

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「基本的教育と識字率向上」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 設備、車両、または学用品の購入、およびそれらの使用に関する研修のみで構成されるプロジェクト。
2. 給与、授業料、学用品を提供するプロジェクトで、将来に地域社会やロータリー外部の団体が自力でこれらを提供していくための手段を提供しないもの。
3. 課外授業の資材、遊具、遊び場のみを購入するプロジェクト。
4. 学校給食、または給食プログラムの設備・備品の提供を主眼としたプロジェクト。
5. 補助金の資金が使い尽くされた後に地域社会で継続することができないプロジェクト。
6. 補助金の使用期間にのみ機能する個人指導や放課後のプログラムなど、1学年度の学生のみ之恩恵となるプロジェクト。

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

重点分野「基本的教育と識字」のグローバル補助金：

1. 持続可能性：ロータリークラブまたは地区が活動を終了した後も、基本的教育と識字率向上の活動を継続できること。
2. 測定可能性：提唱者は、目標を設定し、プロジェクトの成果を記録するための方法を特定すること。標準的な測定方法は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」を参照のこと。
3. 地域社会が主導：実施地となる地域社会によって特定されたニーズに取り組むプロジェクトであること。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、基本的教育と識字率向上の分野における仕事で活躍していくことに関心がある専門職業人のための大学院レベルの奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 基本的教育と識字率向上の分野における申請者のそれまでの職歴・活動歴。
2. 基本的教育と識字率向上に沿った履修課程（例：教育、識字、カリキュラム開発、特別教育、学校経営）。
3. 基本的教育と識字率向上に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

■地域社会の経済発展

ロータリーは、貧困地域や十分な支援が得られない地域で測定可能かつ長期的な経済

発展を創出し、人びとと地域社会が貧困を緩和していけるよう支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような活動によって貧困を緩和するのを支援します。

1. 貧困地域の経済発展を促すための、地元のリーダー、団体、およびネットワークの能力の向上。
2. 生産性の高い仕事の創出と、持続可能な生計手段へのアクセス改善。
3. 経済的な機会と公共サービスへのアクセスを提供することによる、周縁化されたコミュニティのエンパワメント。
4. 起業家、ソーシャルビジネス、地域が支えるビジネスイノベーターの能力向上
5. 生産的な仕事への就職および市場・財務サービスの利用を妨げる、性別や社会的身分に基づく不平等への取り組み。
6. より持続可能で経済回復力が高い地域社会を創出するための、再生可能なエネルギーと省エネ手段へのアクセス向上。
7. 経済的利益のための環境・天然資源保全のスキルを養成するための地域社会のエンパワメント。
8. 環境・気候関連のリスクや自然災害に対する地域社会の回復力と適応力4の強化。
9. 経済回復力を改善するため、地域社会を基盤とする緊急時の基本的な備えのサービス体制の発展と支援。
10. 地域社会の経済発展に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下の活動を重点分野「地域社会の経済発展」の範囲内にある活動とみなします。

1. 貧困の課題がある地域社会への、金融サービス（マイクロクレジット、モバイル・バンキング、貯蓄、保険を含む）へのアクセスの提供。
2. 地域社会の経済発展に関連する研修（起業、地域社会でのリーダーシップ、職業スキル、金融知識を含む）の提供。

(※4) 適応力とは、個人・団体が環境と社会経済的な変化に効果的に対応するための社会的・技術的スキルを意味します。

3. リーダーシップ研修とエンパワメント用ツール、特に女性、難民、若い成人のためのイニチアチブを通じた、地域社会関係者の経済発展と雇用促進。
4. 貧しい人々のための小事業／協同組合／社会事業の開発および収入をもたらす活動（雇用を創出する村全体の事業の実施を含む）の支援。
5. 自給自足農家や小農家のための農業開発（能力向上、および市場と資本へのアクセス促進を含む）の促進。
6. 地域社会が主導または調整する Adopt-a-village（村全体の自立支援）活動、もしくは総合的な地域社会の開発活動の編成。
7. 女性、難民、その他の周縁化された人びとのための公平かつ効果的な経済的機会の支援。
8. 持続可能で革新的、かつ地元で購入したテクノロジーを利用した、再生可能で効率

的なクリーンエネルギーへのアクセス、ならびに経済的成果を直接的にもたらず実質的な研修の提供。

9. 経済的利益と成長のための天然資源を地域社会が保存、保護、および持続可能な方法で利用できるようにするための、保全と資源管理に関する研修の提供。
10. 能力構築を通じた環境・気候変動に対する地域社会の適応力の向上、および持続可能な経済活動の開発。
11. 火災防止や自然災害対策を含む、緊急時の基本的備えを固める取り組みを支援し、地域社会の経済的困難からの回復力を向上するための研修および基本的リソースの提供。

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「地域社会の経済発展」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 直接的な経済的成果がない、または運営・維持計画がない地域インフラまたは機器を提供するプロジェクト。
2. 講演や遊び場などの地域美化プロジェクト。
3. コミュニティーセンターの修復プロジェクト。

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

重点分野「地域社会の経済発展」のグローバル補助金：

1. 持続可能性：ロータリークラブまたは地区が活動を終了した後も、地域社会が地域社会の経済発展の活動を継続できること。
2. 測定可能性：提唱者は、目標を設定し、プロジェクトの成果を記録するための方法を特定すること。標準的な測定方法は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」を参照のこと。
3. 地域社会が主導：実施地となる地域社会によって特定されたニーズに取り組むプロジェクトであること。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、地域社会の経済発展の分野における仕事で活躍していくことに関心がある専門職業人のための大学院レベルの奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 地域社会の経済発展の分野における申請者のそれまでの職歴・活動歴。申請者は、自分の仕事が貧困、低収入、または不十分な支援などの問題がある地元、地域、または国の人々の経済的福祉にどのように貢献したかを明確に示すことが求められます。
2. 地域社会の経済発展に沿った履修課程。
 - a. 例：地域社会の経済発展に焦点を当てた社会科学のコース、ソーシャルビジネス、小規模の起業、マイクロクレジット（小口融資）を専門とする経営学位。
 - b. 以下のような履修課程は、審査の際に有利となります。
 - i. 地元、地域、または国の経済発展戦略を強調したもの。
 - ii. 貧困、低収入、または十分な支援が得られない地域社会などの経済問題に焦点を当てたもの。
 - iii. ソーシャルビジネスの開発を支援するもの（経営学修士課程における特別履修コースなど）。

- iv. 地元、地域、または国レベルでの起業スキルや事業立ち上げについて教えるビジネス学位を提供するもの。
 - v. 課程名やコース名に「地域社会の開発 (community development)」という言葉を含むもの。
 - vi. 小規模の事業者や起業家に助言を提供する取り組みを改善するもの。
 - vii. 貧困、低収入、十分な支援が得られない地域社会に影響を及ぼしている環境問題に取り組むための戦略に焦点を当てたもの（例：リソース管理、環境・保全研究、レジリエンス計画、緊急時への備え）。
 - viii. 経済発展戦略を導く都市計画原則を使用したもの。
 - c. 以下のような履修課程は、審査の際に有利とはみなされません。
 - i. 純粋に理論のみのマクロ経済学、政治学、または金融学。
 - ii. ソーシャルビジネスとは関係ない事業運営に関する経営学修士課程（MBA）など、一般的な民間ビジネスの発展を扱うもの。
3. 地域社会の経済発展に関連した、申請者の将来のキャリア計画。
- a. 以下の要素を含むキャリアは、審査の際に有利となります。
 - i. 地域または国レベルで、貧困、低収入、十分な支援が得られない地域社会における社会・経済的福祉の改善。
 - ii. 非営利もしくは社会的事業におけるキャリア。
 - iii. 貧困地域、若者、女性、先住民、難民、その他の十分な支援が得られない地域の人びとなどの経済・社会的福利のためのアドボカシー支援。
 - iv. リソース管理、環境・保全研究、レジリエンス計画、緊急時への備えを含む戦略を通じた、貧困、低収入、十分な支援が得られない地域社会に影響を及ぼしている環境問題への取り組み。
 - b. 審査の際に有利とはみなされないキャリアとして、ビジネス、エンジニアリング、またはソーシャルワークにおける一般的な役割、あるいは、民間環境・企業環境における一般運営。

■環境

ロータリーは、天然資源の保全と保護を強化し、環境の持続可能性を高め、人と環境との調和を促す活動を支援します。ロータリーにおいて環境の持続可能性とは、生物の最善の利益のために、生態学的完全性、地球の健康、将来の世代をサポートする方法で、地球の天然資源の責任あるケアと使用が行われるようにすることを意味します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリー会員とパートナーが以下を目的とするさまざまなプロジェクトを通じて環境を保護・保全することを可能としています：

- I. 種から景観規模の保護にいたるまで、自然と生物多様性の保全。
- II. 温室効果ガスの排出の削減や回避、または天然の二酸化炭素吸収源への吸収や貯蔵を通じた気候変動の緩和。
- III. 繁栄する自然体系と共存可能な人間の社会的福祉を維持するための、エコロジカルフットプリントがより少ない持続可能で適応可能な助長生計。
- IV. 周縁化されたコミュニティに対して偏った影響を及ぼす社会環境問題に取り組むことによる、環境の公平性の強化。

環境における世界的な目標（上記）の一つ以上に該当することを示し、少なくとも一つの活動目標（下記）に一致しているプロジェクトが、グローバル補助金の対象となります。

受領資格のある実行目標と活動

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「環境」の範囲内にある活動とみなします。

1. 陸地、沿岸、海洋、淡水資源の保護と回復

- a. 森林破壊と生息環境悪化の防止、原生植物の植樹・植付、森林再生の促進と生息地の回復、侵入性動植物の除去などの取り組みを通じた、陸上生態系の保護と回復
- b. 在来動植物の保護と繁殖、侵入性動植物の除去、過剰漁業、汚染、海岸侵食、海洋酸性化への対策といった取り組みを通じた、沿岸、海洋、淡水生態系の保護と回復
- c. 自然をモニタリングし、劣化の脅威から自然を守る活動の優先
- d. 帯水層と地下水の再補給、水の保全、水質、流域管理を改善するためのターゲットを絞った取り組みの支援（「水と衛生」の基本方針とガイドラインも併せて適用）
- e. 生息地の保護、在来種の保全、密猟の防止、絶滅危惧種の保全と保護による生物多様性の保存
- f. 移入種の保存と野生動物の違法取引の防止による管轄区域全体での生物多様性の保存

2. 天然資源の管理と保全を実行する地域社会と地方自治体の能力向上

- a. 天然資源と自然遺産を保存、保護、および持続可能な方法で利用できるようにするための保全と資源管理に関する地域社会の研修と教育
- b. 生態学的に健全で平和的で公平な解決を通じた、人間と野生生物の対立の緩和
- c. 森林破壊と山火事の防止と対処にあたる政府または地元グループの能力開発
- d. 天然資源の管理と利用にかかわる平和構築および紛争予防の取り組みの策定（重点分野「平和構築と紛争予防」の基本方針とガイドラインも併せて適用）
- e. 草の根の環境・天然資源管理グループの結成と強化

3. 農業生態学および持続可能な農業、漁業、水産養殖の実践の支援

- a. 再生農業、保全農業、管理された放牧、農林業、林間放牧、または樹木の混植を通じた、生態学的に持続可能な農業慣行の採用の増加
- b. 持続可能な漁業と生態学的に健全な水産養殖の支援
- c. 農業、土地、海洋、天然資源の管理の実践における伝統的知識と先住民族の知識利用の促進、活性化、保全
- d. 持続可能な農業、水産養殖、漁業の手法、地元の食料源のサポート、農業の多様性、食品廃棄物の削減、高品質の食料への公平なアクセスを通じた食糧安全保障の向上
- e. 自然工芸品、ハーブ、非木材森林製品（森林保全と両立するもの）の持続可能な生産の支援（該当する場合、「地域社会の経済発展」に関する基本方針とガイドラインも併せて適用）
- f. 非市場で自給自足的な文化的ニーズのための持続可能な天然資源利用の支援

4. 温室効果ガスの排出削減およびエネルギー使用における介入による気候変動の原因への取り組み

- a. エネルギーシステムにおける包括的な介入の一環として、太陽光、メタンガス吸収、小規模風力発電システムを含む、地元で調達した再生可能エネルギーへのアクセスの提供

- b. 効率的な電気、クリーンな調理方法（コンロ、冷蔵など）、暖房／喚起／空調システム（HVAC）を通じた、家庭レベルのエネルギー消費における環境フットプリント（天然資源の使用量や汚染物質の発生量）の削減
 - c. エネルギー効率化と脱炭素化のために、地域社会の太陽光発電などの利益の共有を含む近隣規模のエネルギーシステムの構築またはアップグレード
 - d. 総合的な都市計画と地域計画、教育、インフラの変更を通じて、持続可能でエネルギー効率の高い輸送方法への移行の支援
 - e. 大規模なエネルギーインフラによる悪影響の防止
- 5. 気候変動と気候混乱の影響を受ける生態系と地域社会の回復力の強化**
- a. 弱い立場に置かれた人口集団に特に焦点を置いた上で、気候関連の事象の影響を受ける地域社会のための適応と回復力戦略を支援すること
 - b. 気候変動による移住・生息ニーズを見越した保全戦略を促進すること
- 6. 環境に配慮した行動を促すための教育と社会的支援の活用**
- a. 地域密着型の環境教育、環境に関する認識向上、参加型マッピング、特定の目的のためのアドボカシーの取り組みの実施
 - b. 地方自治体のカリキュラムに沿い、環境に関する特定の目標を掲げた、学校における環境教育プログラミングの支援（「基本的教育と識字率向上」の基本方針とガイドラインも併せて適用）
 - c. 特定の大規模な結果に向け、ターゲットを絞った環境キャンペーン、および意思決定を行う利害関係者との戦略的コミュニケーションの実施
 - d. 特定の結果に向け、生物学研究センターや案内付自然センターなどの環境学習センターでの現場教育と情報発信
 - e. 環境に関する人権の推進と教育
- 7. 持続可能な商品とサービスの経済性（資源効率の高さ）および環境に配慮した方法での資材のライフサイクルの管理**
- a. 堆肥化、リサイクル、アップサイクル、再利用プログラムを通じた、循環経済を強化するための地域社会の計画づくりの支援（固体廃棄物管理プロジェクトの場合、「水と衛生」の基本方針とガイドラインを併せて適用）
 - b. 資材の持続可能な調達のための地域社会の取り組みや特定セクターの取り組みの支援
 - c. 地元企業や家庭による食品廃棄物の削減、および／またはその結果として生じるメタンガスの吸収
 - d. プラスチックと石油化学製品に対する需要の削減
- 8. 環境正義と環境公衆衛生上の懸念への取り組み**
- a. 弱い立場に置かれ周縁化された集団における家庭、学校、地域社会における（またはそれらと隣接した場所における）環境毒素への曝露（ばくろ）および環境リスクの排除と削減
 - b. 環境と関連して弱い立場にある周縁化された集団のための栄養価の高い食料への公平かつ長期的なアクセスの向上
- 9. 環境保護のための責任ある土地利用ツールの導入**
- a. 保護地域内およびその隣接地域における環境基準を維持するための、地域社会、非政府組織（NGO）、政府の能力の支援
 - b. 公的に認められた自然保護地域または農村部の土地を確立または拡大するプロセスの支援
 - c. 非営利の所有、鑑定、保全地役権、または土地信託と土地保全の仕事を強化す

ることによる、土地の保護、および保全のための土地の確保

10. 環境イノベーションと関連するインセンティブの強化

- a. 経済的利益のための保全スキルを養成するための地域社会のエンパワメント、および環境に有害な活動に代わる収入源となる代替手段の提供（「地域社会の経済発展」の基本方針とガイドラインを併せて適用）
- b. 実証された持続可能なモデルに基づく、地域社会が管理する小規模なエコツーリズムの支援
- c. 好ましい行動変容のための公的な環境インセンティブの提唱
- d. バイオミミクリ（生物模倣）、天然素材、循環経済、空間データに基づく環境テクノロジーの活用の拡大

11. 環境に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援

環境以外の重点分野で受領資格があるものとみなされたプロジェクトで、国が認めている自然保護地域内で実施されるものは、環境を第2の重点分野として、整合性のため確認を受けなければなりません

環境に好ましく、測定可能で持続可能なインパクトを達成しようとしめないプロジェクトは、環境の重点分野におけるグローバル補助金の受領資格がありません。ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 地域社会の美化プロジェクト
2. 一度限りの研修または教育セッション
3. 一度限りの河川、砂浜、生息地の清掃
4. より大きな生態学的枠組みと戦略の一環ではない植樹
5. 具体的かつ測定可能な好ましい環境へのインパクトを生み出すことを目指す総合的プロジェクトの設計を伴わない、火葬場の単独の設備、およびインフラの購入や設置
6. 自然療法（平和構築プログラムの一環である場合を除く）
7. 食料配給プログラム
8. 屋外レクリエーション活動への資金提供
9. プロジェクト実施国の法律で定義されているロビー活動

留意点：上記は受領資格のない全活動を網羅したリストではありません。プロジェクト立案の要件について、詳しくはグローバル補助金に関する環境のガイドラインをご参照ください。

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

環境のグローバル補助金：

1. 持続可能性：ロータリークラブまたは地区が活動を終了した後も、地域社会が環境の保護と持続可能性の活動を継続できること。
2. 測定可能性：提唱者は、目標を設定し、プロジェクトの成果を記録するための方法を特定すること。
3. 地域社会が主導：実施地となる地域社会によって特定されたニーズに取り組むプロジェクトであること。

奨学金を成功させるための要素

「環境」のグローバル補助金は、環境の分野におけるキャリアを志願する専門職業人を対象に、二つのプログラムを通じて大学院レベルの奨学金を支援します。一つ目は、中核的な環境分野の奨学金プログラムです。二つ目は、環境研究と先住民研究の接点に関連する幅広いカリキュラムからのコースを受けるための、先住民を自認している申請者のための奨学金プログラムです。

中核的な環境分野のプログラムについて、ロータリー財団は以下の要素を考慮します：

1. 環境の分野における、それまでの職歴・活動歴。
2. 補助金の対象となる研究分野を通じた、環境と一致する学問的プログラム：自然資源管理、環境毒性学、保全生物学、環境正義など（全リストは「環境グローバル補助金 授与のガイドライン」に掲載）。
3. 環境に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

先住民環境研究プログラムについて、ロータリー財団は以下の要素を考慮します：

1. 環境関連分野におけるそれまでの職歴・学歴・活動歴。
2. 最初の履修課程における上記の学問分野、または追加の選択肢のいずれかに沿った学問的プログラム（全リストは「環境グローバル補助金 授与のガイドライン」に掲載）。
3. 環境、または先住民が直面する環境問題への取り組みと関連した、申請者の将来のキャリア計画。

ロータリー財団 地区補助金 授与と受諾の条件

地区補助金は、地元や世界各地の地域社会のニーズに取り組むための、比較的規模の小さい、短期的な活動を支援する。これらの活動は、ロータリー会員が、人びとの健康状態を改善し、質の高い教育を提供し、環境保護に取り組み、貧困をなくすことを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるよう支援するというロータリー財団の使命に沿うものである。地区補助金でどの活動を支援するかは、地区が決定する。

ロータリー財団は、内容をより明確にし、方針の変更を反映させるために、この授与と受諾の条件をいつでも修正することができる。2023年3月の変更には以下が含まれる：

- 中止となった、または参加者が出席できなかった対面式の行事・会議の関連経費の払い戻し、または強制隔離の関連経費に補助金資金を使用できないことを明確にする（セクション5「旅行方針」を参照）
- 補助金資金による旅行者は、必要な旅行書類を取得すること、かつ入国に関する新型コロナウイルスの全要件およびその他の規制を遵守することを確認するために、IATAトラベルセンターからの情報を確認するべきであることを追加する（セクション5「旅行方針」を参照）
- 補助金の使途に関連するすべての領収書と銀行取引明細書のコピーを、少なくとも5年間保管する必要があることを明確にする（セクション8「報告要件」を参照）
- インドにおける未使用の補助金資金はすべて財団に返還する必要があることを追加する（セクション8「報告要件」とセクション11「インドに関する特記事項」を参照）
- インドで使用される補助金資金の利用証明書を認定する会計士は、固有の文書識別番号も提供しなければならないことを追加する（セクション11「インドに関する特記事項」を参照）

このほかの最新情報や資料（グローバル補助金の授与と受諾の方針を含む）
rotary.org/ja/grants を参照のこと。または、補助金担当職員に質問する。

1. 受領資格のある活動

地区補助金の受領資格がある活動：

- A. ロータリー財団の使命に沿っていること。
- B. 以下を含むこと。
 1. 地元または海外での奉仕プロジェクト、および関連する旅行
 2. 奨学金（教育のレベルは問わない）
 3. 職業研修チーム（特定分野について教える、または学ぶ専門職従事者のグループ）、および関連する旅行
 4. 奨学生と職業研修チームのオリエンテーション
 5. 補助金管理セミナー
 6. クラブと地区によるプロジェクトの協同提唱者探しを援助するため、ロータリーのプロジェクトフェアへのロータリー会員の参加、および往復の旅行
 7. ロータリーのクラブがある国およびクラブがない地域、ならびに法律によって認め

- られ、ロータリー財団の方針に従っている地域におけるプロジェクトと活動
8. ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターアクト、新世代交換のプログラム
 9. 地域社会調査
 10. 建築と改築
 11. 融資プログラムを運営する、登記され、少なくとも3年間運営されている小口融資機関と協力して実施する小口融資（マイクロクレジット）活動
 12. 地雷に対する認識向上キャンペーンと、地雷への注意喚起を呼びかける標識
- C. ロータリー会員が積極的に参加すること。
 - D. 米国および補助金を実施される国の法律を遵守し、害を与えないこと（米国財務省外国資産管理局 [OFAC] による制裁対象国でのプロジェクトの提唱や旅行を計画しているプロジェクトは、追加情報の提供が求められる場合がある）。
 - E. 参加する未成年の安全と健康を守り、国際ロータリーの青少年保護方針を遵守すること。
 - F. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認されていること。補助金が承認された後に使用計画の変更が必要となった場合、補助金センターの地区補助金の報告のセクションから要請する必要がある。
 - G. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
 - H. ロータリー財団章典の第 30.040 節「プログラム参加者の利害の対立に関する方針」、およびセクション 10「補助金における利害の対立に関する方針」に概説されている方針を遵守すること。
 - I. ロータリー章典の第 34.040.6 項ならびに 34.040.11 項に記載される通り、ロータリーという名称、その他のロータリー標章、徽章およびグラフィックの使用に関するロータリーの方針を遵守すること。
 - J. ロータリー財団章典の第 40.010.2 項に基づき、またロータリーのブランドリソースセンターにあるロータリーブランドのガイドラインに従い、補助金提唱者とロータリー財団を明確に示す標識・表示をプロジェクト実施地、またはその近接位置に表示すること。
 - K. ロータリー章典の第 26.080 節に記述された、プライバシーに関するロータリーの声明に従うこと。

2. 受領資格のない活動および支出

地区補助金を受領する活動では、以下を行ってはならない：

- A. 特定のグループ（種類を問わない）を差別するもの。
- B. 特定の政治的あるいは宗教的観点を推進すること。
- C. 完全に宗教を目的とした催し物を行うこと。
- D. 特定の人、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援を行うこと。
- E. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座を開設すること。
- F. ロータリー財団または国際ロータリーに、補助金資金を上回る財務上の責任を生じさせること。
- G. ファンドレイジング（募金）活動
- H. ワクチンの出所となる国ならびにワクチンの受領国の政府や規制当局からの事前の承認なく、国境を越えてワクチンを輸送すること。
- I. 無報酬で働くことを誰かに要求すること（プロジェクトは労働者の権利と公正な賃金慣行を守るよう努力すべきである。利益を得る人びとがプロジェクトでボランティア

活動をする必要がある場合、これらの人びとの明確な同意が必要である)。

- J. 当該国の法的な労働年齢未満の人、または法律で年齢が定められていない場合は16歳未満の人による労働を要求すること。
また、地区補助金の資金は、以下のために使用できない：
 - K. 補助金が承認される前に発生した費用、または進行中もしくは既に完了した活動
 - L. ロータリー財団、ポリオプラス、またはほかの財団補助金への寄付
 - M. 土地や建物の購入
 - N. 武器または弾薬
 - O. 軍事援助
 - P. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽イベント、プロジェクトでの式典などのロータリー行事に関連する経費
 - Q. 広報的な取り組み（プロジェクトの完了に不可欠な場合を除く）
 - R. 1,000米ドルを超える、プロジェクトの標識
 - S. 他団体の運営費、管理費、間接的なプログラム経費
 - T. 特定の人物や協力団体への使途無指定の現金寄付
 - U. 新型コロナウイルスのワクチン
 - V. ポリオワクチンのみを投与する予防接種
 - W. 全国予防接種日（NID）に参加するための旅費
 - X. 妊娠中絶、または性決定のみを目的とする施術
 - Y. ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学
 - Z. 18歳未満の人の海外渡航費（保護者同伴の場合またはロータリー青少年交換プログラムに参加している場合を除く）
- AA. 融資保証制度
- BB. ロータリー地区、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、会員が所有者となる物品
- CC. 地雷の探知および除去、または地雷を除去するための機材の購入

3. 申請要件

- A. 補助金の実施年度の5月15日までに、補助金センターを通じてオンラインで申請する。
- B. 各年度、1地区につき1回のみ申請書を提出する。
- C. 申請には詳細な使用計画を含める。各項目には、何を行うのか、補助金資金を何の支払いに充てるのか、受益者は誰かを明記する必要がある。
- D. 地区は、補助金の実施年度の地区ガバナー、地区ロータリー財団委員長、地区補助金小委員会委員長を含む補助金委員会を設置する。これら3名の委員会委員は、地区補助金の申請において承認手続きを行い、申請書を提出する責務を担う。
- E. 補助金を申請する地区は参加資格認定を受ける。
- F. 補助金の全関係者は、国際ロータリーとロータリー財団に対する義務を果たしている必要がある。
- G. 一度に有することのできる未終了の補助金は、10口までとする（地区が代表提唱者となっているグローバル補助金を含む）。
- H. すべてのプロジェクトの名称が、ロゴ、徽章、グラフィックの使用に関するロータリーの方針に準拠していることを確認する（セクション1「受領資格のある活動」を参照）。
- I. 補助金増額の要請は、ロータリー財団が補助金の支払いを開始する前に行う。補助金の支給後に変更はできない。
- J. 臨時費の計画を立てる。地区は、年度中に発生しうる臨時費のために、地区補助金の

20%までを充てることができるが、承認された後に補助金に追加するすべてのプロジェクトと活動は、資金を使用する前に財団からの承認を受ける必要がある。使用計画に臨時用の資金を含め、最終報告書に臨時費の内訳を記載する。

K. 管理運営費を含める。地区は、補助金の3%までを、補助金に関連した管理運営費（銀行手数料、郵送料、ソフトウェア、独立財務評価など）に充てることができる。

4. 協力団体

A. 協力団体とは、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他のプロジェクトへの支援を提供する、ロータリー以外の定評ある組織または教育機関である。奨学生が通う大学は、協力団体とはみなされない。

B. 協力団体は、財団の報告と監査の全要件を遵守し、領収書や必要な購入証明書を提出する必要がある。

C. 協力団体に提供された資金の全額は特定のプロジェクト費用として使用され、地区がこれらの費用の明細を記録する必要がある。

5. 旅行方針

A. 補助金資金が支払われる旅行者は全員、各自で旅行の手配を行うべきである。国際ロータリー・トラベルサービス（RITS®）からサポートを受けることができる。

B. 地区補助金により、海外渡航に関連する以下の予算経費を賄うことができる。

1. エコノミークラスの航空券
2. 空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
3. 予防接種とビザの費用、入国税・出国税
4. 通常の妥当な荷物預け料金
5. 旅行保険

C. 地区補助金は、以下の経費を賄わない：

1. 事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連経費
2. 任意の途中降機を含め、個人の旅行の手配の変更により生じた違約金や手数料
3. 荷物の超過料金、または旅行者の荷物やその他の個人的持ち物の輸送料
4. 中止となった、または参加者が出席できなかった対面式の行事・会議の関連経費の払い戻し
5. 強制隔離の関連経費

D. 補助金の提唱クラブまたは提唱地区は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管する必要がある。また、要請に応じて財団にこの情報を提出するための準備をしておく。

E. 旅行者は、以下の責任を有する。

1. 旅費の増加を避けるため、旅行手配を迅速に行う
2. 承認された旅費を超える費用を自己負担する
3. 海外旅行のための健康条件を満たす
4. 国際ロータリーによる特定国の旅行制限を遵守する（以下 G を参照）
5. 旅行保険に加入する
6. 個人の旅行はすべて自ら手配し、自己負担する
7. 必要な旅行書類を取得すること、かつ入国に関する新型コロナウイルスの全要件およびその他の規制を遵守することを確認するために、IATA トラベルセンターからの情報を確認する

F. 医療従事者が補助金資金による活動の一環として医療サービスを提供する場合、補

償限度額が最低 500,000 米ドルの職業賠償責任保険（別称、過失脱漏保険または E&O 保険）に加入するよう期待されている。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人である。

- G. 国際ロータリーは、旅行禁止国リストを作成するため、グローバルな安全コンサルタント会社と契約している。安全面の懸念から、財団はこれらの国への旅行に資金を提供しない。旅行禁止国リストに追加された国内に、既に財団資金による旅行者がいる場合、即刻避難するための計画が手配される。これらの旅行制限や避難命令に従わなかった場合、財団は補助金を取り消し、既に支払われた資金を財団に返還することを要請する。旅行禁止国リストに掲載されている国への旅行が補助金プロジェクトに含まれる場合、その国への旅費がプロジェクト予算に含まれていなくても、財団は資金を提供することはできない。

6. 補助金の資金源

- A. ロータリー財団は、地区財団活動資金 (DDF) の配分のみから地区補助金を提供する。
B. 地区は、シェア配分の最高 50% を毎年一口の補助金に充てることができる。

7. 支払い

- A. 補助金資金は、補助金申請書に記載された地区または地区財団の銀行口座のみに支払われる。
B. 地区補助金の資金は、前ロータリー年度の地区補助金が終了するまでは支払われない。
C. 補助金は、補助金支払い時の国際ロータリー為替レートに従って支給される。
D. 資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の 5 月 31 日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取り消しとなる。

8. 報告要件

- A. 補助金の受領者は、補助金の用途について財団に報告する。
B. 報告書は、補助金センターを通じて提出し、不備のない報告書のみ受理される。
C. 財団は、期日を過ぎて未提出の財団補助金報告書がある提唱者からの新規の補助金申請書を承認しない。
D. 財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、または、支払いを（一部または全額）保留することができる。
E. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の用途について地区内クラブに報告する必要がある。
F. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される法律に従い、少なくとも 5 年間、補助金の用途に関連する全領収書のコピーと銀行取引明細書を保管する必要がある。
G. 補助金プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を遵守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還する必要がある、最高 5 年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。
H. 資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後 12 カ月以内、または地区からすべてのプロジェクトへ配分が完了してから 2 カ月以内に、財団に提出する必要がある。アルゼンチンとブラジルに支払われた補助金については、報告とともに、すべての経費について領収書を提出しなければならない。
I. 地区補助金の資金を利用した活動はすべて、地区がクラブまたは受益者に支給してから 24 カ月以内に、完了する必要がある。
J. すべての補助金活動が完了した後に 1,000 米ドルを超える補助金資金が残った場合、受領資格のある追加の活動のための資金利用を財団が承認する必要がある。承認され

た通りにこれらの資金を使用できない場合、資金をロータリー財団に返還する必要がある、この資金は地区の DDF に加算される。

- K. すべての補助金活動が完了した後に 1,000 米ドル以下の補助金資金が残った場合、地区補助金の使用が認められている活動にその資金を利用でき、財団からの事前の承認は必要ない。いかなる金額であれ、地区補助金と関係のない経費に未使用の補助金資金を使用することはできない。
- L. 1,000 米ドル以下の補助金資金が財団に返還された場合、その資金は国際財団活動資金 (WF) に充当される。
- M. 以下の国は、返還資金について独自に以下を義務づけている：
 - 1. アルゼンチン:10 アルゼンチンペソを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
 - 2. ブラジル:100 ブラジルリアルを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
 - 3. インド: 未使用の補助金資金はすべて返還する必要がある。

9. 取り消された補助金

- A. 補助金が承認されたが、支払いがまだ行われていない場合、全資金が地区の DDF に加算される。
- B. 補助金が承認され、支払い済みである場合、補助金資金はすべて財団に返還しなければならない、この資金は地区の DDF に加算される。
- C. 補助金資金から生じた利子は財団に送金する必要がある。

10. 補助金における利害の対立に関する方針

- A. ロータリー財団の補助金の高潔性を保証するため、関与するすべての人は、実際の利害対立、および対立があると認識される状況を避けることが義務付けられている。
- B. 利害の対立は、ある補助金に対し、決定を下す、または決定に影響を与える立場にある人物が、補助金によって、本人、その家族、そのビジネスパートナー、またはそれらの人物が有償・無償を問わず、役員や指導的立場を担っている組織が、恩恵を得る可能性のある場合に生じる。
- C. 実際の利害対立、または対立があると認識される状況はすべて、申請手続きにおいてロータリーの補助金担当職員に開示する必要がある。利害の対立が存在するかどうか確信がもてない場合は、開示すべきです。
- D. 個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうかは、ロータリーの補助金担当職員または管理委員会が決定する。補助金において利害の対立が存在する、または存在したと結論が下された場合、補助金担当職員は、補助金プロセスの高潔性を守るため、適切な措置を管理委員会に推奨する。このような措置には、当該会員の補助金委員会からの除外、補助金申請の却下、承認された補助金の取り消し、または特定の会員、クラブ、地区、または協力団体によるロータリー補助金参加の一時停止などが含まれる。
- E. 財団補助金の受領者または受益者となることができない人には、以下が含まれる。
 - 1. 現ロータリアン
 - 2. クラブ、地区、その他のロータリー組織（ロータリー章典 1.040 節に規定されている通り）、国際ロータリーの職員
 - 3. これらのすべての人の配偶者・直系卑属（血縁、養子縁組、再婚による子または孫）・直系卑属の配偶者・直系尊属（血縁による親または祖父母）、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関・組織・団体の職員
 - 4. 元ロータリアンおよび上記の元ロータリアンと親族関係にある人（本人または親族

の退会から3年間適用)

- F. 補助金資金を受ける活動を担当するクラブまたは地区の選考委員会の委員であるロータリー会員は、ロータリー補助金の影響を受ける可能性のある個人または団体との個人的、家族上、事業上の関係について、完全に透明性を保つ必要がある。これには、奨学金候補者、協力団体、業者、その他補助金によって利益を得る人びとまたは団体（ただし、これらに限られない）との関係が含まれる。委員は、実際の利害対立または対立があると認識される場合、選考が始まる前に委員長に知らせる必要があり、また、補助金申請時にも開示する必要がある。
- G. ロータリー地区、クラブ、会員が、補助金資金を受ける活動と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その取引を行う前に、公正、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を行う必要がある。資金が、会員、会員が所有または経営する物資やサービスの提供者、名誉会員、または財団補助金の受領資格がない上記に記載された人びとに支払われるような業務をロータリー組織が行おうとする場合に、利害の対立の可能性が生じる。
- H. 協力する非政府組織、商品または業務の提供者、保険会社、運送会社、教育機関を含む業者または支払先と利害関係がないことを確認するために、すべての補助金取引を見直す必要がある。利害対立のある業者であっても、公正な市場価格で最高の製品または業務を提供し、そのことが見積書や公正、透明、徹底した入札手続を経ているオファーによって証明される場合には、その業者を利用することができる。
- I. 利害の対立に関するロータリーの方針に関する詳細は、ロータリー財団章典の第30.040節を参照のこと。

11. インドに関する特記事項

- A. 他のすべての授与と受諾の条件に加え、インドの法律と FCRA を遵守するため、インド国内のクラブと地区に支払われる全額または一部の補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従う必要がある。
- B. FCRA に関する一般的な情報は、fcraonline.nic.in を参照のこと。FCRA の登録を受けたクラブまたは地区は、FC-4 書式と財務報告書をインド内務省（ニューデリー）に期限通りに提出する責務を負うものとする。
- C. すべての補助金の支払いは、インドルピーの資金を受領するために特別に開設された銀行口座またはクラブが管理する FCRA 口座に送金される。以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。インド国内からの拠出金から発生した十分な資金があると職員が判断するか、提唱者が銀行口座が FCRA の下に登録されていることを記した書類を提供する必要がある。そのほかの状況において支払いは待機状態となり、（インド国内から）追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、FCRA の下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにする必要がある。補助金資金は、提唱者拠出金の全額がロータリー財団へ送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。
- D. 毎年3月31日までにインドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から支払われた補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の5月31日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了から2カ月以内が提出期日となる。すべての中間報告書は、セクション8（報告要件）に挙げられたすべての一般的な報告

要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。

1. 中間報告をオンラインで補助金センターから提出する。
 2. 中間報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
 3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと）をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局）であるかを明記しなければならない。
 4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本）。
 5. 補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。
- E. いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名したもの）、ならびに、3月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金を使用されなかった理由を説明した文書。
- F. 最終報告書は、セクション8（報告要件）に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。
1. 最終報告をオンラインで補助金センターから提出する。
 2. 最終報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
 3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと）をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局）であるかを明記しなければならない。
 4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本）。
 5. 銀行調整の明細書を提出する（複数の補助金の一つのFCRA口座に振り込まれた場合）。
 6. 補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。
 7. 「原本はすべて8年間保管し、インドのロータリー財団または南アジア事務局から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を補助金センターにアップロードする。
 8. 未使用の補助金資金はすべて、資金の支払いを行った組織（インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局）に返還する。
 9. プロジェクトから利益を得る人びとに関する情報（写真、新聞の切り抜き、感謝状を含む）を保管する（インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から要請される可能性があるため）。

12. フィリピンに関する特記事項

- A. ほかの授与と受諾の条件に加え、フィリピン国内のロータリー地区またはクラブに支払われた補助金は、フィリピンの規制を遵守するためにより多くの実証を必要とする。
- B. フィリピン証券取引委員会は、財団が財務諸表を提出する際に、財団が資金を提供したすべてのプロジェクトについて補足書類を添えることを義務づけている。この要件に関する詳しい情報は、証券規制法 68（Securities Regulation Code 68）に改正通りに記載されている。これを遵守できるよう、補助金提唱者は、その地域を管轄

する以下の人物／組織のいずれかが発行する証明書を取得する必要がある：

1. 市長室、公印が押されていること
 2. 社会福祉・開発局（Department of Social Welfare and Development）長、公印が押されていること
 3. 保健局（Department of Health）長、公印が押されていること
 4. バランガイ議長室、公印が押されていること
 5. 民間機関または実際の受益者の代表者／役員、公証人により署名されたもの
- C. 各プロジェクトについて、証明書の原本5通を、下記に送付すること：Phil. Consulting Center Inc., c/o Erika Mae Bautista, 2D Penthouse, Salamin Building, 197 Salcedo Street, Legaspi Village, Makati City 1229, Philippines.
- D. 証明書の見本テンプレートを、南太平洋・フィリピン事務局を通じて入手することができる。
- E. 7月から5月までに配分される補助金の証明書は、同じ会計年度の6月30日までに受理されるべきである。6月に支払われる場合は、7月31日までに受理されるべきである。

ロータリー財団 グローバル補助金 授与と受託の条件

グローバル補助金は、ロータリーの重点分野（「平和構築と紛争予防」「疾病予防と治療」「水と衛生」「母子の健康」「基本的教育と識字率向上」「地域社会の経済発展」「環境」）において持続可能、測定可能な成果をもたらす大規模な国際的活動に資金を提供する。グローバル補助金は、人道的奉仕活動、大学院レベルの奨学金、職業研修チーム（専門職業に関係する研修を提供するチームや研修を受けるチームを海外に派遣）に活用できる。

ロータリー財団は、内容をより明確にし、方針の変更を反映させるために、この授与と受託の条件をいつでも修正することができる。2023年3月の変更には以下が含まれる：

- 中止となった、または参加者が出席できなかった対面式の行事・会議の関連経費の払い戻し、または強制隔離の関連経費に補助金資金を使用できないことを明確にする（セクション5「旅行方針」を参照）
- 補助金資金による旅行者は、必要な旅行書類を取得すること、かつ入国に関する新型コロナウイルスの全要件およびその他の規制を遵守することを確認するために、IATA トラベルセンターからの情報を確認するべきであることを追加する（セクション5「旅行方針」を参照）
- 補助金の用途に関連するすべての領収書と銀行取引明細書のコピーを、少なくとも5年間保管すべきであることを明確にする（セクション8「報告要件」を参照）
- インドにおける未使用の補助金資金はすべて財団に返還する必要があることを追加する（セクション8「報告要件」とセクション12「インドに関する特記事項」を参照）
- インドで使用される補助金資金の利用証明書を認定する会計士は、固有の文書識別番号も提供しなければならないことを追加する（セクション12「インドに関する特記事項」を参照）

このほかの最新情報や資料（地区補助金の授与と受託の方針を含む）は、rotary.org/ja/grants を参照のこと。または、補助金担当職員に質問する。

1. 受領資格のある活動

グローバル補助金の受領資格がある活動：

- A. ロータリー財団の使命に沿っていること。
- B. ロータリーの重点分野の一つ以上に関連していること。これらの活動には、地域社会プロジェクト、1～4学年の大学院レベルでの教科履修や研究のための留学用奨学金、専門的な研修を提供したり受けたりすることで地域社会のニーズに取り組む職業研修チームが含まれる。
- C. 地域社会調査の結果に基づいており、実施地の地域社会と協力して立案されたものであること。
- D. 持続可能であること。補助金を使い尽くされた後も、実施地の地域社会が引き続きニーズに取り組んでいけるようにする必要がある。
- E. 測定可能であること。提唱者は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」から評価基準を選ばなければならない。また、独自の評価基準を追加できる。

- F. ロータリー会員が積極的に参加すること。
- G. ロータリーのクラブが存在する国や地域にある地域社会を支援するものであること（H 項にある例外を参照のこと）。
- H. プロジェクトが実施される国の一つのクラブまたは地区（実施国側代表提唱者）と、実施国以外の一つのクラブまたは地区（援助国側代表提唱者）により提唱されること。ただし、ロータリーのクラブが存在しないが RI 理事会が積極的に拡大を検討している国でのプロジェクトについては、例外を適用できる場合がある。
- I. 米国および補助金が実施される国の法律を遵守し、害を与えないこと（米国財務省外国資産管理局 [OFAC] による制裁対象国でのプロジェクトの提唱や旅行を計画しているプロジェクトは、追加情報の提供が求められる場合がある）。
- J. 参加する未成年の安全と健康を守り、国際ロータリーの青少年保護方針を遵守すること。
- K. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認されていること。
- L. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
- M. ロータリー財団章典の第 30.040 節「プログラム参加者の利害の対立に関する方針」、およびセクション 10「補助金における利害の対立に関する方針」に概説されている方針を遵守すること。
- N. ロータリー章典の第 34.040.6 項ならびに 34.040.11 項に記載される通り、ロータリーという名称、その他のロータリー標章、徽章およびグラフィックの使用に関するロータリーの方針を遵守すること。
- O. ロータリー財団章典の第 40.010.2 項に基づき、またロータリーのブランドリソースセンターにあるロータリーブランドのガイドラインに従い、補助金提唱者とロータリー財団を明確に示す標識・表示をプロジェクト実施地、またはその近接位置に表示すること。
- P. ロータリー章典の第 26.080 節に記述された、プライバシーに関するロータリーの声明に従うこと。
- Q. 次のインフラストラクチャーの建設を含めることができる：トイレ棟および衛生システム、連絡道路、ダム、橋、倉庫、フェンスとセキュリティシステム、水・灌漑システム、温室。地下水を利用するプロジェクトの場合、水文地質学的調査を実施する必要がある。調査の費用は、補助金予算で賄うことができる。
- R. 人道的プロジェクトの一環として、現地で研修を提供したり、プロジェクトを実施したりする 2 名までの海外旅費を含めることができる。ただし、それらを行うスキルを有する人を現地ではすぐに準備できないことを実施国側提唱者が確認した場合に限る。
- S. 地雷の存在を認識させるためのキャンペーンや、地雷を警告する標識の設置も含めることができる。

2. 受領資格のない活動および支出

グローバル補助金を受領する活動では、以下を行ってはならない：

- A. 特定のグループ（種類を問わない）を差別するもの。
- B. 特定の政治的あるいは宗教的観点を推進すること。
- C. 完全に宗教を目的とした催し物を行うこと。
- D. 特定の人物、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援を行うこと。
- E. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座を開設すること（ただし、セクション 10 に記載された要件に提唱者が従うならば、補助金資金を小口融資ファンドの設立のために使用できる）。

- F. ロータリー財団または国際ロータリーに、補助金資金を上回る財務上の責任を生じさせること。
 - G. ファンドレイジング（募金）活動
 - H. ワクチンの出所となる国ならびにワクチンの受領国のしかるべき政府や規制当局からの事前の承認なく、国境を越えてワクチンを輸送すること。
 - I. 無報酬で働くことを誰かに要求すること（プロジェクトは労働者の権利と公正な賃金慣行を守るよう努力すべきである。利益を得る人びとがプロジェクトでボランティア活動をする必要がある場合、これらの人びとの明確な同意が必要である）。
 - J. 当該国の法的な労働年齢未満の人、または法律で年齢が定められていない場合は16歳未満の人による労働を要求すること。
- また、グローバル補助金の資金は、以下のために使用できない：
- K. 補助金が承認される前に発生した費用、または進行中もしくは既に完了した活動
 - L. ロータリー財団、ポリオプラス、またはほかの財団補助金への寄付
 - M. 土地や建物の購入
 - N. 武器または弾薬。
 - O. 軍事援助。
 - P. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽イベント、プロジェクトでの式典などのロータリー行事に関連する経費
 - Q. 広報的な取り組み（プロジェクトの完了に不可欠な場合を除く）
 - R. 1,000米ドルを超える、プロジェクトの標識
 - S. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費（協力団体でのプロジェクト管理費を除く）（セクション3の項目Jを参照のこと）。
 - T. 人物や協力団体への使途無指定の現金寄付。
 - U. 新型コロナウイルスのワクチン
 - V. ポリオワクチンのみを投与する予防接種
 - W. 全国予防接種日（NID）に参加するための旅費
 - X. 妊娠中絶、または性決定のみを目的とする施術
 - Y. ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学
 - Z. ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターアクト、または新世代交換プログラム
 - AA. 18歳未満の人の海外渡航費（保護者同伴の場合を除く）
 - BB. 人が居住、仕事、または収入を生む活動に従事する建造物の建築、またはそのような建造物の増築。例えば、建物（学校、住宅、低廉シェルター、または病院）、コンテナハウス、移動住宅など（プロジェクトの実施にあたってそのような建造物の建設が必要な場合、その建設費用は補助金以外の資金で賄わなければならない）。
 - CC. 一部建設済み（外側部分のみ建てられた建造物を含む）であるが入居または運営されたことのない建造物の完成
 - DD. 人道的プロジェクトのための協力団体の職員による海外旅行
 - EE. ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動
 - FF. 主に研究・調査またはデータ収集に焦点を当てた人道的プロジェクト
 - GG. 経費が旅費のみである人道的プロジェクト
 - HH. 大学の学士課程での勉強
 - II. 一つの補助金の下で行われる、互いに関連していない複数のプロジェクト
 - JJ. ロータリー地区、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、会員が所有者となる物品

KK. 地雷の探知および除去、または地雷を除去するための機材の購入

3. 申請要件

- A. 補助金センターを通じてオンラインで申請する。申請書は、ロータリー年度を通じて随時受理され、利用可能な資金の状況に基づいて承認される。
- B. 実施国と援助国の代表提唱者は、それぞれ、3名のロータリー会員から成る補助金委員会を設置する必要がある。この委員会の委員は、代表提唱クラブの会員（クラブ提唱の場合）または代表提唱地区の会員（地区提唱の場合）とする。RI財務代行者、国の会計担当者、補助金と関連のある協力団体や受益団体の理事会メンバーと有給職員は、この委員会の委員を務めることはできない。
- C. 補助金活動にかかわる代表提唱地区は、参加資格認定を受けていなければならない。
- D. クラブが提唱者となって補助金を申請する場合、代表提唱クラブが参加資格認定を受けていることを地区ロータリー財団委員長が確認する必要がある。
- E. グローバル補助金を申請するローターアクトクラブは、過去にグローバル補助金でロータリークラブまたは地区と協力した経験がある必要がある。地区は、補助金へのローターアクトの過去の参加について確認する責任がある。一方の補助金提唱者がローターアクトクラブである場合、もう一方の提唱者はロータリークラブまたは地区である必要がある。
- F. 補助金の全関係者は、国際ロータリーとロータリー財団に対する義務を果たしている必要がある。
- G. すべてのプロジェクトの名称が、ロゴ、徽章、グラフィックの使用に関するロータリーの方針に準拠していることを確認する（セクション1「受領資格のある活動」を参照）。
- H. 代表提唱クラブまたは地区が一度に有することのできる未終了の補助金は、10口までとする。
- I. 臨時費の計画を立てる。提唱クラブまたは地区は、物価上昇や為替変動に対応するため、全予算額の10%までを臨時費に配分することができる。
- J. 管理運営費を含める。プロジェクト予算の10%までを、プロジェクト管理費（協力団体において、そのプロジェクトのマネジャー費用、諸経費、運営管理諸経費が発生する場合はそれも含む）に充てることができる。
- K. 成果を測定する。プロジェクト予算の10%までを、プロジェクトの成果を測定するための経費に充てることができる。
- L. 会員以外で、奨学金、職業研修チームへの参加、人道的プロジェクトの実施のための旅行を目的として補助金を受領する人には、以下が求められる。
 - 1. 出発前にオリエンテーションに参加する（オンラインのオリエンテーション、または会場に集まって参加するオリエンテーションのいずれか）。
 - 2. 提唱者に要請された場合には、クラブや地区の活動に参加する（クラブや地区の会合における講演・プレゼンテーション、奉仕プロジェクトへの参加など）。
- M. 奨学生と職業研修チームメンバーは、補助金全体の申請の補足資料として個人の参加申請書を提出する。奨学生ならびに職業研修チームの申請者が、経費の利用または旅行の手配の前に、財団による申請書の承認が必要であることを理解していることを確認すべきである。
- N. 奨学金の候補者に関する指針：
 - 1. 補助金の申請時に、大学院課程への大学からの入学許可状、または大学院レベルの研究を行うための招請状を提出しなければならない。学費支援の保証を必

要とする条件付きの入学許可状も認められる。

2. 申請者は、自国外で学業を行わなければならない。
3. 8月、9月、10月のいずれかの月に留学を開始する申請者は、6月30日までに申請する必要がある。
4. 奨学生の学業期間は、留学中のどの時点に開始しても構わないが、資金が提供される期間は1学業年以上となる。

O. 職業研修チームに関する指針：

1. 職業研修チームは、ロータリー会員である1名のチームリーダーを含め、少なくとも3名のボランティアから成る。各メンバーは、重点分野において各自少なくとも2年の職務経験を有し、チームリーダーはロータリーに関する一般知識と国際経験、指導力、重点分野における専門知識を備えている必要がある。会員以外の方がチームリーダーを務めることもできるが、その場合、提唱者が補助金申請書にその必要性を明確に示さなければならない。
2. ロータリー会員とその家族が職業研修チームに参加する場合は、そのチームが研修を（受けるのではなく）提供する側であり、家族が資格要件を満たしていなければならない。
3. 1口の補助金で複数のチームが旅行をする場合、これらのチームは、代表提唱者2者が同じであり、チームの旅行開始日から1年以内に次のチームの旅行が開始される必要がある。
4. すべてのチームメンバーが、旅行の前にロータリー財団から承認を得ている必要がある。チーム構成の変更はすべて、ロータリー財団に報告し、その承認を得る必要がある。

P. 奨学生、職業研修チーム、ボランティアによる旅行を含む申請は、旅行開始の90日前までに提出しなければならない。

Q. 申請書の作成開始後12カ月以内に申請書が提出されなかった場合、この申請は取り消しとなる。

R. 提出後6カ月以内に申請書が完全なものとならず、承認されなかった場合、この申請は取り消しとなる。

S. グローバル補助金の申請書を対象とした審査：

1. 50,000米ドルまでの国際財団活動資金（WF）を要請するグローバル補助金申請（いわゆるレベル1の申請書）は事務総長が審査し、必要であれば当てはまる重点分野の専門家が分析する。
2. 国際財団活動資金（WF）から50,001～200,000米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請、あるいは冠名指定寄付または冠名基金収益を活用した申請の調達資金合計が100,001～400,000米ドルである場合（いわゆるレベル2の申請書）は、事務総長が審査し、重点分野の専門家が分析し、ロータリー財団専門家グループ（Cadre）によるプロジェクトの中間視察を受ける。
3. 国際財団活動資金（WF）から200,001～400,000米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請、あるいは冠名指定寄付または冠名基金収益を活用した申請の調達資金合計が400,001米ドル以上である場合（いわゆるレベル3の申請書）は、事務総長と管理委員会が審査し、重点分野の専門家が分析し、専門家グループ（Cadre）によるプロジェクトの事前視察、監査および／または中間視察を受ける。管理委員会は、以下の通り、グローバル補助金の申請書を審査する：

申請書の受理管理委員会による審査

3月1日まで6月

6月1日まで9月／10月

10月1日まで1月

12月1日まで4月

4. 重点分野の専門家は、専門家グループ（Cadre）委員長と協力して、要件を免除したり、追加したりできる。
5. 職業研修チーム（VTT）または奨学金のみから成る補助金プロジェクトは、専門家グループ（Cadre）による審査の要件を免除される。

4. 協力団体

- A. 協力団体とは、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他のプロジェクトへの支援を提供する、ロータリー以外の定評ある組織または教育機関である。奨学生が通う大学は、協力団体とはみなされない。
- B. 協力団体は、財団の報告と監査の全要件を遵守し、必要な領収書や購入証明書を提出する必要がある。
- C. 提唱者は、補助金申請書とともに、援助国・実施国双方の代表提唱者と協力団体の署名の入った「覚書（MOU）」を提出する必要がある。申請書には以下を含めるべきです。
 1. ロータリー会員が補助金プロジェクトを開始し、指揮し、管理することの、援助国・実施国双方の代表提唱者による確認。
 2. 協力団体が信頼と定評のある団体であり、適用される全法律に従っていることを確認する、代表提唱者による承認。
 3. 各関係者の責務を明確かつ詳細に記述した補助金の実施計画。
 4. 補助金に関連する活動についてロータリー財団による財務調査に協力することへの、協力団体による同意。

5. 旅行方針

- A. 補助金資金が支払われる旅行者は全員、各自で旅行の手配を行うべきである。国際ロータリー・トラベルサービス（RITS®）からサポートを受けることができる。
- B. グローバル補助金により、海外渡航に関連する以下の予算経費を賄うことができる。
 1. エコノミークラスの航空券
 2. 空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
 3. 予防接種とビザの費用、入国税・出国税
 4. 通常の妥当な荷物預け料金
 5. 旅行保険
- C. グローバル補助金は、以下の経費を賄わない：
 1. 事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連経費
 2. 任意の途中降機を含め、個人の旅行の手配の変更により生じた違約金や手数料
 3. 荷物の超過料金、または旅行者の荷物やその他の個人的持ち物の輸送料
 4. 中止となった、または参加者が出席できなかった対面式の行事・会議の関連経費の払い戻し
 5. 強制隔離の関連経費
- D. 補助金の提唱者は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管する必要がある。また、要請に応じて財団にこの情報を提出するための準備をしておく。
- E. 旅行者は、以下の責任を有する。

1. 旅費の増加を避けるため、旅行手配を迅速に行う。遅延によって補助金を取り消しとなる可能性がある。
 2. 承認された旅費を超える費用を自己負担する（ただし、変更について財団から承認を得た場合を除く）。
 3. 海外旅行のための健康条件を満たす。
 4. 国際ロータリーによる特定国の旅行制限を遵守する（以下 G を参照）。
 5. 旅行保険に加入する。
 6. 個人的な旅行はすべて自ら手配し、自己負担する。補助金受領者は、補助金活動後に最長 4 週間まで個人的な旅行をすることができるが、その後は帰国することが求められている。
 7. 必要な旅行書類を取得すること、かつ入国に関する新型コロナウイルスの全要件およびその他の規制を遵守することを確認するために、IATA トラベルセンターからの情報を確認する。
- F. 医療従事者が補助金資金による活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低 500,000 米ドルの職業賠償責任保険（別称、過失脱漏保険または E&O 保険）に加入するよう期待されている。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人である。
- G. 国際ロータリーは、旅行禁止国リストを作成するため、グローバルな安全コンサルタント会社と契約している。安全面の懸念から、財団はこれらの国への旅行に資金を提供しない。旅行禁止国リストに追加された国内に、既に財団資金による旅行者がいる場合、即刻避難するための計画が手配される。これらの旅行制限や避難要請に従わなかった場合、財団は補助金を取り消し、既に支払われた資金を財団に返還することを要請する。プロジェクトの実施とその成功が旅行禁止国リストに掲載されている国への旅行で左右される場合、その国への旅費がプロジェクト予算に含まれていなくても、ロータリー財団はこのような補助金プロジェクトに補助金を提供することはできない。

6. 補助金の資金源

- A. グローバル補助金は、提唱者および 400,000 米ドルまでの国際財団活動資金（WF）によって調達される。グローバル補助金の最低予算は 30,000 米ドルである。
- B. 補助金提唱者は、地区財団活動資金（DDF）、現金、冠名指定寄付と恒久基金の収益を組み合わせてグローバル補助金に充てることができます。
- C. 財団は、すべての DDF 寄贈に対し、その 80%相当分の WF を上乗せします。
- D. WF の授与額に下限はありません。
- E. 提唱者はまた、WF からの上乗せなく、現金、DDF、および冠名指定寄付と冠名基金の収益の組み合わせを使用することで、グローバル補助金の最低予算 30,000 米ドルを調達する選択肢もある。
- F. ロータリー会員および会員以外の方は、グローバル補助金に現金を拠出できるが、それに対する財団からの上乗せはない。
- G. 拠出金は、協力団体、プロジェクトの業者、もしくはその補助金の受益者から寄せられたものであってはならない。
- H. ロータリー財団に直接送金される現金拠出には、それがロータリー会員からであっても、会員以外からであっても、管理運営費に充てるための 5%の上乗せを含める必要がある。
- I. 資金は、決してプロジェクトから利益を受ける人から徴収すべきではない。

- J. 人道的プロジェクトのためのグローバル補助金の場合、寄付の少なくとも15%が、プロジェクト実施国以外から寄せられたものである必要がある。これらのプロジェクトの実施地側提唱者も、補助金への資金供給に寄与することが奨励される。
- K. 年次基金への現金寄付を、グローバル補助金に適用することはできない。
- L. 補助金のための拠出金は、承認された後で変更することはできない。
- M. ポール・ハリス・フェローの認証は、ロータリー財団に送られた提唱者拠出金のみには与えられるものであり、プロジェクトに直接送られた寄付には与えられない。
- N. 補助金が承認される前に財団に寄付を送金するべきではない。申請書が承認されなかった場合、それらの寄付は年次基金（シェア）に回されることになる。寄付が年次基金に回された後には、これを再配分することはできない。
- O. グローバル補助金への拠出金／寄付はすべて、取消しのできないロータリー財団への寄付とみなされ、返金されない。
- P. ロータリーの奨学金以外から資金を得ている奨学生は、その資金を使用することができるが、補助金の最低予算30,000米ドルの要件を満たすために、その資金を含めることはできない。
- Q. ロータリー財団は、米国内で就学するためのグローバル補助金奨学金（授業料、書籍代、必要備品代、手数料を除く部分）に源泉徴収税を適用することが義務付けられている（日本、カナダ、ドイツからの留学生で、協力財団を通じて資金が提供される場合は、この法規は適用されない）。源泉徴収分は、奨学金の支払から差し引かれる。

7. 支払い

- A. 補助金提唱者が補助金センターに銀行口座の情報を入力し、提唱者拠出金がロータリー財団に送られ、支払の全条件が満たされるまでは、補助金資金は支給されない。
- B. 補助金資金は補助金センターに記入された口座に支払われる。
- C. 地区提唱のプロジェクトのための補助金資金は、地区または地区財団の銀行口座のみに支払われる。クラブ提唱のプロジェクトのための補助金資金は、クラブまたはクラブ財団の銀行口座のみに支払われる。
- D. プロジェクト資金は、プロジェクトの経費またはサービスが発生する前に、業者、協力団体や受益団体に支払われることはない。
- E. プロジェクトの経費の支払いを受ける団体は、この支払いを受ける前に、ロータリーのプロジェクト提唱者に、請求書または領収書の原本のコピーを提供する必要がある。
- F. 署名の権限がある口座の署名人は、提唱クラブまたは提唱地区の会員である必要がある。
- G. 補助金は、補助金支払い時の国際ロータリー為替レートに従って支給される。
- H. WF からの上乘せが50,001ドル～400,000米ドルの補助金、あるいは冠名指定寄付または冠名基金の収益が含まれる資金総額が100,001米ドル以上の補助金（レベル2および3）は、使用計画に沿って分割で支払われる。2回目以降の支払いは、補助金提唱者が提出した中間報告書が不備なく受理され、財団専門家チームによる中間現地視察が終了した後に支払われる。
- H. 補助金に関連したすべての資金のやりとりは、その時点の国際ロータリー為替レートを使用して記録する。また、補助金に関連したすべての資金のやりとりの公式な連絡は、米ドルを用いて行う。
- I. 財団に送金される現金拠出について、補助金承認時から為替レートが10%を超え

て変動した場合、提唱者は10%を超える差額を拠出する必要はない。

- J. ロータリー財団は補助金承認時に10%を超える為替差益を提唱者に配分しない。
- K. 財団に送金されたグローバル補助金への現金拠出はすべて、手続きや管理運営のコストに充てるため、5%を上乗せして送金する必要がある。ポール・ハリス・フェローの認証ポイントはこの5%を含む全拠出額に対して適用され、税制上の優遇措置を受けるための領収証にもこの5%を含む全額が記載される。プロジェクト専用の銀行口座に直接送金する現金には5%を上乗せする必要はないが、その場合はポール・ハリス・フェローの認証ポイントの対象とならず、税制上の優遇措置のための領収証は財団から発行されない。
- L. ロータリー財団に寄せられたすべての寄付のうち、補助金のために誓約された額を超える分、または補助金の支払い後に補助金に送金された分は、WFに追加される。
- M. 申請書の承認後6カ月以内に支払い要件が満たされなかった場合、補助金は取り消しとなる（セクション9「取り消された補助金」を参照）。

8. 報告要件

- A. 補助金の受領者は、補助金の用途について財団に報告する。
- B. 中間報告書と最終報告書は、補助金センターを通じて提出し、不備のない報告書のみ受理される。
- C. 実施国側と援助国側の双方の提唱者が、グローバル補助金の報告書を記入、承認、提出することが義務づけられている。
- D. 補助金が承認された後に追加するすべての活動は、資金を使用する前に財団からの承認を受ける必要がある。提唱クラブ／地区は、これらの支出についても、それを報告し、全額使用しなかった場合は、財団に返金する必要がある。
- E. 財団は、期日を過ぎて未提出の財団補助金の報告書がある提唱者からの新規の補助金申請書を承認しない。ただし、唯一の例外として、人道的グローバル補助金の援助国側提唱者は、資金を受領しなかった場合、報告書が期日を過ぎて未提出であっても、新規補助金の受領を制限されることはない。
- F. 財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、または、支払いを（一部または全額）保留することができる。
- G. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の用途について地区内クラブに報告する必要がある。
- H. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される法律に従い、少なくとも5年間、補助金の用途に関連する全領収書のコピーと銀行取引明細書を保管する必要がある。
- I. 補助金プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を遵守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還する必要があり、最高5年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。
- J. 最初の補助金支払いから12カ月以内に最初の中間報告書を提出する必要があり、その後の中間報告書は、前回報告書の受理日から12カ月が期限となる。
- K. 最終報告書は、プロジェクトの完了後2カ月以内に提出する必要がある。
- L. 支払い後12カ月以内に補助金活動が実施されなかった場合、補助金は取り消しとなり、提唱者は資金を返還するよう義務づけられる。
- M. 1,000米ドルを超える資金がプロジェクトの完了後に未使用として残った場合、財団はこれを追加のプロジェクト関連経費に使用することを承認する必要がある。承認された通りにこれらの資金を使用できない場合、資金をロータリー財団に返還する必要があり、その資金は下記の通りに充当される。

1. 補助金全額が返還された場合、国際財団活動資金（WF）、DDF、冠名基金の使用可能な収益、冠名指定寄付、企業の社会的責任（CSR）の資金は、それぞれ元の資金源に返還される。現金寄付とロータリー財団の使途推奨冠名基金の寄付は、年次基金（シェア）に充当される。ロータリー以外からの現金寄付は、WFへ充当される。
 2. 補助金の一部が返還された場合、そのすべてがWFへ充当される。
- N. プロジェクトが完了した後に1,000米ドル以下の補助金資金が残った場合、グローバル補助金の使用が認められている活動にその資金を利用でき、財団からの事前の承認は必要ない。いかなる金額であれ、グローバル補助金と関係のない経費に未使用の補助金資金を使用することはできない。
- O. 1,000米ドル以下の補助金資金が財団に返還された場合、その資金は国際財団活動資金（WF）に充当される。
- P. 以下の国は、返還資金について独自に以下を義務づけている：
1. アルゼンチン：10アルゼンチンペソを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
 2. ブラジル：100ブラジルリアルを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
 3. インド：未使用の補助金資金はすべて返還する必要がある。
- Q. プロジェクトについて下記の詳細を含んだものが、不備のない報告書として受理される。
1. プロジェクトは、選択した重点分野の目標をいかに推進したか。
 2. プロジェクトが、申請書に記載された個々の目標をいかに達成したか、成果の測定に使用した評価基準や収集したデータを含む。
 3. プロジェクトの成果が、長期にわたっていかに持続されるか。
 4. 実施国、援助国双方の提唱者、および補助金に関与した協力団体がどのように参加したか。
 5. プロジェクトにかかった費用の詳細な内訳とプロジェクト専用銀行口座の明細書。さらに、財団は領収書を提出するよう提唱者に要請する場合がある。奨学生と職業研修チームは、75米ドル以上の経費について、提唱者に領収書を提出する必要がある。アルゼンチンとブラジルに支払われた補助金については、報告とともに、すべての経費について領収書を提出する必要がある。
- R. プロジェクトの実施が終了し、地域社会がプロジェクトを継続していくため（持続可能性）の手段を備えたことが確認され次第、財団は、補助金を終了とする。

9. 取り消された補助金

- A. 補助金が承認されていない場合、その補助金のために受理された現金寄付とロータリー財団の使途推奨冠名基金の寄付は、年次基金（シェア）に充当される。ロータリー以外からの現金寄付は、WFへ充当される。
- B. 補助金が承認されたが、支払いがまだ行われていない場合、国際財団活動資金（WF）、DDF、冠名基金の使用可能な収益、冠名指定寄付、企業の社会的責任（CSR）の資金は、それぞれ元の資金源に返還される。現金寄付とロータリー財団の使途推奨冠名基金の寄付は、年次基金（シェア）に充当される。ロータリー以外からの現金寄付は、WFへ充当される。
- C. 補助金が全額支払われたが、全資金が返還された場合、国際財団活動資金（WF）、DDF、冠名基金の使用可能な収益、冠名指定寄付、企業の社会的責任（CSR）の

資金は、それぞれ元の資金源に返還される。現金寄付とロータリー財団の使途推奨冠名基金の寄付は、年次基金（シェア）に充当される。ロータリー以外からの現金寄付は、WFへ充当される。

- D. 補助金が全額支払われたが、資金の一部が返還された場合、それらの資金はすべてWFへ充当される。
- E. 補助金資金から生じた利子は財団に送金する必要がある。

10. 補助金における利害の対立に関する方針

- A. ロータリー財団の補助金の高潔性を保証するため、関与するすべての人は、実際の利害対立、および対立があると認識される状況を避けることが義務付けられている。
- B. 利害の対立は、ある補助金に対し、決定を下す、または決定に影響を与える立場にある人物が、補助金によって、本人、その家族、そのビジネスパートナー、またはそれらの人物が有償・無償を問わず、役員や指導的立場を担っている組織が、恩恵を得る可能性のある場合に生じる。
- C. 実際の利害対立、または対立があると認識される状況はすべて、申請手続きにおいてロータリーの補助金担当職員に開示する必要がある。利害の対立が存在するかどうか確信がもてない場合は、開示すべきです。
- D. ロータリー会員は、自身が利害の対立を有するいかなるグローバル補助金においても、補助金委員会のメンバーとなることはできない。
- E. グローバル補助金の資金調達には、その補助金と関連する利害の対立を有する寄付者（人びとまたは組織）からの寄付（冠名指定寄付、CSR寄付、等）によって行ってはならない。
- F. 個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうかは、ロータリーの補助金担当職員または管理委員会が決定する。補助金において利害の対立が存在する、または存在したと結論が下された場合、補助金担当職員は、補助金プロセスの高潔性を守るため、適切な措置を管理委員会に推奨する。このような措置には、当該会員の補助金委員会からの除外、補助金申請の却下、承認された補助金の取り消し、または特定の会員、クラブ、地区、または協力団体によるロータリー補助金参加の一時停止などが含まれる。
- G. 財団補助金の受領者または受益者となることができない人には、以下が含まれる。
 - 1. 現ロータリアン
 - 2. クラブ、地区、その他のロータリー組織（ロータリー章典 1.040 節に規定されている通り）、国際ロータリーの職員
 - 3. これらのすべての人の配偶者・直系卑属（血縁、養子縁組、再婚による子または孫）・直系卑属の配偶者・直系尊属（血縁による親または祖父母）、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関・組織・団体の職員
 - 4. 元ロータリアンおよび上記の元ロータリアンと親族関係にある人（本人または親族の退会から3年間適用）
- H. 補助金資金を受ける活動を担当するクラブまたは地区の選考委員会の委員であるロータリー会員は、ロータリー補助金の影響を受ける可能性のある個人または団体との個人的、家族上、事業上の関係について、完全に透明性を保つ必要がある。これには、奨学金候補者、協力団体、業者、その他補助金によって利益を得る人びとまたは団体（ただし、これらに限られない）との関係が含まれる。委員は、実際の利害対立または対立があると認識される場合、選考が始まる前に委員長に知らせる必要があり、また、補助金申請時にも開示する必要がある。

- I. ロータリー地区、クラブ、会員が、補助金資金を受ける活動と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その取引を行う前に、公正、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を行う必要がある。資金が、会員、会員が所有または経営する物資やサービスの提供者、名誉会員、または財団補助金の受領資格がない上記に記載された人びとに支払われるような業務をロータリー組織が行おうとする場合に、利害の対立の可能性が生じる。
- J. 協力する非政府組織、商品または業務の提供者、保険会社、運送会社、教育機関を含む業者または支払先と利害関係がないことを確認するために、すべての補助金取引を見直す必要がある。利害対立のある業者であっても、公正な市場価格で最高の製品または業務を提供し、そのことが見積書や公正、透明、徹底した入札手続を経ているオファーによって証明される場合には、その業者を利用することができる。
- K. 利害の対立に関するロータリーの方針に関する詳細は、ロータリー財団章典の第30.040節を参照のこと。

11. 小口融資（マイクロクレジット）

- A. ロータリー財団は、小規模・中規模の事業、家族事業、地域の起業家を支援するため、小口融資（マイクロクレジット）の利用に取り組んでいる。
- B. グローバル補助金を申請するクラブと地区は、持続可能な発展のためのプロジェクトを実施する方法として、融資プログラムを運営する、登記され、少なくとも3年間運営されている小口融資機関（MFI）と協力する必要がある。
- C. 小口融資の活動の監督と管理は、提唱クラブまたは提唱地区によって行われる必要がある。
- D. 小口融資プロジェクトは、ロータリーのプロジェクトであることが明確に識別できるものである必要がある。
- E. 小口融資に充てる融資元金は、少なくとも18カ月間に少なくとも2回融資する必要がある（理想的な融資サイクルは12カ月）。
- F. 財団は、融資元金予算の総額が少なくとも2回融資および回収され、その他のプロジェクト活動がすべて完了した時点で、小口融資の補助金プロジェクトが完了したとみなす。
- G. 融資を受けた人に課せられる年利は、(a) 実施国の全国平均より10ポイント低い数値、または (b) 年利36%、のいずれか低いほうでなければならない。
- H. ロータリー財団補助金資金からの小口融資の元金から発生した利子と手数料収入は、プロジェクトを直接支援するための管理運営費として使用できる。残金は、融資元金に追加すべきである。回収した利子と手数料は、本補助金プロジェクトに含まれない小口融資機関の管理運営費として使用することはできない。
- I. 補助金資金は、小口融資機関の会計システムにおいて別個に記録される必要がある。
- J. 財団資金による小口融資プログラムは、融資元金の管理にとどまらず、受益者の研修を含める必要がある。
- K. 小口融資プロジェクトを支援するためにグローバル補助金を利用しようとするクラブと地区は、補助金の申請書に添えて、グローバル補助金 小口融資プロジェクトに関する補足書式を提出する必要がある。
- L. すべての小口融資プロジェクトは、ロータリー財団専門家グループ（Cadre）のメンバーによる中間視察を受ける。
- M. 補助金の提唱者は、各グローバル補助金報告書とともにグローバル補助金 小口融

- 資プロジェクト報告書の補足書式を提出する必要がある。
- N. 補助金の最終報告書には、基準データ、プロジェクト終了時のデータ、出口計画の説明を含める必要がある。
 - O. 小口融資プロジェクトが早期に終了した場合、提唱者は、補助金資金を財団に返還する必要がある。
 - P. 財団が補助金を終了する際に、小口融資機関が当該地域社会での小口融資のために資金を使用していない場合、その小口融資機関は融資元金と未使用の利子をロータリー財団に返還する必要がある。
 - Q. ロータリー財団は、融資保証システムのための資金を提供しない（つまり、小口融資機関がほかのファンドから行う融資の担保として財団の資金を使用することはできない）。

12. インドに関する特記事項

- A. 他のすべての授与と受諾の条件に加え、インドの法律と FCRA を遵守するため、インド国内のクラブと地区に支払われる全額または一部の補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従う必要がある。
- B. FCRA に関する一般的な情報は、fcraonline.nic.in を参照のこと。FCRA の登録を受けたクラブまたは地区は、FC-4 書式と財務報告書をインド内務省（ニューデリー）に期限通りに提出する責務を負うものとする。
- C. すべての補助金の支払いは、インドルピーの資金を受領するために特別に開設された銀行口座またはクラブが管理する FCRA 口座に送金される。以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。インド国内からの拠出金から発生した十分な資金があると職員が判断するか、提唱者が銀行口座が FCRA の下に登録されていることを記した書類を提供する必要がある。そのほかの状況において支払いは待機状態となり、（インド国内から）追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、FCRA の下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにする必要がある。補助金資金は、提唱者拠出金の全額がロータリー財団へ送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。
- D. 毎年 3 月 31 日までにインドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から支払われた補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の 5 月 31 日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了から 2 カ月以内が提出期日となる。すべての中間報告書は、セクション 8（報告要件）に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。
 1. 中間報告をオンラインで補助金センターから提出する。
 2. 中間報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
 3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと）をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局）であるかを明記しなければならない。
 4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする（複写の場合は、銀行のマネ

- ジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本)。
5. 補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。
- E. いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名したもの）、ならびに、3月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金を使用されなかった理由を説明した文書。
- F. 最終報告書は、セクション8（報告要件）に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。
1. 最終報告をオンラインで補助金センターから提出する。
 2. 最終報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
 3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと）をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局）であるかを明記しなければならない。
 4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本）。
 5. 銀行調整の明細書を提出する（複数の補助金がある一つの FCRA 口座に振り込まれた場合）。
 6. 補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。
 7. 「原本はすべて8年間保管し、インドのロータリー財団または南アジア事務局から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を補助金センターにアップロードする。
 8. 未使用の補助金資金はすべて、資金の支払いを行った組織（インドのロータリー財団または南アジア事務局）に返還する。
 9. プロジェクトから利益を得る人びとに関する情報（写真、新聞の切り抜き、感謝状を含む）を保管する（インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から要請される可能性があるため）。

13. フィリピンに関する特記事項

- A. ほかの授与と受諾の条件に加え、フィリピン国内のロータリー地区またはクラブに支払われた補助金は、フィリピンの規制を遵守するためにより多くの実証を必要とする。
- B. フィリピン証券取引委員会は、財団が財務諸表を提出する際に、財団が資金を提供したすべてのプロジェクトについて補足書類を添えることを義務づけている。この要件に関する詳しい情報は、証券規制法 68 (Securities Regulation Code 68) に改正通りに記載されている。これを遵守できるよう、補助金提唱者は、その地域を管轄する以下の人物／組織のいずれかが発行する証明書を取得する必要がある：
1. 市長室、公印が押されていること
 2. 社会福祉・開発局 (Department of Social Welfare and Development) 長、公印が押されていること
 3. 保健局 (Department of Health) 長、公印が押されていること
 4. バランガイ議長室、公印が押されていること
 5. 民間機関または実際の受益者の代表者／役員、公証人により署名されたもの
- C. 各プロジェクトについて、証明書の原本5通を、下記に送付すること：Phil.

Consulting Center Inc., c/o Erika Mae Bautista, 2D Penthouse, Salamin Building, 197 Salcedo Street, Legaspi Village, Makati City 1229, Philippines.

- D. 証明書の見本テンプレートを、南太平洋・フィリピン事務局を通じて入手することができる。
- E. 7月から5月までに配分される補助金の証明書は、同じ会計年度の6月30日までに受理されるべきである。6月に支払われる場合は、7月31日までに受理されるべきである。

6-4) ロータリー災害救援補助金 授与と受諾の条件

ロータリー災害救援補助金 授与と受諾の条件

災害救援補助金は、過去 6 カ月間に自然災害により被災した地域での救援および復興活動を支援する。ロータリー財団からの 25,000 米ドルまでの補助金が、被災地域にある地区にのみ授与される。資金は、水や食料、医薬品、衣服といった基本的な物資を提供するために使用できる。地区は、資金を配分する権限を有し、支出した資金の用途を報告することが義務づけられる。

ロータリー財団は、内容をより明確にし、方針の変更を反映させるために、この授与と受諾の条件をいつでも修正することができる。このほかの最新情報と資料は、rotary.org/ja/grants を参照のこと。または、補助金担当職員に質問する。

1. 受領資格のある活動

災害救援補助金の受領資格がある活動：

- A. ロータリー財団の使命に沿っていること。
- B. 水や食料、医薬品、衣服といった基本的な物資の提供を含むことができる。
- C. ロータリー会員が積極的に参加すること。
- D. 米国および補助金が実施される国の法律を遵守し、害を与えないこと。(米国財務省外国資産管理局 [OFAC] による制裁対象国でのプロジェクトを計画している提唱者は、追加情報の提供が求められる場合がある)。
- E. 参加する未成年の安全と健康を守り、国際ロータリーの青少年保護方針を遵守すること。
- F. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認されていること。補助金が承認された後に使用計画の変更が必要となった場合、ロータリー補助金担当職員に要請する必要がある。
- G. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
- H. ロータリー財団章典の第 30.040 節「プログラム参加者の利害の対立に関する方針」、およびセクション 8「補助金における利害の対立に関する方針」に概説されている方針を遵守すること。
- I. ロータリー章典の第 34.040.6 項ならびに 34.040.11 項に記載される通り、ロータリーという名称、その他のロータリー標章、徽章およびグラフィックの使用に関するロータリーの方針を遵守すること。
- J. ロータリー財団章典の第 40.010.2 項に基づき、またロータリーのブランドリソースセンターにあるロータリーブランドのガイドラインに従い、補助金提唱者とロータリー財団を明確に示す標識・表示をプロジェクト実施地、またはその近接位置に表示すること。
- K. ロータリー章典の第 26.080 節に記述された、プライバシーに関するロータリーの声明に従うこと。

2. 受領資格のない活動および支出

災害救援補助金を受領する活動では、以下を行ってはならない：

- A. 特定のグループ（種類を問わない）を差別するもの。
- B. 特定の政治的あるいは宗教的観点を推進すること。
- C. 完全に宗教を目的とした催し物を行うこと。

- D. 特定の人、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援を行うこと。
- E. 財団、永久信託、利子の発生する長期口座を開設すること。
- F. ロータリー財団または国際ロータリーに、補助金資金を上回る財務上の責任を生じさせること。
- G. ファンドレイジング（募金）活動
- H. ワクチンの出所となる国ならびにワクチンの受領国の政府や規制当局からの事前の承認なく、国境を越えてワクチンを輸送すること。
- I. 無報酬で働くことを誰かに要求すること（プロジェクトは労働者の権利と公正な賃金慣行を守るよう努力すべきである。利益を得る人びとがプロジェクトでボランティア活動をする必要がある場合、これらの人びとの明確な同意が必要である）。
- J. 当該国の法的な労働年齢未満の人、または法律で年齢が定められていない場合は 16 歳未満の人による労働を要求すること。

また、災害救援補助金の資金は、以下のために使用できない：

- K. 補助金が承認される前に発生した費用、または進行中もしくは既に完了した活動
- L. ロータリー財団、ポリオプラス、またはほかの財団補助金への寄付
- M. 土地や建物の購入
- N. 武器または弾薬
- O. 軍事援助
- P. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽イベント、プロジェクトでの式典などのロータリー行事に関連する経費
- Q. 広報的な取り組み（プロジェクトの完了に不可欠な場合を除く）
- R. 1,000 米ドルを超える、プロジェクトの標識
- S. 他団体の運営費、管理費、間接的なプログラム経費
- T. 特定の人物や協力団体への使途無指定の現金寄付
- U. 新型コロナウイルスのワクチン
- V. ポリオワクチンのみを投与する予防接種
- W. 全国予防接種日（NID）に参加するための旅費
- X. 妊娠中絶、または性決定のみを目的とする施術
- Y. 18 歳未満の人の海外渡航費（保護者同伴の場合またはロータリー青少年交換プログラムに参加している場合を除く）
- Z. 融資保証制度
- AA. ロータリー地区、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、会員が所有者となる物品
- BB. 地雷の探知および除去、または地雷を除去するための機材の購入

3. 申請要件

- A. 地区は、地区ガバナーと地区ロータリー財団委員長を含む補助金委員会を設置する。この委員会は、被災地のニーズを特定し、資金をこれらのニーズへの対応に最大限に活用する方法を決定する責務を担う。地区ガバナーと地区ロータリー財団委員長は、災害救援補助金の申請において承認手続きを行い、補助金センターから申請書を提出する責務を担う。
- B. 被災した地域または国にある地区は、災害救援補助金を申請するにあたり、参加資格認定を得ている必要がある。
- C. 地区は、以前の災害救援補助金の報告書を規定通りに提出済みである場合に限り、

追加の補助金を申請できる。

- D. 申請には詳細な使用計画を含める。
- E. 提出後6カ月以内に申請書が完全なものとならず、承認されなかった場合、この申請は取り消しとなる。
- F. 補助金の全関係者は、国際ロータリーとロータリー財団に対する義務を果たしている必要がある。
- G. すべてのプロジェクトの名称が、ロゴ、徽章、グラフィックの使用に関するロータリーの方針に準拠していることを確認する（セクション1「受領資格のある活動」を参照）。
- H. 臨時費の計画を立てる。地区は、発生しうる臨時費のために、災害救援補助金の20%までを充てることができるが、承認された後に補助金に追加するすべてのプロジェクトと活動は、資金を使用する前に財団からの承認を受ける必要がある。使用計画に臨時用の資金を含め、最終報告書に臨時費の内訳を記載する。
- I. 管理運営費を含める。地区は、補助金の3%までを、補助金に関連した管理運営費（銀行手数料、郵送料、ソフトウェア、独立財務評価など）に充てることができる。
- J. 医療従事者が補助金資金による活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低500,000米ドルの職業賠償責任保険（別称、過失脱漏保険またはE&O保険）に加入するよう期待されている。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人である。

4. 協力団体

- A. 協力団体とは、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他のプロジェクトへの支援を提供する、ロータリー以外の定評ある組織または教育機関である。
- B. 協力団体は、財団の報告と監査の全要件を遵守し、領収書や必要な購入証明書を提出する必要がある。
- C. 協力団体に提供された資金の全額は特定のプロジェクト費用として使用され、地区がこれらの費用の明細を記録する必要がある。

5. 補助金の資金源

- A. 災害救援補助金は、ロータリー災害救援基金への寄付によって賄われる。
- B. 本補助金の最高授与額は25,000米ドルとする。

6. 支払い

- A. 補助金は、地区が管理する災害救援専用の銀行口座、または地区が管理する他の補助金口座のみに支払われる。個々のクラブに支払われることはない。
- B. 銀行口座は、いかなる取引にも少なくとも2名の署名人を必要とすること。
- C. 補助金は、補助金支払い時の国際ロータリー為替レートに従って支給される。
- D. 補助金は以下の条件が満たされた場合に支払われる。
 - 1. 財団が補助金申請書を受取り、承認する
 - 2. 財団が記入漏れのない受取人情報書式を受取り
- E. 補助金資金は、補助金申請書に記載された地区または地区財団の銀行口座のみに支払われる。
- F. 申請書の承認後6カ月以内に支払い要件が満たされなかった場合、補助金は取り消しとなる。

7. 報告要件

- A. 補助金の受領者は、補助金の使途について財団に報告する必要がある。
- B. 報告書には以下を記載しなければならない。
 - 1. プロジェクトの詳細な説明
 - 2. 関与するクラブのリスト
 - 3. プロジェクト実施に関与したすべての協力団体の名称
 - 4. プロジェクトの受益者数
 - 5. プロジェクトへのロータリー会員の参加方法
 - 6. 支出一覧
 - 7. 支出一覧に関連する銀行取引明細書
 - 8. 支出一覧と適切に相互参照できる領収書（財団に明示的に要求された場合）
- C. 地区が支払いを受けてから6カ月以内に報告書を提出しなければならない。
- D. 財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、または、支払いを（一部または全額）保留することができる。
- E. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の使途について地区内クラブに報告する必要がある。
- F. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される法律に従い、補助金の支出に関連する全領収書のコピーと銀行取引明細書を保管する必要がある。
- G. 補助金プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を遵守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還する必要がある、最高5年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。
- H. 資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後6カ月以内、または地区からすべてのプロジェクトへ配分が完了してから2カ月以内に、財団に提出する必要がある。アルゼンチンとブラジルに支払われた補助金については、報告とともに、すべての経費について領収書を提出しなければならない。
- I. すべての補助金活動が完了した後に1,000米ドルを超える補助金資金が残った場合、受領資格のある追加の活動のための資金利用を財団が承認する必要がある。承認された通りにこれらの資金を使用できない場合、資金をロータリー財団に返還する必要がある。
- J. すべての補助金活動が完了した後に1,000米ドル以下の補助金資金が残った場合、災害救援補助金の使用が認められている活動にその資金を利用でき、財団からの事前の承認は必要ない。いかなる金額であれ、災害救援補助金と関係のない経費に未使用の補助金資金を使用することはできない。
- K. 1,000米ドル以下の補助金資金が財団に返還された場合、その資金は国際財団活動資金（WF）に充当される。
- L. 以下の国は、返還資金について独自に以下を義務づけている：
 - 1. アルゼンチン：10アルゼンチンペソを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
 - 2. ブラジル：100ブラジルリアルを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
 - 3. インド：未使用の補助金資金は返還する必要がある。

8. 補助金における利害の対立に関する方針

- A. ロータリー財団の補助金の高潔性を保証するため、関与するすべての人は、実際の利害対立、および対立があると認識される状況を避けることが義務付けられている。
- B. 利害の対立は、ある補助金に対し、決定を下す、または決定に影響を与える立場に

ある人物が、補助金によって、本人、その家族、そのビジネスパートナー、またはそれらの人物が有償・無償を問わず、役員や指導的立場を担っている組織が、恩恵を得る可能性のある場合に生じる。

- C. 実際の利害対立、または対立があると認識される状況はすべて、申請手続きにおいてロータリーの補助金担当職員に開示する必要がある。利害の対立が存在するかどうか確信がもてない場合は、開示すべきである。
- D. 個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうかは、ロータリーの補助金担当職員または管理委員会が決定する。補助金において利害の対立が存在する、または存在したと結論が下された場合、補助金担当職員は、補助金プロセスの高潔性を守るため、適切な措置を管理委員会に推奨する。このような措置には、当該会員の補助金委員会からの除外、補助金申請の却下、承認された補助金の取り消し、または特定の会員、クラブ、地区、または協力団体によるロータリー補助金参加の一時停止などが含まれる。
- E. 財団補助金の受領者または受益者となることができない人には、以下が含まれる。
 - 1. 現ロータリアン
 - 2. クラブ、地区、その他のロータリー組織（ロータリー章典 1.040 節に規定されている通り）、国際ロータリーの職員
 - 3. これらのすべての人の配偶者・直系卑属（血縁、養子縁組、再婚による子または孫）・直系卑属の配偶者・直系尊属（血縁による親または祖父母）、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関・組織・団体の職員
 - 4. 元ロータリアンおよび上記の元ロータリアンと親族関係にある人（本人または親族の退会から3年間適用）
- F. 補助金資金を受ける活動を担当するクラブまたは地区の選考委員会の委員であるロータリー会員は、ロータリー補助金の影響を受ける可能性のある個人または団体との個人的、家族上、事業上の関係について、完全に透明性を保つ必要がある。これには、奨学金候補者、協力団体、業者、その他補助金によって利益を得る人びとまたは団体（ただし、これらに限られない）との関係が含まれる。委員は、実際の利害対立または対立があると認識される場合、選考が始まる前に委員長に知らせる必要があり、また、補助金申請時にも開示する必要がある。
- G. ロータリー地区、クラブ、会員が、補助金資金を受ける活動と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その取引を行う前に、公正、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を行う必要がある。資金が、会員、会員が所有または経営する物資やサービスの提供者、名誉会員、または財団補助金の受領資格がない上記に記載された人びとに支払われるような業務をロータリー組織が行おうとする場合に、利害対立の可能性が生じる。
- H. 協力する非政府組織、商品または業務の提供者、保険会社、運送会社、教育機関を含む業者または支払先と利害関係がないことを確認するために、すべての補助金取引を見直す必要がある。利害対立のある業者であっても、公正な市場価格で最高の製品または業務を提供し、そのことが見積書や公正、透明、徹底した入札手続を経ているオファーによって証明される場合には、その業者を利用することができる。
- I. 利害の対立に関するロータリーの方針に関する詳細は、ロータリー財団章典の第30.040節を参照のこと。

9. インドに関する特記事項

- A. 他のすべての授与と受諾の条件に加え、インドの法律と FCRA（および 2020 年 FCRA 改正）を遵守するため、インド国内の地区に支払われる全額または一部の補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従う必要がある。
- B. FCRA に関する一般的な情報は、fcraonline.nic.in を参照のこと。FCRA の登録を受けた地区は、FC-4 書式と財務報告書をインド内務省（ニューデリー）に期限通りに提出する責務を負うものとする。
- C. すべての補助金の支払いは、インドルピーの資金を受領するために特別に開設された銀行口座または地区が管理する FCRA 口座に送金される。以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。インド国内からの拠出金から発生した十分な資金があると職員が判断するか、提唱者が銀行口座が FCRA の下に登録されていることを記した書類を提供する必要がある。そのほかの状況において支払いは待機状態となり、（インド国内から）追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、FCRA の下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにする必要がある。補助金資金は、支払いの全条件が満たされるまでは支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。
- D. 毎年 3 月 31 日までにインドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から支払われた補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の 5 月 31 日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了から 2 カ月以内が提出期日となる。すべての中間報告書は、セクション 7（報告要件）に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。
1. 中間報告をオンラインで補助金センターから提出する。
 2. 中間報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
 3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと）をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局）であるかを明記しなければならない。
 4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本）。
 5. 補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。
- E. いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名したもの）、ならびに、3 月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金を使用されなかった理由を説明した文書。
- F. 最終報告書は、セクション 7（報告要件）に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。
1. 最終報告をオンラインで補助金センターから提出する。
 2. 最終報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
 3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと）をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局）で

- あるかを明記しなければならない。
4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本）。
 5. 銀行調整の明細書を提出する（複数の補助金の一つの FCRA 口座に振り込まれた場合）。
 6. 補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。
 7. 「原本はすべて 8 年間保管し、インドのロータリー財団または南アジア事務局から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を補助金センターにアップロードする。
 8. 未使用の補助金資金は、資金の支払いを行った組織（インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局）に返還する。
 9. プロジェクトから利益を得る人びとに関する情報（写真、新聞の切り抜き、感謝状を含む）を保管する（インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から要請される可能性があるため）。

10. フィリピンに関する特記事項

- A. ほかの授与と受諾の条件に加え、フィリピン国内のロータリー地区またはクラブに支払われた補助金は、フィリピンの規制を遵守するためにより多くの実証を必要とする。
- B. フィリピン証券取引委員会は、財団が財務諸表を提出する際に、財団が資金を提供したすべてのプロジェクトについて補足書類を添えることを義務づけている。この要件に関する詳しい情報は、証券規制法 68 (Securities Regulation Code 68) に改正通りに記載されている。これを遵守できるよう、補助金提唱者は、その地域を管轄する以下の人物／組織のいずれかが発行する証明書を取得する必要がある：
 1. 市長室、公印が押されていること
 2. 社会福祉・開発局 (Department of Social Welfare and Development) 長、公印が押されていること
 3. 保健局 (Department of Health) 長、公印が押されていること
 4. バランガイ議長室、公印が押されていること
 5. 民間機関または実際の受益者の代表者／役員、公証人により署名されたもの
- C. 各プロジェクトについて、証明書の原本 5 通を、下記に送付すること：Phil. Consulting Center Inc., c/o Erika Mae Bautista, 2D Penthouse, Salamin Building, 197 Salcedo Street, Legaspi Village, Makati City 1229, Philippines.
- D. 証明書の見本テンプレートを、南太平洋・フィリピン事務局を通じて入手することができる。
- E. 7 月から 5 月までに配分される補助金の証明書は、同じ会計年度の 6 月 30 日までに受理されるべきである。6 月に支払われる場合は、7 月 31 日までに受理されるべきである。

～ MEMO ～

南太平洋・フィリピン事務局を含む各国事務所の連絡先はこちらです。

<https://www.rotary.org/ja/about-rotary/our-leaders/international-offices>

さらにご不明な点や問題などございましたらお知らせください。

山本律子 Ritsuko Yamamoto <Ritsuko.Yamamoto@rotary.org >

国際ロータリー日本事務局 | 財団室・コーディネーター
Coordinator | Foundation Services | Rotary International Japan Office

6-5) 地区補助金実績表

G	番号	クラブ名	2020-21年度		2021-22年度	
			プロジェクト内容	補助金(\$)	プロジェクト内容	補助金(\$)
第1グループ	1	市川				
	2	市川東				
	3	市川南	広尾公園に集会用マット2張を寄付	558	市川市行徳ふれあい伝承館にテントの寄贈	1,594
	4	浦安				
	5	市川シビック	創立30周年記念事業	1,343		
	6	浦安ベイ	創立10周年記念事業 浦安市へ時計塔の寄贈	1,612		
第2グループ	1	船橋	オリンピックを目指す選手が語る「必ず夢はかなう」講演会	1,343	児童養護施設及び母子生活支援施設で暮らす児童に「諦めないことの大切さ」を	2,293
	2	船橋西	障がい者スポーツ支援プロジェクト	1,047	子供の貧困を助け母子の健康を実現するプロジェクト	1,578
	3	鎌ヶ谷	小学生落語教室	483		
	4	船橋東	～国際化が進む教育現場～「言葉の壁をなくそうプロジェクト」	1,612		
	5	船橋南				
	6	船橋みなと			未来につながる愛のコンサート	2,110
第3グループ	1	千葉	清潔な水プロジェクト	5,815		
	2	新千葉				
	3	千葉西				
	4	千葉中央				
	5	千葉幕張	スマイルファクトリー(幕張本郷他6事業所)青少年に夢を与えるプロジェクト	1,558	松ヶ丘地区子ども食堂への支援プロジェクト	1,376
	6	千葉東				
	7	千葉若潮				
第4グループ	1	千葉南	国際里山の集い	1,209	国際里山の集い	2,293
	2	市原				
	3	千葉港	ラオス国におけるHIV/エイズ感染者のホームベースケアセンター	5,607	ラオス国2小学校の校舎、設備の改修工事と図書寄贈	5,504
	4	市原中央	第4グループ共同プロジェクトによるフィリピン歯科医療と予防教育	841	ロータリークラブ出前教室	917
	5	千葉北				
	6	千葉緑				
第5グループ	1	木更津	ベトナム国ハノイ市での日本語学習を進める3中学校へ教材支援と日本語コンテストの開催	534		
	2	上総				
	3	富津				
	4	富津中央				
	5	木更津東				
	6	君津	スリランカ浄水プロジェクト	5,607	君津市立周西南中学校・周西小学校への楽器等の寄贈及び演奏会へのボランティア参加	1,362
	7	袖ヶ浦			ガウラ子ども食堂 食事提供及び配達支援	1,834
	8	富津ンティ				
第6グループ	1	館山				917
	2	鴨川	風水害発生時の避難所設備(テント)寄贈	1,450		
	3	勝浦	地域の子供たちがプロの音楽に触れ、音楽を通じて地域貢献や社会貢献できる人材を育成する	1,612	フィリピンの子供達への教育環境支援(学習机・椅子寄贈)プロジェクト	5,504
	4	千倉				
	5	鋸南			南房総地区による防災と非難を学ぶ	2,293
	6	館山ベイ	安房郡市中学校英語発表会後援活動及び発表機会の提供	644	安房郡市中学校英語発表会後援活動及び発表機会の提供	1,376
第7グループ	1	茂原	火災死者負傷者ゼロ都市茂原を創るプロジェクト	1,267	新型コロナウイルス感染拡大防止に繋げる為の体温測定器寄贈と講演会実施	2,246
	2	東金				
	3	大原	大原高校応援団長の制作(ゆるキャラ)	1,289		
	4	大多喜				
	5	成田空港南	被災地復興支援チャリティーコンサート	1,289		
	6	茂原東				
	7	茂原中央	茂原市避難所への非常用発電機材の提供とその運用方法の共有	967	長生郡及び夷隅郡避難所への災害時非常用発電機材の提供とその運用方法の共有	2,502
	8	大網				
	9	東金ビュー				
第8グループ	1	銚子				
	2	旭				
	3	八日市場	飯高寺砂利補充	183	文化財を守ろう!	1,192
	4	銚子東				

2022-23年度		2023-24年度		クラブ名	番号	G
プロジェクト内容	補助金(\$)	プロジェクト内容	補助金(\$)			
		駅前時計塔設置	4,286	市川	1	第1グループ
		健全な精神は健全なサッカー少年に宿る～市川少年サッカー大会～	2,857	市川東	2	
妙典河川敷にソーラー式電波時計を設置	1,299	市川浦安支部中学校招待サッカー大会	1,630	市川南	3	
		タイ国における狂犬病予防対策支援事業	1,429	浦安	4	
		真間川河川浄化啓蒙運動	1,429	市川ビック	5	
				浦安ベイ	6	第2グループ
船橋市内の中学生へ「夢」を叶えるための影の努力、世界と日本の異文化についての講和	1,811	船橋市内の中学生及びその保護者・先生方にD E Iの重要性について考える機会を提供するための講話	1,554	船橋	1	
船橋障がい者支援ソフトボール大会	1,102	船橋春季市民ミニバスケットボール大会への協賛	1,786	船橋西	2	
		平和の桜プロジェクト	3,571	鎌ヶ谷	3	
～食が育む子供の未来～「フードバンク活動支援」プロジェクト	2,362	平和の集い ～子供たちと願う Love & Peace～	2,614	船橋東	4	
				船橋南	5	第3グループ
				船橋みなと	6	
		日本の未来を託す次世代育成プロジェクト	714	千葉	1	
		世界の情勢を肌で感じる講演会	714	千葉西	3	
		聴覚障害者支援事業	3,929	新千葉	2	
		仮称『みちくさの小径』プロジェクト	3,143	千葉中央	4	第4グループ
フィリピン国 孤児院への支援	4,724	第25回アートフレンズ展	2,500	千葉幕張	5	
		千葉市中学校特別支援学級合同予選会支援	1,071	千葉東	6	
千葉市青少年のつどい大会	494			千葉若潮	7	
		青少年健全育成ゴルフミーティング	2,143	千葉南	1	
国際里山の集い	1,969			市原	2	第5グループ
				千葉港	3	
		ラオス国 2小学校の設備改装工事と図書寄贈	2,143	市原中央	4	
ベトナム基本的教育と識字率向上プロジェクト	4,724	出前教室	714	千葉北	5	
				千葉緑	6	
令和4年度アクアラインマラソンに於けるロータリーデーの開催	591			木更津	1	第6グループ
古代からの贈り物「生きた水・久留里」地域活性化プロジェクト	1,594			上総	2	
				富津	3	
				富津中央	4	
				木更津東	5	
駅前ロータリーを花でいっぱいしましょう！	919	地産地消費育プロジェクト「親子体験枝豆収穫祭」	967	君津	6	第7グループ
				袖ヶ浦	7	
東日本大震災被災の経験と教訓を学ぶ	661			富津シティ	8	
館山・花の街づくり	787	館山・花のまちづくり運動	714	館山	1	
		青少年育成・中学生野球大会「さざなみ野球大会」	571	鴨川	2	
ローターアクトと共に、市民の健康づくりを	2,362	ローターアクトと共に、市民の健康づくり	1,071	勝浦	3	第8グループ
地域の中学生と共に取り組めるSDGsについて考え、行動するプロジェクト	2,362	地域の子供達に絵葉書で思いを贈る大切さと書き方マナーを教え、夢あるフットビックポストを創り、除幕式で初投函しようプロジェクト	2,143	千倉	4	
				鋸南	5	
				館山ベイ	6	
		児童養護施設への出前教室	3,017	茂原	1	
				東金	2	第9グループ
				大原	3	
				大多喜	4	
				成田空港南	5	
				茂原東	6	
長生郡内の避難所へ災害時非常用発電機材の提供とその運用方法の共有	1,582	長南町・長柄町・大多喜町における小学校児童への読書活動支援事業	2,143	茂原中央	7	第10グループ
				大網	8	
				東金ビュー	9	
				銚子	1	
				旭	2	
高齢者にもゆっくり文化財を観光してもらおう！	1,276	親子3代祭りによる地域経済に寄与する	877	八日市場	3	第11グループ
		舞い上がれドローン体験学習	943	銚子東	4	

G	番号	クラブ名	2020-21年度		2021-22年度	
			プロジェクト内容	補助金(\$)	プロジェクト内容	補助金(\$)
第9グループ	1	佐原				
	2	多古	多古町病児保育棟環境整備及び傷病児童健全育成プロジェクト	859	多古町立多古第一小学校キャリア教育支援交流プロジェクト	1,467
	3	小見川				
	4	佐原香取				
第10グループ	1	成田	地域災害支援	1,612	成田学園支援活動	2,752
	2	八街				
	3	印西				
	4	白井				
	5	富里				
	6	成田コスモポリタン	産後の母子ケア支援	5,046		
第11グループ	1	柏	松ヶ崎城址公園再整備事業	1,450	国籍・人種を問わず住み続けられるまちづくりプロジェクト	2,752
	2	我孫子			コロナ禍で苦しむ我孫子の子ども達を地域農産物で救え。	2,752
	3	柏西				
	4	柏東				
	5	柏南	カグンドゥイニ診療施設リノベーション工事	5,607	とうかつ草の根フードバンク支援プロジェクト	2,752
第12グループ	1	習志野				
	2	八千代	～明日に向かって～夢を持ち続けよう	1,289	みんな、夢(目標)をもって努力するって、ステキだね。	2,477
	3	佐倉			50周年記念講演「命の授業」60万人が泣いた奇跡の感動実話	2,293
	4	八千代中央				
	5	四街道				
	6	習志野中央				
	7	佐倉中央				
第13グループ	1	松戸				
	2	松戸東				
	3	松戸北				
	4	松戸中央				
	5	松戸西				
第14グループ	1	野田				
	2	流山				
	3	野田東				
	4	流山中央				
	5	野田セントラル	改造バスによる学校教室	4,485		
2790地区	青少年インターアクト					
	フェロシップ		スリランカの水環境が悪い地域の学校へ水支援	806	第2790地区スリランカクラブ スリランカ国への日本語学校設置・交流プロジェクト	5,504
	学友連絡委員会		被災地復興支援チャリティーコンサート	1,235	子どもの食育に応援を！！	458
	奉仕プロジェクト委員会		2020-21年度奨学生のオリエンテーションの会議費2回分	1,495	地区環境保全プロジェクト	2,752
	財団委員会		2021-22年度資金管理セミナー会場費	5,196	2021-22年度奨学生のオリエンテーションの会議費2回分	1,834
					2022-23年度補助金管理セミナー会場費	5,018
合計			66,950	地区環境保全プロジェクト	2,752	69,702

2022-23年度		2023-24年度		クラブ名	番号	G
プロジェクト内容	補助金(\$)	プロジェクト内容	補助金(\$)			
				佐原	1	第9グループ
多古町立中村小学校キャリア教育支援交流プロジェクト	1,142	多古町立久賀小学校キャリア教育支援プロジェクト	2,857	多古	2	
			1,630	小見川	3	
			1,429	佐原香取	4	第10グループ
児童福祉施設援助	2,362	のぞみの園支援プロジェクト	1,554	成田	1	
			1,786	八街	2	
			3,571	印西	3	
			2,614	白井	4	
富里市市政20周年記念地域活性化応援プロジェクト	2,362	災害ボランティア共同訓練プロジェクト		富里	5	
地方農村遠隔地における感染症予防プロジェクト(新型コロナウイルス感染症及び水系感染症)	4,724			成田コスモポリタン	6	
小・中学生学校用品補助プロジェクト	2,362	いじめ差別問題を中学生と一緒に考える	714	柏	1	第11グループ
		我孫子市社会福祉協議会への冷凍庫寄贈、食料運搬支援及び子育て中の生活困窮世帯へのフードパントリー(弁当配布)事業	3,929	我孫子	2	
かしわサケたまプロジェクト	2,110			柏西	3	
		東武線高柳駅西口周辺の美化活動支援	3,143	柏東	4	
防災体制構築のための避難所支援及び防災意識向上のためのイベント開催	2,362	子どもの健口支援事業	2,500	柏南	5	
		モヨチルドレンセンターが運営するドラックリハビリセンターの修繕工事	1,071			
				習志野	1	第12グループ
みんな、夢(目標)を持って頑張ろうよ!	2,362			八千代	2	
			2,143	佐倉	3	
			714	八千代中央	4	
				四街道	5	
		放課後児童会EEHプロジェクト(Enjoy・Equality・Happy)		習志野中央	6	
		ストリートピアノでつなぐ折りのハーモニー		佐倉中央	7	
				松戸	1	第13グループ
				松戸東	2	
		梨狩り体験支援プロジェクト		松戸北	3	
				松戸中央	4	
スリランカ国の小学校・日曜学校へ図書及び辞書を寄贈するプロジェクト	1,181	モンゴル井戸設置プロジェクト	967	松戸西	5	第14グループ
				野田	1	
				流山	2	
				野田東	3	
				流山中央	4	
			2,857	野田セントラル	5	
				青少年インターアクト		2790地区
				フェロシップ		
				学友連絡委員会		
				奉仕プロジェクト委員会		
22-23年度ロータリー財団奨学生オリエンテーション	1,575		1,429	財団委員会		
23-24年度補助金管理セミナー	4,189		4,189			
	57,350		82,041	合計		

2790 地区 補助金マニュアル 2024-25 年度用
発行・編集：国際ロータリー 2790 地区ロータリー財団統括委員会

E-mail : trf@rid2790.jp



Rotary

District 2790

